

予算特別委員会会議録

日時 令和3年3月17日（水） 開会時間 午前10時00分
閉会時間 午後5時17分

場所 委員会室棟大会議室

委員出席者 委員長 白壁 賢一
副委員長 猪股 尚彦
委員 皆川 巖 浅川 力三 山田 一功 永井 学
遠藤 浩 宮本 秀憲 乙黒 泰樹 鷹野 一雄
白井 友基 桐原 正仁 望月 利樹 古屋 雅夫
藤本 好彦 小越 智子

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

知事 長崎 幸太郎
副知事 若林 一紀
知事政策局長 渡邊 和彦 総務部長 市川 康雄 スポーツ振興局長 赤岡 重人
県民生活部長 丹澤 尚人 リニア交通局長 三井 孝夫 防災局長 末木 憲生
福祉保健部長 小島 良一 子育て支援局長 依田 誠二 森林環境部長 村松 稔
産業労働部長 中澤 和樹 観光文化部長 中澤 宏樹 農政部長 坂内 啓二
県土整備部長 大儀 健一 公営企業管理者 井出 仁 教育長 斉木 邦彦
警察本部長 大窪 雅彦

議題 第17号 令和3年度山梨県一般会計予算
第18号 令和3年度山梨県恩賜県有財産特別会計予算
第19号 令和3年度山梨県災害救助基金特別会計予算
第20号 令和3年度山梨県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
第21号 令和3年度山梨県中小企業近代化資金特別会計予算
第22号 令和3年度山梨県市町村振興資金特別会計予算
第23号 令和3年度山梨県県税証紙特別会計予算
第24号 令和3年度山梨県集中管理特別会計予算
第25号 令和3年度山梨県林業・木材産業改善資金特別会計予算
第26号 令和3年度山梨県公債管理特別会計予算
第27号 令和3年度山梨県国民健康保険特別会計予算
第28号 令和3年度山梨県営電気事業会計予算
第29号 令和3年度山梨県営温泉事業会計予算
第30号 令和3年度山梨県営地域振興事業会計予算
第31号 令和3年度山梨県流域下水道事業会計予算

審査の概要 総括審査日程表により、午前10時03分から午前11時31分まで、休憩をはさみ、午後1時から午後4時27分まで（午後2時29分から午後2時40分まで休憩をはさんだ）自民党誠心会の質疑、休憩をはさみ、午後4時40分から午後5時17分まで未来やまなしの質疑を行った。

主な質疑等 付託案件第17号議案ないし第31号議案

質疑

（訟務管理費について）

皆川委員

私は、県有地の貸付に関する調査及び検証特別委員会委員長の立場で県議会の議論を進めてまいりましたが、なかなか知事とこうしてフェースツーフェースで御意見を伺う機会がない中、本日は直接質疑の場をいただいたことに感謝申し上げます。

来年度の当初予算は、過去最大規模の超積極型予算として今議会に提出されております。この予算に関し、知事は所信表明の中で、命と経済の両立を主題とした上で、徹底した選択と集中、最少の予算で最大の効果を確保するためのレバレッジのきいた予算、スクラップ・アンド・ビルドの徹底、この3点を基本方針として編成したと述べられております。新型コロナウイルス感染症の影響で疲弊する山梨県経済の反転攻勢に向けた取り組みとして大いに期待できる予算編成であると高く評価しております。今後も、県民一人一人が豊かさを実感できる山梨の実現に邁進する知事を、二代表制の一翼を担う県議会としては、議長が2月定例会に当たり述べたとおり、四輪駆動で県政が力強く駆け上げられるよう最大限努力し、時には慎重議論でブレーキを踏むという役割をしっかりと果たしていく所存であります。そのことを冒頭申し上げまして、質問に入ります。

（訟務管理費について）

課別説明書、総34ページの訟務管理費、総36ページの債務負担行為についてお伺いします。県有地の住民訴訟に関する問題について、県議会では昨年11月30日に県有地の貸付に関する調査及び検証特別委員会を設置し、これまで17回開催いたしました。特別委員会では、現在まで900カ所を超える県有地の貸し付けについて、適正な価格とは何か、過去の契約の経緯などについて、現在まで参考人招致や現地調査等を行い調査及び検証を行ってまいりました。私は委員長として常に一視同仁、委員会を運営してきたところであります。そこで、改めてこの問題について知事のお考えをお伺いします。

今回、当初予算に計上されている弁護士報酬約2億円という県民感覚からはかけ離れた金額ではありますが、また裁判費用として異例といえる債務負担行為が設定されています。そこでまず、この問題について知事はどのように考えているのか。来年度当初予算に計上した裁判費用、債務負担行為をどのような考え方にに基づき計上したのか。なぜ必要なのか。知事にお伺いします。

長崎知事

皆川委員の御質問にお答え申し上げます。まず、当初予算に計上いたしました弁護士報酬につきましては、我が国の弁護士報酬基準として実務上広く用いられております（旧）日本弁護士連合会報酬等基準を当てはめまして、現時点で想定される訴訟の経済的利益、これは当該基準に使われている言葉ですけれども、その経済的利益に対しまして機械的に当てはめて算出したものであります。委員おっしゃるように、確かに県民の平均年収と比べれば高いということは、そのとおりだと私も同意いたしますが、ただ弁護士に限らず、医師など高度な専門性が求められる職業に対しましては相応の対価を払わなければならないというのは社会の要請であろうと考えます。加えて、こういう方々は一般のサラリーマンとは異なりまして、給与、全額所得になるものではなくて、ある意味売り上げに近いものであって、ここからスタッフの給与、あるいは事務所費もろもろの経費というものが出ていく、ある意味企業体に近いものだと思いますが、そういう性質で

あることを御理解賜ればと思います。

今まさに県民感覚からかけ離れているのではないかと、こういう御指摘ではありますが、そもそも機械的に算出した額であるということでもあります。私が思いますに、むしろ県民感覚からかけ離れているということは、県民全体の財産であります県有地を法令に反するような形で特定企業に対しまして適正な価格に下回る賃料により貸し付けていること。またそれを改めないこと。こちらのほうが県民感覚から離れているのではないかと、私はそう信じる次第であります。今後、準備が必要となる裁判におきましては、近年、山梨県では経験したことがないほど、これは日弁連のものですけれども、経済的な利益の額が大きいと想定されます。したがって、この大きな額の経済的利益から機械的に算出される費用が大きくなることは、ある意味当然のことでもあります。

また、訴訟追行に当たりましては、企業法務に関する豊富な実務経験、あるいは高度な法令運用解釈の高い見識を有する弁護士が求められます。今、この裁判というもので県民の利益を守っていくためにしっかりと主張しなければならない。また、この県有地問題の動向を今後におきましても、ある意味この分野におけます方向性を決定する極めて重要な先々に対しましても影響の及ぶ裁判でありますので、私どもとしては全力をもってこの裁判で県の主張が認めていただけるように最大限の努力をする、これは私に課せられました使命であると認識をしております。そういう意味で、今回、有能な弁護士を選定して、しっかりと余すことなく山梨県の主張というものを法廷の場で裁判官の前で論証する、これが絶対必要になってまいります。そのためには当然、弁護士に対するしっかりとした、その世界での基準に沿った報酬というものを出すことは、これは欠くことができない大変必要性のあるものであります。したがって、今回の対応というものは、必要最低限の準備をぜひさせていただければと考える次第であります。

また、先ほど議員の御指摘の中にも、裁判費用に関しては、これは異例だというお話がございました。確かに異例の裁判であろうと思います。これは、繰り返しになるかもしれませんが、まず裁判の対象となる金額が、そもそも異例な規模であること。ここから機械的に算出しているわけですが、異例な規模であります。これは、過去数十年にわたり積もりに積もったこれまでの県有地のあり方、それをこの機会に県民の皆さんの目に明らかにし、また裁判において提出し、それによって一掃するものであります。そもそも最初から、この県有地の貸し付けが適正な賃料であったとしたならば、この問題は生じなかったわけでありまして、この今の県有地の貸し付けのあり方というものは、全国的に見ても異例な貸し付けであること。また、これを数十年にわたり放置してきたことも異例なものであろうかと思えます。したがって、確かに異例なものではありますが、これは、この90年間の貸し付けを、この機会にしっかりと見直しをして、法令に沿った適切なものにするために重要であろうと考える次第であります。

また、訟務管理費及び債務負担行為の予算計上の考え方について御質問がありました。令和3年度予算ですが、これは我が国の弁護士報酬基準として実務上広く用いられております（旧）日本弁護士連合会報酬等基準に従って、着手金及び成功報酬を用いることとしているものでございます。

着手金につきましては、これは現時点で想定される訴訟の経済的利益、これに対しまして機械的に当てはめ計算し、所要の額を計上しております。この訴訟の経済的利益も、基準は旧日弁連基準であります。この経済的利益がいかほどになるか、これについてはまさに我々が鉛筆をなめてどうこうできるものではないわけでありまして。

また、裁判後の成功報酬につきましても、判決までは通常数年を要するものであって、これは県が弁護士と訴訟委任契約を締結する場合に、契約の期間は当然、

従って複数年度に及ぶこととなります。このため、債務負担行為を設定したわけであり、成功報酬の支払いに關し債務負担行為をもし設定をせず、裁判終了時に予算計上するやり方では、いわばこの訴訟委任契約の契約書において成功報酬の支払いというものを記すことができず、弁護士に對しましてはまさに口約束になってしまいますので、このような形で有能な弁護士を採せというのは不可能でありまして、また地方公共団体の事務としても、対外的な信用を勘案すれば、これは全く不適切なことであろうと思ひます。

成功報酬に關しまして、その債務負担行為、具体的な額の記載がなく青天井になるんじゃないか、そういう御心配もあろうかと思ひますが、この点に關しましては、そもそも経済的利益の額が決まれば、繰り返しになりますが、機械的に算出されるわけでありまして、また裁判によって、この経済的利益なるものが確保できなければ、これは成功報酬ですので、何も支払うことはなく、また確保できた場合には、その一部から支払われるわけでありまして、県にとっての追加的な支出はゼロとなります。このような考え方に基きまして、今般の予算を計上させていただいた次第であります。

皆川委員

ただいま、直接知事から御答弁いただきました。特別委員会では総務部長を初め関係執行部から、大体同じ内容の答弁をいただいておりますので、あえてそれについては言う必要はないと思ひます。また、これから同じ質問がかなり出てくると思ひますから、先ほど重複しないようにということで、私のほうは、とりあえずかけ離れた金額というのは、我々が知っている弁護士さんに聞いてみますと、ちょっと考えられないということを目にしますから、やはりかけ離れているのかなという感覚で、我々の聞いたところ、山梨県の弁護士さんもかなり、高度な知識を持っているし、またそれなりの司法試験を突破してきちっとした人たちでありますので、そこであれっと思ひて、かけ離れた金額ではないかと思ひただけでありますから、先ほどの答弁を聞いて、なるほどという面もありましたけど、また次の方々がそういう質問をすると思ひますので、この辺にしておきます。

それでは次に、知事は所信表明で、県有財産の高度活用に取り組み、県有資産を県民生活の向上に最大限に活用すると述べられております。このことは賛同いたします。また、適切な対価で貸し付けを行うということは私も同じ思ひであり、異議を唱える議員はおりません。ただ、補正予算案の審議で話題となった足立弁護士との調査委託業務契約の約6,600万円に關する議論を振り返りますと、県が必要経費だとする弁護士費用について、県民から高額だ。県民に説明責任を果たしてほしいとの声があることも間違いありません。平成29年度県民経済計算によると、本県の1人当たりの県民所得は297万円余であることを鑑みると、高額だという声は切実であり、私たち県議会議員は、こうした県民の声に答えていく責務があります。また、行政に於ては、目的の正当性は手続の瑕疵を払拭しません。知事は行政執行に当たって、目的の正当性、妥当性は言うに及ばず、そこに至る手法、手段が適正なのか、適切なのかということについても責任があると思ひます。

その点から、昨年、県が住民訴訟裁判において180度の方針転換を行い違法無効と主張していること。当初予算に2億円の裁判費用、債務負担行為を計上したことについて、県議会、県民、契約当事者への説明は十分であったのか。費用も含め適正であったのか。この点について、改めてもう一度知事にお伺ひします。

長崎知事

簡潔な答弁を心がけたいと思ひます。まず、プロセスの件であります。確かに住民訴訟におけます主張の変更、これに關しましては、11月10日に口頭弁論がありましたが、ここは訴訟追行との関係で、この前に広くお伝えすることは

できなかったわけではありますが、その後、口頭弁論の終わった後、13日に速やかに県会議員の先生方、または記者会見を通じまして県民の皆様へ御説明を申し上げたところであります。

令和3年度の予算に関しましては、まさに今次2月議会におきまして、代表質問、あるいは一般質問、または本日、この場の予算特別委員会というところで御審議をいただいているわけでありますので、私どもとしてもしっかりとこの審議に真摯に前向きに臨んでまいりたいと思います。ただ、先般申し上げたとおり、若干反省すべき点は、事前の御説明に関しまして、ここは改善の余地があるかということ肝に銘じまして、今後、改善方策をしっかりと考えていきたいと思っております。

（賦課徴収費について）

皆川委員

次に、賦課徴収費について、課別説明書の21ページ。本県が魅力ある地域づくりを推進していくためには、新たな税源の創設など、幅広く自主財源を確保することで財政の安定強化を図ることが不可欠であると考え、令和2年9月議会において自主財源の確保について質問いたしました。知事からは、財政状況が厳しさを増す中、持続可能な行政運営を図っていくためには、自主財源の確保に努めていく必要があると答えてもらいました。自主財源確保に向けたさまざまな取り組みがある中で、法定外税の創設は重要な方策の一つであります。本県固有の状況に着目して課税し、その税収は一般財源として幅広い事業に活用できるようにすることで、地域課題の解決や緊急事態への対応が図られるかと考えます。そこで、法定外税の検討状況について幾つかお伺いします。

まず、検討会の開催状況について伺います。本県のミネラルウォーターの生産量は全国1位であり、豊かな自然から生み出される良質な地下水に着目した課税は有力な自主財源の候補であります。山梨県議会では、平成30年度に私が委員長を務めたミネラルウォーター税導入に関する政策提言案作成委員会を設置して法定外税導入について研究を重ね、平成31年3月には地下水に着目した法定外税導入に関する政策提言を取りまとめ提出いたしました。県では検討会を設置して検討を行っていますが、これまでの開催状況についてお伺いします。

市川総務部長

ただいまの御質問にお答え申し上げます。山梨県議会から政策提言を頂戴しましたことを踏まえまして、県におきましては令和元年8月に、租税法等の学識経験者などから構成されます地方税制等検討会を設置してございます。昨年度は3回開催し、担税力や課税客体、県内経済への影響等について、さまざまな観点から御議論いただきました。今年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりまして、東京の先生方もかなり多いものですから、2回という開催数ではありますが、これまでのところ課税客体や課税標準などの論点整理を行ってきたところでございます。

皆川委員

その検討会における検討内容について伺いますけど、県議会の政策提言では、本県では事業活動により地下水が多く採取され、利益が生じている状況にあるため、地下水の利用に対しての課税を検討すべきものといたしました。山梨県地方税制等検討会では、これまでどのような検討がされてきたのか、お伺いします。

市川総務部長

直近の検討会におけます議論の内容といたしましては、課税対象について、複数の案が御議論されております。1つは、営利目的で行われる地下水の採水行為を課税対象とする案。もう一つは、営利目的で採水した地下水を移出する行為を課税の対象とする案。こういったものが検討されてございます。それぞれの案に

つきましては、想定される課税標準や納税義務者等を比較しながら課題の整理を行っているところでございます。また、地下水を利用して経済活動を行っている事業者に対しましては、その採取量や製品に含まれる割合などの実態調査も実施し、その分析を行っているところでございます。

皆川委員 最後に、今後のこの問題に関する取り組みについて伺います。課税標準の把握方法、徴税コストなど、専門的な見地から検討すべき課題は多々あると思います。また、具体的な税の制度設計に当たっては、県民、納税義務者の理解を得ながら進めることも必要であります。そこで、今後どのような取り組みや検討を行っていくのか、お伺いいたします。

市川総務部長 ただいまの質問にお答え申し上げます。まずは、先ほども答弁申し上げました地下水利用の実態調査結果、これを踏まえまして、引き続き現在の案について比較検討を行っていくこととしてございます。地方税法にございます国の同意要件との整合性などについても検討する必要もあるでしょうし、御指摘のありました納税義務者についても、産業界の意見聴取も必要だと思っております。そういったことも含めまして、丁寧に検討を進めてまいりたいと考えてございます。

皆川委員 本当にしっかりこれに取り組んでください。知事が言っているように自主財源の確保は非常に県政にとって大事なことなので、ぜひこの法定外税の実施をぜひよろしく願いいたしまして、時間となりましたので、私の質問はこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

（基金の残高について）

山田（一）委員 代表質問させていただきました項目を中心に、何点か質問させていただきたいと思っております。あわせて、総務委員会にも所属しているということで重複する部分もあるかと思っておりますが、まず初めに当初予算編成ということで、特に今回、基金に焦点を当てて御質問をさせていただきます。

総額5,900万円余の予算編成というと、例年ですと4,600万円とか4,500万円前後で来ていた財政の中では最大規模であるということでありまして、これは日経新聞で見ると、19の府県で過去最大の予算編成という報道もあり、そういう中にありながら交付税はふえてきてはいますが、実質県税収入が90億円ぐらい減るのではないかという執行部からの説明をいただいたところでありますが、その中で特に財政調整基金の残高に対しての認識について、まずお伺いいたします。

市川総務部長 ただいまの質問にお答え申し上げます。財政調整基金の保有規模に関しましては、客観的な基準はないものの、平成26年度の雪害時に農業被害への対応ですとか除雪経費のために90億円もの県費を要したこと、あるいは平成20年のリーマン・ショック時の税収減に伴いまして35億円の主要基金を取り崩したことなどを踏まえれば、現在の基金残高は必ずしも十分な水準と言い切れるものではないということでございます。感染拡大、大規模災害の発生や経済不況などの不測の事態等に対応できるよう、財政余力を残しておくことは大変重要だと考えてございます。

山田（一）委員 ありがとうございます。次に、来年度の主要3基金の残高ということでありますが、昨年度たしか140億円ぐらいの取り崩しということで、それは平時においては6月補正とか、あるいは9月補正の中で、国の財源を確保した中で一時的

に出したものをまた戻すということが例年行われているわけでありますが、そういう中において、来年度の主要3基金の残高がどのように推移しているのか、あるいは残高の見通しについてどのようにお考えなのか、お聞きいたします。

市川総務部長 ただいまの質問にお答え申し上げます。満期一括償還財源分を除いた財源対策に活用できる来年度の主要3基金の残高でございますけれども、本年度末、472億円から327億円に減少する見込みとなっております。一方で本年度におきましては、御指摘のとおり、当初予算段階で財源対策のため140億円の基金の取り崩しを予定したところでございます。ただ、事業費の確定に伴う減額等によりまして、先日お認めいただきました2月補正予算までに105億円の取り崩しを回避してきたところでございます。来年度におきましても、執行段階での経費の節減に努めまして、できる限り取り崩しの回避に努めてまいりたいと考えてございます。

山田（一）委員 ありがとうございます。実は山梨県財政の中期見通しというものを執行部から丁寧に出していただきまして、これを見ますと、残高の行方については、まだある程度枯渇はしないということではありますが、日経新聞によりますと、2021年度末には石川県と広島県が、このいわゆる基金、家庭でいえば家の預金に当たる部分ですね。これが枯渇するのではないかと言われているわけでありまして、その中において、この主要3基金の残高の今後の見通しを改めてお答えをいただきたいと思っております。

長崎知事 御質問にお答えいたします。今後の主要3基金の残高見通しですが、来年度予算をベースに、これも機械的に推計をいたしました結果、社会保障費などの増加によりまして、今後数年間は120億円から151億円程度の財源不足が見込まれております。したがって、取り崩しを一部回避できたとしても、残高は暫時減少をしていく見込みになっております。

このため、歳出歳入両面からしっかりと、根本からの見直しをしないといけないと思っておりますが、まずは県税収入の増加に対しましては、何よりも県内経済を活性化させまして税源の涵養を行っていくことが基本であります。加えて、今、話題になっている問題も含めまして、公有財産も有効活用をしていきたいと思っております。それからまた、新たな税外収入の確保策もございまして、さらには、ふるさと納税が若干低迷している状況ですので、ここも増加を図ってきたい。このような形で財源確保には、あとは先ほどお話いただきました法定外税に対しましても積極的に向き合っていきたいと思っておりますし、また歳出に関しましても、聖域なき歳出改革を行っていききたい。特に、行政課題は多岐にわたりますが、最少の費用で最大限の効果が得られるように、さまざま知恵を絞ってまいりたいと思っております。国庫補助金、あるいは有利な起債の活用は当然のことではありますが、さらには一つの施策で、より複数の効果が、あるいはより大きな効果が、こういうものが生まれるような歳出の出し方に関しましても十分工夫して、基金の残高減少に対しましてなるべく少なくしていくように最大限努めてまいりたいと思っております。

山田（一）委員 代表質問の際にも大枠でお聞きした中に、不要不急な事業を聖域なく見直して、113の新規事業立ち上げ、そして123の事業を廃止したということで、9億円ぐらいを捻出したという御答弁をいただきましたので、ぜひこれを実行して、基金残高を、家の預金が余りなくなるような努力を執行部もしていたらと思うので、次の質問に入ります。

（リニア中央新幹線用地取得事務受託事業費について）

次は、リニア中央新幹線の用地取得受託事業に関連する質問をさせていただきます。私もたびたび代表質問、または一般質問の中で、青年会議所時代に「ジャパン・コリドールプラン」という、構想の話をしていただきました。1980年代後半、今から30年以上前ですけど。まさかそれが2027年という手に届くところまで来ているということで、非常にリニアに関しては私も思いが多くあります。

そんな中、私が議長のとときに、昨年8月11日、甲府青年会議所から、ぜひリニアを予定どおり2027年の開業に向けて努力してもらいたいと。翌9月11日には長崎知事とともに、沿線市町首長さんの皆さんとともにJR東海を訪問して金子社長に地域要望を上げる中で、私たちは明かり区間があるとリニアが見えていいじゃないかと思ったら、沿線の皆さんにとっては、それが騒音の邪魔だとか、いろんな問題があったり、そこにフードをかけないと工事に立ち入らせてくれないという意外な要望があって、私も改めて認識をしました。それに対してJR東海側の答えは、トンネル区間であれば、普通のトンネルには排気口を設けるとか、排気ファンをつけるとか、そういう問題があるように、リニアの場合は排気ではなくて非常に大きな熱を持つということで熱風を外に出す。したがって、トンネル区間ではそれを出す機能があるんですが、明かり区間は、まさにその熱を放出できる区間として利用したいという、これはなかなか技術的に難しい問題があるということに改めて思いました。その中で、実際に用地の取得の進捗状況が今どのような状況にあるのか、お伺いしたいと思います。

三井リニア交通局長 ただいまの質問にお答えいたします。用地取得につきましては、沿線39地区のうち、JR東海による用地測量が終了した31地区で県が受託して用地交渉を進めております。これまでに4地区で取得を完了するとともに、地権者数で言いますと、本年度末で6割近くの契約を見込んでいるところでございます。地権者や関係者の皆様の御理解、御協力をいただきながら、JR東海や沿線市町と連携して着実に取り組んでいるところであります。JR東海の工事計画に支障が生じない形で順調に進捗しているものと理解しております。

山田（一）委員 用地取得については、順調に推移しているということではありますが、工事の部分については、何としても2027年には間に合わせていただきたいし、JR東海も、静岡工区のことであっても、それはそれとして何とか解決する中で、工事だけは予定どおり進めていきたいということでありましたので、現在の県内における工事の進捗状況についてお伺いいたします。

三井リニア交通局長 工事の状況でございますが、今までの答弁でも、南アルプストンネルについては順調に進んでいると、目に見えないところではございますが。その中で明かり区間におきましては、中央自動車道や笛吹川、釜無川の交差部については長期間の工事になるということで、JR東海では先行して工事を着手したいと考えて進めているところでございます。

そういう中で、具体的な工事としては、富士川町利根川公園内の高架橋工事が既に着手されておりますし、交差部の工事といたしまして、釜無川橋梁工事で住民説明会を終えて間もなく工事着手になる予定でございます。また、笛吹川・濁川橋梁工事につきましても、先日契約が締結されたということで、県内におきましては順調に進捗しております。

山田（一）委員 ぜひ山梨の区間については予定どおりの執行をお願いして、夢にまで見たあのリニアの開業を迎えるまで元気にいたいと思っております。

それから、駅名について代表質問の際に、これからはグローバルの時代であるから、富士山を冠につけて例えば富士山山梨駅とか、富士山ってどうしても静岡というイメージがあって、長崎知事が一生懸命頑張っていて、富士山は山梨だよという意気込みがありますので、ぜひ富士山山梨駅を含めた富士山という冠をつけた名前にしていただきたいということで、今後、選定委員会という中で決めていくということではありますが、ぜひそのことも含めて我々にも夢を与えていただきたいということをお願いして、次の質問に入りたいと思います。

（訟務管理費について）

次は訟務管理費でございますが、まず1問目の裁判費用につきましては、先ほど我が会派の皆川委員が質問したところと重複してしまうということもありますので、私の意見ということではないですが、知事の先ほどの答弁も含めて、比較的この問題は、例えば知的財産権の侵害に対してどうこうするという問題と違いまして、借地法をどう使うとか、あるいは民法第709条の不法行為における賠償責任という、ある程度条文が限られてくる。また比較的古い裁判的な案件であると、新しい今日的なものよりはあるのではないかと思っているので、そういう意味では、適用する条文、それから立証責任が、県に相当資料そろっているのではないかと思っておりますので、私の感覚からすると、非常に難易度が高度というよりは、知的財産権の侵害等々の問題から比べればやや難易度が低いのかなと思っております。答弁は先ほど知事からいただきましたので、次に裁判に係る債務負担行為の質問に入りたいと思います。

この予算資料の総34ページ、あるいは36ページを見ると、実は甲府地方裁判所平成29年（行ウ）第6号損害賠償請求義務付け請求（住民訴訟）事件の関連訴訟というところが個人的にはちょっと気になっているところと、もう一つは期間が結審という文言が入っておりまして、これは市レベルではほぼ同じような内容の予算、あるいは債務負担行為を受けた事例が散見されるんですが、結審という言葉が、実はいわゆる口頭弁論終結という、お互いが言いたいことを言って、これをもって言いたいことは終わりだよという、そういう終結であって、この後何があるかという、通常は判決が出るんですが、この間に和解も想定をされます。ということは、ちょっと不確定な要素がここによって出てくるので、期限としてこういう設け方、市レベルではこういう事例があるんですが、県の中においてそういう事例がどうかということについてはいかがでございましょうか。

市川総務部長 ただいまの御質問にお答え申し上げます。まず、関連訴訟の点についてでございます。債務負担行為の事項のところには、関連訴訟という記述がございます。今後、準備が必要となる訴訟ということで、このような記述をさせていただいております。報道等々におきましては、富士急行株式会社さんからは県と争う姿勢を鮮明にしているということもございます。ただ一方で、今後、富士急行株式会社さんのほうからどのような形で訴えてくるかということにつきましては、県としてはなかなか相手次第ということもありますので、予断を持ってお答えすることは困難であろうと思っておりますのでございます。

また、債務負担行為の期間に記述した結審の年度についてでございます。御指摘のとおり、市町村レベルについては把握してございますが、他県の状況については、今手元にはないんですけれども、ただいづれにしましても、結審の日というのは、御指摘のとおり、口頭弁論で最終陳述が終わったときを指すものでございます。県が委任する訴訟代理人の訴訟追行業務の最も基本的な業務というのは、

やはり裁判所において依頼者であります県の主張を尽くしていくと、これが最も基本的な業務であると考えてございます。そういう意味では、この債務負担行為において、成功報酬を支払う対象となる業務というのは結審までという観点から、このように書かせていただいたところでございます。

山田（一）委員 知事を前に本当におこがましいんですが、地方自治法の立法の趣旨とか法体系を見ていきますと、知事の任期を決め、あるいは議員の任期を決めて、それから予算は御存じのように単年度制と。その中の特別な理由として、明許繰り越しとか債務負担行為というものがあるわけでありまして、これは改めて私が言うまでもなく、学校をつくるとか、国においては当初は軍艦をつくるということで、数年に及ぶということで、それを単年度予算の中でやり切れないからということで長い期間で決めて、そのかわり債務負担行為を決めれば、翌年度以降はこれを義務的に、つまり次の年の議会でまたそれを否決するようなことがあってはいけませんから義務的な経費、いわゆる義務費になって、逆に執行側は毎年計上しなきゃいけないわけでありまして。

しかし、今回のような場合には非常になじみにくいと思っています。学校を建てる、あるいは県で船をつくるということはないんでしょうが、そういう意味からすると、この法体系上の中からいって、なおかつ議会が二代表制で執行側のチェックをしろという中における、この債務負担行為の中の事項と、それから期限と限度額という、その部分において結審というところの期限も、先ほど総務部長からお答えをいただきましたが、やや微妙な部分が残る。それから、限度額という中に、例えばお話の中では成功報酬がいずれ4億円近い金額になるとか、いろいろ数字が出ておりますが、今の段階ですと、その範囲内という言葉を使っています、ここでいうと訴訟代理委託に伴う実費及び成功報酬を加えた額の範囲内。したがって今言ったように、地方自治法が予定している中における行政の裁量権を少し超えているのではないかとというのが私の見解でありますので、これに対する答弁は要りませんので、私の意見だけを申し述べて、次の質問に入りたいと思います。

（太陽光発電設備適正管理等強化学業費について）

次の質問は、予算概要の106ページになりますが、太陽光発電設備適正管理等強化学業費についてであります。これは既に私も議連の会長として知事に提言書を提出しましたし、山梨日日新聞においては重大ニュースの一つに、つまり太陽光がそれだけ県民の中に浸透していて、いい場合と悪い場合、むしろどちらかというマイナスのイメージが強い部分で重大ニュースになったかと思っておりますが、それだけ県民の関心も非常に高い中であります。そしてまた、菖蒲沢地域において、知事とも現地を視察をしていただきまして、最終的に県のほうで条例を制定していただける方向ということでありますし、我々も条例制定をお願いしたという経過がある中で、この事業の具体的なまず内容についてお伺いをいたします。

村松森林環境部長 ただいまの御質問にお答えいたします。事業用の太陽光発電につきましては、市町村と連携いたしまして事業者に対する指導を行っているところでございますが、そのためには電気事業法でありますとか固定価格買取制度といった専門的な知識が幅広く必要となります。このため、この事業におきましては、市町村の職員などを対象といたしまして研修会を開催し、必要な知識の習得を図ってまいりたいと考えてございます。また、県民向けの取り組みといたしまして、既に施設が稼働している地域でありますとか、施設の設置が予定されている地域から

の要請に基づきまして、専門家をアドバイザーとして派遣する事業も実施してまいります。

（次世代エネルギーシステムの研究開発について）

山田（一）委員 次の質問に移らせていただきます。これも代表質問でおおむねさせていただいたんですが、次世代エネルギーシステムの研究開発ということで、知事がかなり肝入れしている案件でもありまして、なおかつ2050年カーボンニュートラルの実現という中において、予算概要110ページの電力貯蔵技術研究推進事業費について、まず具体的な内容についてお伺いをいたします。

井出公営企業管理者 ただいまの御質問にお答えいたします。パワー・ツー・ガスシステムの具体的な取り組みといたしまして、明年度におきましては実証試験を行ってまいります。この実証試験につきましては、太陽光発電の電力から水素を製造し、専用の水素トレーラーにより輸送、供給を行いまして利用に付する、いわゆる水素のサプライチェーンの有用性・有効性を検証していこうとするものでございます。

この実証における需要家といたしまして、そのモデルとなりますのはまずスーパーマーケットがでございます。このスーパーマーケットでは、水素燃料電池、水素をエネルギーとした燃料電池を使いまして、店舗内の照明の電力として活用をしております。また、半導体の製造工場におきましても需要家のモデルとして水素を活用していただくわけですが、この半導体製造工場では、空調用の水素ボイラーの燃料として水素を活用していただくということで実証を進めてまいります。また、この実証におきましては、民間企業と設立をいたします共同事業体、これを設立をいたしまして、この事業体を母体として運営を行っていくというふうにご考えているところでございます。

山田（一）委員 ぜひ山梨発で頑張りたいと。本当に私たちも期待をしておりますし、確実に実用化されていくと思っておりますので、期待を込めて次の質問に入ります。

（高等学校職業教育ビジョン推進事業費について）

次の質問も、私も代表質問でもした部分もあるわけですが、高等学校職業教育ビジョン推進事業費、予算概要62ページについて伺います。既に大枠では御答弁をいただきました。そんな中で地元の山日新聞に、このような県立校に職業教育導入という記事も載りましたので、概要についてはこれで大きくわかるんですが、特にこの取り組みの中で、普通科の生徒にも、これを広げるという、この点についてだけ質問をさせていただきます。

斉木教育長 ただいまの御質問にお答えします。従来、職業教育は職業学科で中心に行われておりましたけれども、その一方で普通科系の高校ではキャリア教育と申しまして、将来必要なさまざまな力を広く身につけるという教育を行ってまいりました。委員御指摘のとおり、普通科高校で大学卒業後の就職を見据え職業教育に取り組む必要があると考えております。このため、普通科高校におきましてですが、職業教育に精通し、県内産業や企業の実情を知るコーディネーターを設置しまして、このコーディネーターを活用しながらさまざまな職種や業種など、職業を考える上での基礎的な情報はもちろんのこと、地元就労にもつなげるために県内企業を知る学習、あるいは事業承継の意義や必要性、起業するための知識や事例研究などについても学ぶ機会を設けることとしております。

山田（一）委員 この事業自体には非常に期待をするんですが、限られた時間の中でしっかり効果を上げるように、次の山梨を背負う皆さんの育成に努めていただければと思います。

（ブランド強化プロモーション事業費について）

最後の質問に入りますが、予算概要31ページのブランド強化プロモーション事業ということですが、これについても私も代表質問でさせていただきましたが、主にこの事業の狙いと戦略、またどのような効果が期待をされるのかについて御質問させていただきます。

坂内農政部長 ただいまの質問にお答えをいたします。まず、本事業の狙いにつきましては、消費者の目線に立ちまして品質の高い農産物は言うまでもなく、特筆すべき本県独自の取り組みに脚光を当てまして、そこに付随するストーリーをしっかりと消費者に伝えていくことで、本県農産物の新たなブランドイメージを打ち出すことであります。その戦略につきましては、生産者のたくみのわざや果樹のオリジナル品種等による品質の高さと希少性、やまなしGAPによる安全安心の訴求、4パーミルイニシアチブによる環境へ配慮する取り組みなど、本県の魅力を一体的にPRすることによりまして、本県農産物の優位性をイメージさせ、本県の農産物の価値全体を底上げするものであります。

そして、期待される効果といたしましては、本事業の実施によりまして、新たな山梨ブランドのすばらしさを首都圏はもとより全国の消費者に浸透させ、新型コロナウイルスの影響で消費行動が多様化する中、本県が選ばれる産地として確固たる地位を確立することを期待しております。また、ワイン県や観光資源との相乗効果により、美食王国の名にふさわしい本県農産物が消費者に選ばれ訪れられ再び買われるよう、山梨県を一体的にPRすることによりまして、県産農産物の消費拡大及び生産者の所得向上につなげてまいりたいと考えてございます。

山田（一）委員 ありがとうございます。昨年、大阪の青果市場に行って、山梨のこの農産物ですね、特に7、8、9月の3カ月は、大阪の市場を6割ぐらい席卷するぐらいの高い評価であったので、こんなに求められていると思っていませんでしたので、大いに今後期待をして、私の質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

（低出生体重児用手帳作事業費について）

永井委員 代表質問以外の本来質問をしたかった部分に関して、幾つかこの予算の中から質問をさせていただきたいと思います。

まず、当初予算概要の74ページ、低出生体重児用手帳作成事業費について伺います。生まれてくるお子さんの全体のうち約10%は、出生時の体重が2,500グラム未満の低出生体重児です。特に1,500グラム未満のいわゆる未熟児と言われるお子さんは、毎年40人から50人、山梨県内で生まれております。私の息子も9年前の3月14日、予定日より2カ月早く、1,500グラムという低体重児で生まれてきました。うちの息子を含めたこの子供たちの御両親、特にお母さんは、母子手帳に記載されている発育曲線や成長の状況を参考にできず、自分を責めて心理的にも大きな負担を抱えております。そんな中、県では知事の御英断がありまして、来年度、そんなお母さんたちのために低出生体重児用手帳、いわゆるリトルベビーハンドブックを作成していただけるということですが、より多くのお母さんたちから共感されて、また活用していただくハンドブックにするためには、当事者のお母さんたちからの意見を伺うなどして、

より使いやすいものにしていく必要があると思います。そこで、まずこの手帳の作成をどのように進めていかれるのか、伺います。

長崎知事

低出生体重児用手帳作成の進め方ですけれども、まずは本件に関します永井委員のこれまでの御尽力に感謝を申し上げます。その上で、今回の新たな手帳の作成ですが、何よりもこの手帳が低出生体重児のお母さんの不安ですとか孤立感を解消できるようにすること、ここが大変重要であり、ここに主眼を置いております。このため、まず委員御指摘のとおり、当事者の皆様の御意見を伺うことが最も重要でありますので、これまでもさまざまな面談を重ね、掲載内容について密接に意見交換をしてきたところであります。来年度ですが、当事者であるお母様方に加えまして、小児科医、あるいは助産師、看護師、保健師などの専門家などで構成する検討会を設置して具体的な内容を検討することにしておりまして、今その準備を進めているところです。

今回作成する手帳により、御家族が子供の成長を喜び、実感できるようにしたいと考えております。また、あわせまして、不安感や孤立感をこの手帳の活用の中で解消できるようにもしたい。そのために、同じ経験をお持ちのお母さん方の例えばメッセージを盛り込むとか、あるいは手帳にQRコードを付して、そこから専門家に質問ができたりとか、SNSなどのコミュニティーで相談ができたりとか、そんな工夫ができないかと話をしているところであります。このような工夫を加えながら、お母さんと子供に寄り添った独自の手帳を作成してまいりたいと考えております。

永井委員

ありがとうございました。QRコードを使って悩みを相談できるというのは、多分ほかにはない取り組みになっていくと思います。ここに、リトルベビーハンドブックの先進県である静岡県のハンドブックがあるんですけれども、先ほど知事がおっしゃったように、この下にお母さんたちの一言コメントがあって、「初めて抱っこしたとき本当にいとおしくてうれしくて初めてお母さんになれた気がしました」とか、「退院の日はうれしくてパパと涙しました」とか、こういう一つ一つのコメントがお母さんたちの不安を和らげているという御意見もあります。ぜひこんなものも参考にさせていただいて作成していただければと思っています。

せっかくつくったこの思いのこもった手帳をできるだけ多くの方に持つためには、手帳の周知と広報が非常に重要であると思っています。低出生体重児には、これから生まれてくるお子さんだけでなく、既に生まれてきているお子さんもいらっしゃいます。そこでこの手帳を何部作成して、どのように配布するのか、またどのように広報していくのか、伺います。

依田子育て支援局長 ただいまの御質問にお答えいたします。今回作成する手帳は、委員からもお話がありましたように、一人でも多くの方に利用していただきたいと思っております。今回600部作成した上で、3歳までのお子さんを持つお母さん方に、母子健康手帳の交付事務を行って市町村を通じて配布したいと考えております。具体的には、平成30年度から令和5年度までの6年間に生まれた子供のお母さんに配布する部数を来年度作成する予定であります。また、多くの保健医療関係者に低出生体重児への理解を深めていただくとともに、配布対象者への周知を行っていただくということで、市町村や保健所、医療機関などへも配布したいと考えております。

周知につきましては、県や市町村のホームページや広報紙にも掲載してまいりますし、市町村が行う乳幼児健診などにおきまして対象者に直接説明を行い、

手帳を必要とする方々に確実に届くように、そして活用していただけるようにしっかりと対応してまいります。

永井委員

600部作成される。先ほど、年間に30人から40人誕生すると言ったので、十分なストックがあると思います。市町村とも連携をしていくということだったので、ぜひみなさんに行き渡るようにしていただければと思います。

今、市町村との連携の話もあったんですが、こうした手帳について、甲府市においても作成を検討していると伺っております。甲府市は県内でも出生数が最も多く、手帳の作成や活用に当たって連携していくことも重要だと思っております。そのお考えをお伺いいたします。

依田子育て支援局長

ただいまの御質問にお答えいたします。甲府市の出生数は県全体の約4分の1を占めておりまして、低出生体重児の出生数も同様に多いという状況にありますので、今回の手帳の作成に当たりましては、これまでも甲府市と情報共有を行ってきております。甲府市は母子保健事業の実施主体ということで、これまでも多くの低出生体重児の母親にかかわってきており、さまざまな知識や経験を有しているということですので、県が設置する検討会のメンバーにも加わっていただくなどしまして、しっかりと連携していきたいと考えております。

永井委員

今月4日に行われた甲府市議会の一般質問の中で望月大輔議員が、甲府市が作成予定のこの手帳について質問をされておりました。そんな中で、甲府市は山梨県において低出生体重児用手帳に係る予算が提案されておりますことから、その作成の方法や時期などの動向も注視してまいりますという答弁をされておりました。ぜひしっかりと甲府市とも連携をしていただきながら、実りあるリトルベビーハンドブックにしていいただければと思います。よろしくお伺いいたします。

（庁内託児所運営事業費について）

それでは、次の質問に移ります。次に、当初予算概要68ページ、庁内託児所運営事業費について伺います。県では昨年8月、来庁者や県職員が一時的に子供を預けられる託児所「きつずる一む県庁別館」をオープンさせました。庁舎内の託児所の設置は県内自治体では初めてであり、子育て支援日本一を目指し、また仕事と子育てが両立できる環境の促進を進める山梨県にとって、すばらしい取り組みであると思います。せっかくできたすばらしい施設ですので、できるだけ多くの方に使っていただきたいと思っております。そこでまず、これまでの利用実績について伺います。

市川総務部長

ただいまの御質問にお答えいたします。昨年8月の開所から本年2月末までの利用者数でございますが、延べ181人となっております。内訳といたしまして、職員が175人、来庁者が6人という形になってございます。月別では8月の50人が最も多く、続きまして12月、1月の順でございますので、日ごろ預けている保育施設の夏休み、あるいは冬休みの時期の利用が多いと思われまゝ。1時間単位でも利用できるんですが、時間帯としては午前や午後の半日単位や終日などの長時間の利用が多いという状況でございます。利用の少なさの御指摘もありましたけれども、これまで運営してきた中で利用者からの声といたしまして、子供に授乳する場所が欲しいといった御要望もございました。こうしたことから、昨年11月に託児所内にプライバシーに配慮したカーテン式の授乳スペースを設置したところでございます。引き続き、アンケートなどを通じまして利用者のニーズをしっかりと把握し、さらなる使い勝手の向上に努めてまいりたいと考え

てございます。

永井委員

やはり夏、冬、これだけの人数の方が使われているということで、今まではなかったわけですから、この託児所の重要性というのは、この数字からもよくあらわれているのではないかと思います。

託児所のオープンに当たって長崎知事は、県庁内に子供の声が響き渡れば楽しい、明るい役所にしたいと述べられています。託児所の設置意義は、言うまでもなく仕事と子育てを両立してもらおうということが1つ、そしてもう一つは、託児所設置を考えている県内企業に、県庁でも託児所を設置しているということを知ってもらうことが重要だと思っています。そのために、県庁内外に一層の周知を図る必要があると考えます。そこで、庁内外の方へどのように周知をされていくのか、伺います。

市川総務部長

ただいまの御質問にお答えいたします。これまで県では、県が企画しておりますテレビ番組や広報誌を初めといたしまして、県のウェブサイト、子育て向けの情報誌など、さまざまな媒体を活用しまして周知を図ってきたところでございます。今後は、利用者向けに配布しております月例活動報告を県のウェブサイトや職員ポータルに掲載しまして庁内外に情報発信していくとともに、QRコードつきの名刺サイズの広報カードを本庁舎の受付に置くなどして、一層の周知に努めてまいりたいと考えてございます。また、ただいま御指摘のありました企業向けのPRの観点も含めまして、施設見学の実施を今後検討してまいりたいと考えてございます。

永井委員

ありがとうございます。この質問をするに当たって、託児所を見学させていただきました。そのときに出てきた御両親からの御意見ですけれども、子供を送迎するときに一時的に車を県庁にとめなければいけないので、その一時乗降スペースというか、5分でも10分でもとめられるスペースがあれば、より使いやすくなるという意見もありましたので、ぜひ御検討いただければと思っております。

（やまなし子育ての日普及啓発事業費について）

それでは、次の質問に移ります。当初予算概要73ページ、やまなし子育ての日普及啓発事業について伺います。平成29年に県議会が議員発議で制定しました、やまなし子ども・子育て支援条例、私もその条例策定に携わらせていただきました。その第23条に制定されているのが、このやまなし子育ての日です。子育ての重要性を認識して、子ども・子育て支援に関する機運を醸成するため、毎年「いい育児」で11月19日をやまなし子育ての日としています。条例が制定されて、ことしで5年目を迎えようとしています。県民の皆さんの、このやまなし子育ての日の認知度、まだまだ低いと感じています。そこで、来年度、PR動画の作成経費を計上していますけれども、まずどのような動画を作成するのか、その活用方法を伺います。

依田子育て支援局長

ただいまの御質問にお答えいたします。今回作成するPR動画でございますが、やまなし子育ての日を契機としまして、県民の皆様にご関心と理解を深めていただき、社会全体で子育てを支援する機運を高めていくためのツールとして作成することといたしております。

具体的な内容につきましては、また今後検討していくということになります。が、本年度事業展開し、好評を得ました「WEラブ赤ちゃんプロジェクト」のような、さまざまな立場、世代の方に広く効果的に訴えかけられるよう、映像やメ

ッセージを工夫していきたいと思っております。制作した動画は、県のホームページや、やまなし子育てネットに掲載するほか、JR甲府駅の大型ビジョンで11月19日のやまなし子育ての日を中心に繰り返し放映するというを考えております。また、ヴァンフォーレ甲府のホームゲームを初めとしまして、さまざまなイベントでも放映するなど、積極的にPR活動しまして、やまなし子育ての日の周知を図ってまいります。

永井委員

ありがとうございます。私もこの11月19日、ここ3年ぐらいラジオ番組に呼んでいただいて、15分ぐらいのインタビューを受けてPRをしています。ぜひこの動画を活用しながら積極的に、せっかくあるやまなし子育ての日ですので、PRをしていただければと思いますので、よろしく願いをいたします。

（人と動物の共生社会推進事業費について）

それでは、次の質問に移ります。当初予算概要の123ページの人と動物の共生社会推進事業費について伺います。昨年6月、改正動物愛護法が施行されて、人と動物がよりよく共生する社会を目指す動物愛護の運動が活発になってきています。そんな中、先日、議員有志で、県動物愛護指導センターを視察させていただきました。特に保護されてきた犬や猫の殺処分を限りなく減らす取り組みは、長年、センターの皆さんが御尽力されている活動の一つです。殺処分されているほとんどが、生後間もない、まだ目もあかない子猫ばかり。自立するまで数時間置きに餌や排せつの世話をしなければならぬため、譲渡先を探すことも大変難しいことから、仕方なく殺処分をせざるを得ない状況にあります。

そこで登場したのが、昨年6月より山梨県でも行われておりますミルクボランティアであります。これがチラシですけど、このボランティアでは、自分で食事や排せつのできない子猫を自立するまで、1カ月から2カ月間面倒を見て、譲渡できるまで育てます。このミルクボランティアの数がふえれば、具体的に殺処分の数を減らすことができます。来年度の予算額も142万7,000円と、今年度の76万1,000円に比べて大幅にふえています。そこでまず、この事業による飼養数の実績と来年度想定している飼養数について、伺います。

小島福祉保健部長 ただいまの御質問にお答えをいたします。本年度のこの事業では、4月からボランティアを募集した後に、6月から一時飼育を開始いたしました。2月末までに子猫92匹の飼育をお願いいたしましたところ、このうち83匹を新たな飼い主に譲渡することができております。この事業や譲渡の推進など殺処分削減に取り組んだ結果、令和元年度の子猫の殺処分数は208匹でありましたが、本年度は2月末現在で81匹に減少してございます。来年度は猫の出産期である4月から一時飼育を開始できますことから、本年度の一時飼育数の2倍に近い子猫160匹を目標に取り組んでまいります。

永井委員

208匹から81匹まで減らして、あと本当に少し、しかも倍増していくとなれば、限りなくゼロに近づいていくと思います。長崎知事も公約の中で、殺処分ゼロを目指しているとおっしゃっておられました。本当にあと少しだと思っています。

今、部長の答弁にもありましたが、来年度、その数の倍増を見込んでいるのであれば、より多くのボランティアが必要になってくると思っています。ボランティアになるには要件がいろいろあって大変だとは思いますが、このボランティアの現在の登録数と今後のボランティアの募集、どのように進めていくのか、伺います。

小島福祉保健部長 ただいまの御質問にお答えをいたします。現在、1団体と個人18人がボランティアの登録をさせていただいているところがございます。離乳前の子猫を預ける際には、県から粉ミルクを初め飼養に必要な物品を支給してございますけれども、1カ月を超える飼養を連続して行うということは非常に負担が大きいことから、より多くのボランティアの方の確保が必要であると考えてございます。このため、これまで県のホームページによる募集をしてございましたが、今後は市町村や関係団体の協力をいただきながら、広く県民に活動への理解と協力を呼びかけることによりまして、さらなるボランティアの確保を図ってまいりたいと考えてございます。

永井委員 ボランティアの数ですけれども、甲府市も中核市でありますから、甲府市との連携も重要であると思います。不妊去勢手術や譲渡ボランティアの充実などと並行して、ぜひ積極的に進めていただいて、全ての人と動物が豊かに共生できる山梨県を目指していただきたいと思います。

（昇仙峡リバイバル推進事業費について）

次に、当初予算概要27ページ、昇仙峡リバイバル推進事業について伺います。この事業は、昇仙峡のさらなる認知度の向上と国中地域への誘客促進を目的とされています。県では来年度、県営駐車場のトイレ改修、天鼓林周辺の環境整備などを行うとしていますが、まずこの具体的な事業内容と、その狙いについて伺います。

中澤観光文化部長 ただいまの御質問にお答えいたします。まず、県営駐車場のトイレ改修ですけれども、これは全てを洋式化するとともに、自動洗浄装置を設置いたします。加えて洗面所の蛇口につきましても、全て自動化をいたします。

次に、天鼓林園地周辺の環境整備でございますが、柱の腐食など老朽化しております、あずまや四阿の修復、それから園地入口のスロープ化や園内の散策に支障となる枝の伐採、下草刈りなどを行うこととしております。観光地のトイレは観光地の印象に大きな影響を与えるものであり、また休憩や眺望等の場所である園地の整備は滞在時間の拡大につながるものでありますので、いずれの事業も観光客の利便性の向上を図り、昇仙峡のイメージアップと観光客の快適性、安全性を高めるなど、受け入れ体制の強化を図ることを目的としております。

永井委員 昇仙峡を訪れる多くの観光客の方は、覚円峰とか、仙娥滝とか、ロープウエーのある上流部分を見て帰る方が大半ですけれども、今回整備される部分も大きな魅力がございます。県営駐車場から長潭橋の間、ラクダ石や猿岩、はまぐり石など目を奪われる珍しい岩が建ち並んでいます。昇仙峡の誘客促進に、こうしたすぐれた観光資源を効果的に活用する観点が必要であると考えています。例えば、案内表示板で下流部のモデルコースを示して上流へ誘客する。観光客を誘導するような仕掛けも必要ではないかと考えています。そこで、昇仙峡の誘客促進に向け、この整備内容を今後どのように活用されていくのか、伺います。

中澤観光文化部長 ただいまの御質問にお答えいたします。県、甲府市、甲斐市、昇仙峡観光協会等で構成いたします昇仙峡地域活性化推進協議会では、今年度、昇仙峡の自然や歴史、文化等の総合的な学術調査と観光客の嗜好性調査を実施しております。この調査結果を踏まえまして、昇仙峡の景観を楽しむツアーの造成や小中学校の社会見学コースの設定を行うとともに、従来の見るだけの観光から脱却を図るた

め、新たな観光アクティビティの導入も進めてまいります。

具体的には、荒川ダム湖でのカヌーツアー、それからロードバイクやマウンテンバイク等のサイクリングツアーなど、アドベンチャーツーリズムの活用を図っていくこととしております。従来の見るだけの観光に体験する観光を加えた昇仙峡の新しい楽しみ方をPRして、訪れる方々が昇仙峡全体を満喫して長時間滞在できる環境づくりを進めて誘客につなげていきたいと思っております。よろしくお願いたします。

永井委員

荒川ダムのカヌーを甲府市が実証実験をやったとき、私も親子で参加させていただいたんですが、本当にすばらしい景色で非常にいいものだと思います。マウンテンバイク等もありますので、このアクティビティ、ぜひ付加価値をつけた観光PRをしていけば、昇仙峡はもっともっと可能性があると思いますので、ぜひよろしくお願したいと思っております。

（女性活躍応援プロジェクト事業費について）

それでは、次の質問に移ります。当初予算概要68ページの女性活躍応援プロジェクト事業費について伺います。来年度、女性活躍応援プロジェクト事業の中に新規事業として、女性の復職に向けた人材養成講座の開催という事業が盛り込まれています。一歩踏み出せない潜在女性労働者の背中を押す事業と大変期待をいたしておりますが、まずこの事業の内容と予算額、参加人数の見込みについてお伺いたします。

丹澤県民生活部長 ただいまの御質問にお答えします。この事業は、結婚や出産、育児などで仕事を離れた女性を対象に、復職や復職後のキャリアアップを支援するため、講座とインターンシップを組み合わせた実践的な教育プログラムとして実施するものでございます。予算額は117万1,000円、定員は20名程度とする予定でございます。また、実施に当たりましては、男女共同参画をテーマにリカレント教育に積極的に取り組んでいる山梨大学に委託することとしております。

永井委員

山梨大学に委託をされるということですが、県も研修、実習先などの面で協力する必要があると思っております。御所見を伺います。

丹澤県民生活部長 事業の実施に向けましては、講座やインターンシップの内容、また受講者の募集方法の検討など、大学とも十分協議をしながら、より効果の高いものとしてまいりたいと考えております。また、実習先の確保に当たりましては、産学官で構成するネットワーク会議を通じて事業の周知を図り、広く県内の企業に参加を呼びかけてまいります。

永井委員

この事業の説明の中に、女性のキャリアアップを支援する取り組みを行うとあります。山梨えるみんの認定要件の中に、項目5として多様なキャリアコースという部分があることは承知していますが、これは認定取得企業が項目5を選択していただかなければなりません。この事業費の中に女性のキャリアアップにつながる支援はどのようなものがあるのでしょうか。

丹澤県民生活部長 女性活躍応援プロジェクトにおきましては、経営者、女性職員双方の意識を高めていくことに重点を置きまして、女性活躍に積極的に取り組んでいる先進企業による講演会、それから女性職員みずからが主体的にキャリアプランを考える研修会などを実施しております。また、山梨えるみんの取得支援のために派遣し

ている専門のアドバイザーからも、キャリアコース等について事業者に対し積極的にアドバイスをしてまいります。

永井委員

今回の講座を委託する山梨大学では、文部科学省の事業で、働いている女性幹部候補生を育成するウーマンズコミュニティプログラムという講座を実施しています。女性のキャリアアップは社員育成につながるので企業がやることというお話もありますが、事業の説明の中にも、繰り返しになりますけれども、女性のキャリアアップを支援する取り組みを行うとしっかり書いてございます。女性のキャリアアップについて、このような大学の事業と県がしっかり連携をするというのも一つではないかと考えています。現在、県の職員の方が講座に参加されています。引き続き県からも職員を送り、その情報などを広くフィードバックさせることなど、この事業に協力するというのも有意義だと考えますが、県の御所見を伺います。

丹澤県民生活部長

山梨大学では、学生や女性研究者のサポートだけではなく、企業や一般県民を対象にした教育プログラムの開発にも力を入れております。県といたしましても、この大学の専門的な知識を共有いたしまして、そのノウハウを経済団体や企業などにも幅広くフィードバックすることで事業効果を高めてまいります。

永井委員

ありがとうございます。本当に女性活躍が今から非常に重要であると思います。今回、復職に関しても予算を入れていただきました。そして、またキャリアアップに関して県も積極的にやるという御答弁もいただきました。ぜひ今後も力を入れて、来年度も女性活躍の後押しをしていただければと思って、以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

（山梨県四川省友好県省締結35周年記念事業費について）

遠藤委員

まず、当初予算概要25ページ、山梨県四川省友好県省締結35周年記念事業費について伺います。新型コロナウイルス感染症の拡大により、四川省との周年記念事業も明年度に延期されることとなりました。本年度、四川省との交流はどのような状況であったのか、伺います。

渡邊知事政策局長

ただいまの御質問にお答えをいたします。本年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により日中の往来等が制限されていたこともございまして、四川省とはオンライン会議などで密接に連絡をとり合っておりました。昨年2月、四川省で新型コロナウイルスの感染者が増大した際、本県から支援物資を贈ったところ、また同年の4月にはマスクが不足する本県に対して6万枚以上ものマスクが四川省から寄贈されるなど、相互に助け合いきずなを深めてまいりました。また、県立図書館で両県省の青少年書画作品展を開催するとともに、四川博物院におきまして、これまでの交流の歴史や本県の魅力などを紹介したところでございます。

遠藤委員

今、答弁いただきました。大千富士日中青少年友好書画展、これは私どもの町にあります大門碑林公園の書道展とも連携をしたということもあって、非常に親しみのあることとございます。また、前回、30周年記念の際にも、私も県議団の訪問団として加わらせていただきました。四川省長、関係者との意見交換や各地を視察する中で、本県と四川省との強いきずなを感じたところであります。その因果もありまして、この友好関係が一層深まることを願っております。

そこで、明年度は延期した事業を実施するという事になると思いますけれども、四川省との友好を充実させるため、何か新たな取り組みがあるのか、伺い

ます。

渡邊知事政策局長 ただいまの御質問にお答えをいたします。 前回の30周年記念事業には遠藤委員にも御参加をいただきまして、友好訪問団の相互派遣などを行い、四川省との友好関係を深めたところでございます。 来年度の事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえながらではございますが、本年度予定しておりました記念式典の開催や友好訪問団の相互派遣等を行うこととしております。 これに加えまして、海外との往来が制限される中であって、知事と駐日中国大使との意見交換をきっかけに、来年度は新たに東京の中国大使館などにおきまして、大使や日本国内にいる中国人インフルエンサー等の方々をお招きしまして、四川料理と県産ワインのマリアージュを堪能できるイベントを開催することとしております。 あわせまして、このイベントにおきましては、和紙や印章などの地場産品や本県の観光地の魅力についてPRを行い、中国に向けて積極的に情報発信をしてまいりたいと考えております。

遠藤委員 さまざま分野において交流のきっかけづくりになると思います。 お互いの関係を深めていくことが重要だと思います。 そこで、周年記念事業を契機にどのように交流を結びつけていくのか、また拡大していくのか、伺います。

渡邊知事政策局長 ただいまの質問にお答えをいたします。 周年記念事業によりまして四川料理と県産ワインに関するワークショップや、書道に絡めました和紙、すずり、印章に関する意見交換会、また県内大学の留学フェアなど、交流の裾野が広がるような取り組みを行うこととしております。 このような取り組みを通しまして、産業や文化、そして人材交流など、幅広い分野におけます民間同士の交流を促進させ、本県と四川省とのきずなをさらに深め、お互いの豊かさにつながるような交流に結びつけてまいりたいと考えております。

遠藤委員 お互いの豊かさにつながるようなということではございました。 この事業を契機に、幅広い分野での交流を促進されるようお願いをいたします。

（中京圏観光情報発信事業について）

次に、予算概要26ページ、中京圏観光情報発信事業について伺います。 中部横断自動車道の山梨・静岡間の全線開通については、特に私の地元であります峡南地域では、名古屋をはじめ中京圏からの誘客に大きな期待を寄せているところであります。 実際に身延・下部地区などでは、東海・中京ナンバーの車を目にする機会も多くなってきております。 そこで、中京圏観光情報発信事業の具体的な取り組みについて伺います。

中澤観光文化部長 ただいまの御質問にお答えいたします。 本年度より中京圏からの観光客の増加を見込みまして、松坂屋名古屋店内にある県産品ショップの一部を本県の観光案内拠点「ワイン県やまなし名古屋情報館」として整備いたしまして、専任の職員1名を配置して本県の観光物産情報の発信等を実施しております。 主な業務としましては、来店者に対する本県の観光物産情報の提供、県内市町村や観光協会等からの観光パンフレットの収集・展示・配布、電話による問い合わせ対応や観光資料の送付などを行っているところであります。

遠藤委員 いろいろなことをされていて情報発信をしているということでもあります。 ワイン県やまなし名古屋情報館、この活動についてお伺いをいたします。

中澤観光文化部長 ただいまの御質問にお答えします。本年度はコロナ禍の影響でリアルイベントの開催が困難となりましたけれども、9月の開館セレモニーでは、来館者へブドウを配布する「ブドウフェア」もあわせて開催いたしました。そのほかにも、県内の自治体と連携しまして、週末にサクランボ、桃、ブドウなどの特産品販売とあわせた観光キャンペーンなどを行ったところでございます。開設からこれまでに多くの方々に来館していただいております。2月末現在の観光相談や観光パンフレットの配布などの観光案内件数は2,620件となっております。今後も、四季折々の山梨の魅力を情報発信するため、やまなし観光推進機構と連携いたしまして、「名古屋まつり」とか「旅まつり名古屋」等のイベントに参加しまして観光物産キャンペーンを実施するなど、この観光案内拠点を最大限活用して中京圏における情報発信の強化を進めてまいりたいと思っております。

（信玄公生誕500年記念事業費補助金について）

遠藤委員

次に、予算概要28ページ、信玄公生誕500年記念事業費補助金について伺います。現在、本県観光産業は、新型コロナウイルス感染症の影響により苦境に立たされております。信玄公生誕500年というこの絶好の機会を有効に活用することが、本県観光産業の迅速な復興の起爆剤になることは間違いありません。先月には杉原議員の提案により、長崎知事、実施市町の首長さん、県議会議員の先生方を初め関係者の皆様に多大な御理解を賜り、のろし花火の打ち上げが大成のうちに終了いたしました。信玄公生誕500年のスタートを飾ることができました。心より感謝を申し上げます。この模様は明後日、19日の午後7時よりテレビ放映されますので、御案内申し上げます。

県では、信玄公生誕500年を盛り上げるため今後さまざまなイベントの実施を予定していると思っておりますが、これまでの取り組みについて伺います。

中澤観光文化部長 ただいまの御質問にお答えいたします。県では、これまで27市町村や観光協会、経済団体等と連携いたしまして、信玄公生誕500年記念事業実行委員会を立ち上げ、公募によるロゴマークの制作や、ポスター・のぼり旗の制作など各種PR事業を実施してまいりました。また、昨年開催を見送った信玄公祭りの代替イベントとしまして、世界的な大ヒットとなっております任天堂のゲームソフト「あつまれどうぶつの森」を活用した本県の魅力のPRや、インターネットを利用したマスクデザインコンテスト、クイズ大会などもあわせて実施しまして、信玄公生誕500年の機運醸成を図っております。

今、委員がおっしゃられました、のろし花火の打ち上げは、先月、県内8カ所で実施されまして、リレー形式で趣向を凝らして打ち上げられました花火は、生誕500年記念の機運醸成に加えまして、コロナ収束への希望の花火となったというふうに考えております。県では、3月20日のキックオフイベントで、この花火打ち上げの模様を上映いたしまして、信玄公生誕500年記念事業の開始を盛大に祝うこととしております。

遠藤委員

コロナ禍にありまして、さまざまな制限がある中ではありますけれども、まずは3月20日の信玄公生誕500年記念のキックオフイベントが計画どおり開催され弾みとなることを期待をいたします。新型コロナウイルス感染症の感染状況も不透明な中、記念事業をどのように開催していくのか、具体的な内容とスケジュールについて伺います。

中澤観光文化部長 ただいまの御質問にお答えいたします。まず、年度当初につきましては、令

和2年度からの継続した取り組みといたしまして、信玄公ゆかりの地などを撮影したフォトコンテストや県立博物館の特別展「生誕500年 武田信玄の生涯」の開催を初め、7月からは県内全市町村の信玄公関連史跡等を回るスタンプラリー一等を実施いたします。また、生誕日である11月3日を含め、10月22日の金曜日から11月7日の日曜日までを「信玄公生誕ウィーク」としまして、この期間中に秋に開催延期となった信玄公祭りを初め、信玄公生誕記念イベント等の開催を予定しております。イベントの実施に当たりましては、検温の実施、手指の消毒の徹底やソーシャルディスタンスの確保など、万全の新型コロナウイルス感染防止対策を講じてまいります。

遠藤委員 秋に延期された信玄公祭りとあわせて、記念事業が全県で大いに盛り上がることを期待いたします。県では、このまたとない記念事業を契機に、本県の観光振興や地域活性化にどのようにつなげていくのか、伺います。

中澤観光文化部長 ただいまの御質問にお答えいたします。信玄公は、郷土の英雄であるとともに、現在も貴重な観光資源として私たちの生活を支えていただいております。県では、信玄公生誕500年を契機としまして、27市町村における信玄公ゆかりの地を再認識するとともに発掘いたしまして、その地域の食や他の観光資源と組み合わせまして県内外に積極的にPRを行い、ゆかりの濃淡にかかわらず県全体で信玄公を観光資源として活用できるよう取り組んでまいります。

さらに、生誕500年を契機とした取り組みとしまして、武田二十四将の一人として、現在の富士北麓・東部地域をおさめ信玄公の厚い信頼を受けました小山田信茂公に焦点を当てた歴史ロマンドラマを作成することといたしております。小山田信茂公は、勝頼公に対する逆臣とするものや、実は勝頼公を守るべく最大の尽力をした忠臣とするものなど、今なお郷土史研究家の間で議論が交わされておりまして、このことが数百年の年月を経た今日におきましても地域間の微妙な感情のすれ違いの遠因となっております。生誕500年のこの機こそ、過去数百年間の微妙な感情のすれ違いを解消しまして、全県が一つになって信玄公の生誕をお祝いし、また次の500年に向けたスタートを切るにふさわしい機会はないものと考えております。県では、偉大な信玄公の功績を未来に引き継ぎ、将来にわたって県民の皆さんが信玄公の功績がもたらす効果を楽しむよう、積極的に取り組んでまいります。

遠藤委員 今ありました小山田氏については、きょうの報道にもあったかと思えます。また、全県にゆかりの濃淡に関係なくということでもありますので、期待をいたします。

（印章産業海外販路開拓事業費について）

次に、予算概要45ページ、印章産業海外販路開拓事業費についてであります。本県を代表する地場産業の一つである印章産業は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、デジタル化、オンライン化の動きが加速される中、印章自体が不要であるかのような誤った風潮によって多大な風評被害をこうむっており、今後の国内需要の縮小が危惧されます。県では、印章事業者が行う販路開拓や新商品の開発等を支援するため、海外向けの需要、市場調査等を行うこととしておりますが、具体的な調査内容について伺います。

中澤産業労働部長 ただいまの御質問にお答えいたします。まず、基礎調査といたしまして、海外の印章制度はもとより、慣習としての印章の利用状況や出荷額等の流通に係る

情報についての実態調査を行います。その後、基礎調査の結果から有力な市場の候補地を3カ国程度に絞り込み、現地調査会社やバイヤー等から印章需要に関する詳細なデータや商品開発のヒントとなるような情報を収集し分析するマーケティング調査を行います。

遠藤委員 マーケティング調査ということですが、これをどのように活用していくのか、伺います。

中澤産業労働部長 ただいまの御質問にお答えいたします。海外販路を開拓していくためには、印章の需要が見込まれる地域に合った製品づくり、市場への参入方法、顧客へのPR手法等のノウハウが重要となります。そのため、県内印章事業者を対象に調査結果の報告や海外市場等の情報を提供するセミナーを開催し、今後の事業者の製品開発や販売戦略策定につなげてまいります。

遠藤委員 全ての業界に言えることではありますが、コロナ禍にあつて将来が不透明となっております。印章産業を取り巻く環境はさらに厳しさを増すことが懸念をされます。この事業を実施することでどのような効果を見込んでいるのか、お伺いたします。

中澤産業労働部長 ただいまの御質問にお答えいたします。印章の海外市場に係る情報が乏しい中で、短期間で効果的に海外販路開拓に係る情報収集を行うことが可能になりますとともに、調査結果に基づく製品開発や販売戦略・広報戦略、有力な現地バイヤーとのパイプの構築を図ることで、印章事業者みずからが製品や製造技術等を安定的に輸出する体制を整備することが可能となります。国内需要の縮小が懸念される中、この事業によりまして県は印章事業者の海外市場獲得を支援することで産地の活性化を図り、印章産業の持続的な発展をしっかりと後押ししてまいります。

（伝統産業振興対策費について）

遠藤委員 次に、当初予算の課別説明書、産18ページ、伝統産業振興対策費についてであります。本県には、長い歴史や伝統の中で、地域の生活や文化に根差した重要な地場産業として発展してきた伝統工芸品産業が数多く存在しております。しかし、これらの産業は、ライフスタイルの変化等による需要の低迷、後継者不足、伝統工芸品に関する情報、理解の不足など、課題に直面しております。さらに、今年度は新型コロナウイルス感染症の拡大が追い打ちをかけ、それぞれの企業の懸命の努力にも限界があります。そこで、今年度、県では伝統工芸品産業に対してどのような支援を行ってきたのか、伺います。

中澤産業労働部長 ただいまの御質問にお答えいたします。コロナ禍における販路拡大や認知度向上を図るために、国内最大級のパーソナルギフトと生活雑貨の国際見本市であります東京インターナショナル・ギフト・ショーへの本県伝統工芸品の出展を支援いたしました。また、産地のPRや新たな顧客の獲得を図るため、山梨県水晶美術彫刻協同組合が行いましたホームページの多言語化や一般消費者向けのコンテンツの充実に対して助成を行いました。こうした取り組みによりまして、新型コロナウイルス感染症の影響を受け厳しい経営状況下にある伝統工芸品産業のブランド化や、新たな需要の創出を図ったところでございます。

遠藤委員 この見本市は、ちょうど非常事態宣言下であったので、行くことができません

でした。残念でした。私は、コロナ禍においても、なお伝統工芸品産業への支援は重要であると考えます。そこで、産19ページ、伝統的工芸品産地振興対策費補助金の内容について伺います。

中澤産業労働部長 ただいまの御質問にお答えいたします。国では法令に基づきまして伝統的工芸品の指定を行うとともに、その振興のために補助事業を実施しておりますが、この伝統的工芸品産地振興対策補助金は、県として上乘せ補助を行うものであります。本県では、甲州水晶貴石細工、甲州印伝及び甲州手彫印章の3つが国の指定を受けておりまして、令和3年度は県水晶美術彫刻協同組合と県印章店協同組合に対して補助を行うこととしております。この事業により、産地組合等が行う後継者の確保・育成、技術・技法の記録・保存、新商品開発などを支援し、伝統的工芸品産業の振興を図ってまいります。

遠藤委員 私の住んでいる峡南地域には、ほかにも和紙やすずりといった伝統工芸品があり、ほかの地域にも数多くの伝統工芸品があると認識をしております。そこで県では、これらの伝統工芸品も含めた伝統工芸品産業をどのように支援をしていくのか、伺います。

中澤産業労働部長 ただいまの御質問にお答えいたします。県では国指定の3品目に、市川大門手漉和紙や甲州雨畑硯などを加えた12品目を独自に山梨県郷土伝統工芸品として認定し、その振興を図っております。これらの工芸品について広く県内外の周知を図るための共同展示会を開催するとともに、産地組合等が行う後継者の確保・育成、需要開拓などの取り組みに対して市町村と連携して補助を行っております。今後もこうした産地組合の前向きな取り組みを支援するとともに、新たな郷土伝統工芸品の掘り起こしや国内外への販路拡大を視野に入れた積極的な情報発信などにも取り組み、本県の伝統工芸品産業のさらなる振興を図ってまいります。

（障害者文化芸術・スポーツ活動推進事業費について）

遠藤委員 次に、予算概要64ページ、障害者文化芸術・スポーツ活動推進事業費について伺います。まず、文化芸術活動の推進について、昨年11月、障害者文化展や障害者芸術・文化祭が開催されました。コロナ禍にあっても、障害のある方々が日ごろの活動の成果を発表する機会を確保できたことは大変よかったと思っております。県では新たに、障害者文化芸術作品展や舞台芸術イベントなどを含めた文化芸術フェスティバルを実施するとしておりますが、具体的にどのように取り組むのか、伺います。

小島福祉保健部長 ただいまの御質問にお答えをいたします。新たに開催をいたします文化芸術フェスティバルにおきましては、障害のある方の文化芸術活動を一層活発化するために、文化芸術作品展や舞台芸術イベント、アール・ブリュット企画展を一体的に実施をいたしますほか、さまざまな工夫を行ってまいりたいと考えております。

具体的には、手芸や絵画、書道などを展示する文化芸術作品展につきましては、国中と富士・東部地域で、まず地域展を開催をいたしまして、その後、甲府市内で優秀作品を集めた本展を開催することによりまして、より多くの方が身近な地域で気軽に参加、鑑賞いただけるようにしてまいります。また、歌やダンス、楽器演奏などを発表する舞台芸術イベントにつきましては、大勢の方に鑑賞いただけるようネット配信を行いますとともに、障害のある方の取り組み

を促進するため、先進的な活動を行っている団体を招聘した鑑賞会などを実施いたしてまいります。

遠藤委員

障害のある方の文化芸術活動は幅広く取り組まれるということであり、重要だと思います。県では、コーディネーターを設置するとともに、研修会や展示会を開催するとしておりますが、どのように支援を行っていくのか伺います。

小島福祉保健部長 ただいまの御質問にお答えをいたします。県では、障害のある方の個性あふれるすぐれた作品の創作活動を後押しするためコーディネーターを配置いたしまして、活動を支援する関係者の連携ネットワークの構築や作品の魅力発信を行うことといたしております。また、アール・ブリュット作品を転写したTシャツやバッグなどの商品開発や著作権保護の知識を習得する研修会を開催するなど、継続して創作活動に取り組める環境づくりを支援してまいります。さらに、障害者文化芸術フェスティバルの一環といたしまして、県内外の著名なアール・ブリュット作家による作品を一堂に会した企画展を開催することによりまして、県民が芸術上価値の高い作品に親しむ機会を創出してまいります。

遠藤委員

感性の高い方の作品に触れる機会がふえるということだと思います。これが工事現場への仮囲いへの作品掲示、あるいは公共施設、企業内での作品展示など、大変よい取り組みだと認識しております。さらに、その作品が多くの人々の共感を得て、障害者の理解につなげていく必要があります。そのためには工夫が必要であると考えますが、どのように取り組むのか伺います。

小島福祉保健部長 ただいまの御質問にお答えをいたします。まちなか美術館につきましては、工事現場の仮囲いのボードに絵画作品をラッピング加工いたしまして、道行く多くの県民に鑑賞していただくこととしております。その際には、作品の生まれた背景などを理解いただけますよう、作家の紹介でありますとか、作品ができる過程などを説明するプレートを設置いたしたいと考えております。また、いえなか美術館につきましては、作品を身近に感じていただけますよう、多くの方の目に触れる公共施設や企業、カフェなどの出入り口付近に展示をいたしますとともに、作家と語り合いながら鑑賞できる機会を設けたいと考えてございます。こうした工夫によりまして、多くの方にこれらのすぐれた作品に触れていただく機会を提供し、作品への共感と一層の障害者理解が促進をされますよう図ってまいりたいと考えております。

遠藤委員

次に、障害者スポーツについてであります。スポーツ活動の推進、特に8の障害者スポーツ用具整備事業費補助金について伺います。障害のある方にとってスポーツは、文化芸術とともに生きがいや自信の創出のほか、社会参加のきっかけとなるものであり、その振興を図っていくことは重要です。先般、山梨県スポーツ振興条例の素案を県議会条例案作成委員会において取りまとめさせていただきました。この中においても、「県は障害者のスポーツ活動の推進について必要な施策を講ずるよう努めること」と盛り込ませていただいております。こうした中、障害スポーツに関する新規事業を計画されたことは大いに評価すべきと考えますが、この事業の内容について伺います。

赤岡スポーツ振興局長 ただいまの御質問にお答えいたします。障害者スポーツ用具整備事業費補助金につきましては、県障害者スポーツ協会が行う障害のある方へのスポーツ用具の貸し出し事業を支援するものでございます。遠藤委員が委員長として作

成に御尽力をいただいております山梨県スポーツ振興条例の素案にございますとおり、障害のある方が自主的かつ積極的にスポーツ活動に参加できる環境づくりが大変重要であること、また用具の追加や多様化を求める利用者の声が高まってまいりましたことから、協会に対し用具の整備費を助成することとしたものでございます。具体的には、車椅子バスケットボールなどで使用するスポーツ車椅子、それから誰でも気軽に楽しむことができるゴールボール、フライングディスク、ボッチャの用具の購入に助成することとしております。

遠藤委員 いろいろ幅広いスポーツに支援をしていただけるということですが、実際に活用されてこそ意義がある事業だと思います。どのような活用を見込んでいるのか、伺います。

赤岡スポーツ振興局長 ただいまの御質問にお答えを申し上げます。用具の活用につきましては、まず県障害者スポーツ協会におきまして加盟団体や学校等へ無料で貸し出しを行うほか、本年度から開催回数を拡充いたしました障害者と健常者との交流教室などのイベントにおきまして積極的に活用していただくことを想定しております。また、障害者スポーツ指導員を養成する講習会におきまして教材として活用することとしておりまして、指導員の質の向上にもつなげてまいりたいと考えております。こうした取り組みを通じ、障害のある方が気軽にスポーツに参加できる機会の拡大に努めてまいります。

（休日部活動の地域移行に向けた実践研究事業費について）

遠藤委員 次に、予算概要67ページ、休日部活動の地域移行に向けた実践研究事業費について伺います。平成31年1月に取りまとめられた中央教育審議会答申では、必ずしも教師が担う必要のない業務の一つとして部活動を挙げ、将来的には部活動を学校単位から地域単位への取り組みとし、学校以外が担うことを積極的に進めるべきとされております。このような状況を踏まえ、このたび本県において、生徒にとって望ましい部活動の環境の構築と学校の働き方改革も考慮したさらなる部活動改革の推進を目指し、休日部活動について市町村と連携した実践研究を行うと聞いております。そこで、本事業の具体的な内容について伺います。

斉木教育長 ただいまの御質問にお答えいたします。休日部活動の方向性につきまして国では、教員の負担軽減と生徒にとって望ましい指導の実現を図るために、令和5年度以降、段階的に学校から切り離し、地域のスポーツ活動へ移行することとしております。そのため本事業では、県内の中学校2校を拠点校といたしまして、地域人材の確保、あるいは費用の負担のあり方などについて研究を進めてまいり予定であります。

遠藤委員 文科省、あるいはスポーツ庁のホームページなんかを見ますと、学校部活動が非常に教育にとって効果的であるということでありまして。この効果的な活動を学校現場から切り離すということは、生徒のみならず保護者、また教員の先生方にとってもさまざまな影響があると考えられます。本事業を進めるに当たっての課題は何なのか、伺います。

斉木教育長 ただいまの御質問にお答えします。休日の地域スポーツ活動におきましても学校の部活動と同様の教育的効果が得られるように、部活動の意義、あるいは指導のあり方などにつきまして、教員と地域指導者が共通理解を図った上で進めることが必要であります。そのため、例えば教員や地域指導者等で構成する運営委

員会を設置したり、指導者同士がICTを活用して打ち合わせを行ったりするといった方策が考えられます。また、本事業の活動が運動部活動ガイドラインに準拠した活動となるよう、望ましい休養日等の設定や合理的で効率的・効果的な活動を推進するよう、適切に運営していくことも必要であると考えております。

遠藤委員

今般、教員の多忙化改善は喫緊の課題と認識をしております。部活動はその要因の一つともされておりますけれども、このような中、生徒にとって望ましい持続可能な部活動と学校の働き方改革の両立を実現するため、本事業の課題を踏まえ、今後どのように取り組んでいくのか伺います。

斉木教育長

ただいまの質問にお答えします。県では、休日に教員が指導に携わらなくても生徒が地域スポーツ活動を実施できる環境を整備するため、拠点校における実践研究を通して成果や課題を明らかにしてまいります。その上で、学校部活動と地域スポーツ活動が融合した新しい部活動のあり方を整理しまして、令和5年度以降の段階的な全県展開に向け、学校・地域が一体となって取り組む山梨モデルの構築を目指してまいります。

遠藤委員

今後、部活動が生徒、また教職員の先生方にとってより一層有意義な活動となるように期待をしております。学校・地域が一体となって取り組んでいただければと思います。

（訟務管理費及び債務負担行為について）

最後に、課別説明書、総34ページの訟務管理費及び同総36ページの債務負担行為について伺います。過日の総務委員会では債務負担行為について、期間や限度額の記載が不明確、具体性に欠けるといった議論でした。当該裁判は、当該県有地にかかわる賃貸借の昭和2年から始まる故意・過失、適正対価、適正価値、これらの真相を求めることが第一義で、かつて経験したことの無いほどの大事です。しかし、私たち山梨県議会は、和解案を封じ込め裁判継続の道を選択したのだから、この裁判に全精力を傾けることが必然であり、責務だと思います。

一般的な裁判において弁護士の職務は、結審するために主張を尽くすことです。債務負担行為における期間も限度額も適切な文言で定めていて、それ以降の経費を限度額に含めないことを明示したと考えられます。成功報酬について、県に後年度負担が発生することを明確にするため、債務負担行為を設定することは重要であり、県有財産に係る過去からの故意・過失、適正価値の真相を求めべく意義ある訴訟の追行を進めるべき措置だと考えます。また、令和3年度予算における着手金の約2億円についても、なぜ必要になったのか、何のための経費なのかを考えるべきです。

今や県有財産を守る県の立場がはっきりしてきました。当該裁判は数十億円という巨額な財源を県民の手に取り戻せるかどうかがかかっています。県民の皆様の貴重な財産、およそ2億円を使わせていただく裁判費用、つまり訟務費と債務負担行為の必要性だと考えます。そこで、訟務費の増額分と債務負担行為の必要性について御所見を伺います。特に債務負担行為の文言での記載、行政裁量権について疑問のあるとの意見もあります。その期間についてははっきりお答えをいただきたいと思っております。

長崎知事

ただいまの御質問にお答え申し上げます。今後準備が必要となる裁判は、近年、山梨県では経験したことの無いほど経済的額が大きいことが想定されますことに加えまして、本訴訟は提起される訴訟のあり方によりましては、一部上場大企

業が組織する大弁護士団を相手に議論を交わすことも想定され、決して簡単な裁判であるとは考えることはできないと思います。したがって、訴訟追行に当たりましては、現在及び将来の県民の利益をしっかりとこの裁判において守り抜いていかなければなりません。このため、企業法務に関する豊富な実務経験、高度な法令運用の運用解釈の高い見識を持った有能な弁護士を選定することこそが、県民の利益を代表する私どもの立場だろうと考えております。そして、このような有能な弁護士を選任するためには、その能力に見合った報酬が必要になるのも、これまた世の道理であります。

令和3年度予算ですが、我が国の弁護士報酬基準といたしまして広く実務上用いられております（旧）日本弁護士連合会報酬等基準に現時点で想定される訴訟の経済的利益、これは基準の言葉遣いですが、経済的利益を機械的に当てはめて算定した着手金の額を計上しております。また、裁判後の成功報酬の支払いにつきましても、同基準に従うことを念頭に置いております。

訴訟では判決まで数年を要するのが通常でありまして、県が弁護士と訴訟委任契約を締結する場合には、契約の期間は当然複数年度に及ぶこととなります。したがって、成功報酬などで債務負担行為を設定することが必要不可欠になってまいります。逆に、成功報酬の支払いに係る債務負担行為を設定せずに裁判終了時に予算計上するようなやり方は、その契約書に成功報酬の支払いを記すことができず、弁護士に対しましては、後年度の議会における議決を前提とする、いわば口約束になってしまうことから、そのような形で有能な弁護士を探すことは不可能であると考えます。また、地方公共団体の事務としても不適切であります。いずれにいたしましても、着手金に係る予算、あるいは成功報酬に係る債務負担行為は、裁判を通じまして現在のみならず将来も視野に入れば、数十億円をはるかに超えるだろう財源を特定企業への自主的な利益供与から県民の手に取り戻すために必要不可欠なものであります。

市川総務部長

先ほどの御質問の中に、債務負担行為の限度額の文言表記についての御質問がありましたので、補足をさせていただきます。そもそも地方公共団体の債務負担行為でございますけれども、後年度に経費の支出を伴う債務を負担する場合には、予算で債務負担行為として定めなければならないということが地方自治法の要請でございます。加えまして、その限度額に関しましては、地方自治法の施行規則、総務省令でございますけれども、これによりまして金額表示の困難なものにつきましては、当該欄に文言で記載することができるということとなっております。他、他の地方団体の実例に倣っているところでございます。

（近隣都県観光連携事業について）

猪股委員

初めに、当初予算概要27ページの近隣都県観光連携事業について伺います。近隣県との観光面での連携の必要性につきましては、昨年9月議会における私の質問でも触れさせていただいたところですが、こうして早速、近隣都県との観光振興事業が計上されたことは大変喜ばしいこととあります。ことしは4月に国道138号須走道路・御殿場バイパスが開通するとともに、夏ごろには中部横断自動車道の山梨・静岡間の全線開通が予定されております。こうした近隣県とのアクセス改善により観光面での好機が訪れる中、近隣県との連携事業には大きな期待が寄せられるところです。そこでまず、この近隣都県観光連携事業の具体的な取り組みについて伺います。

中澤観光文化部長

ただいまの御質問にお答えいたします。この事業は、近隣都県と連携しました3つの誘客促進事業で構成しております。1つ目は、静岡県と連携する「バイ・

ふじのくに」の取り組みの一環としまして、富士山静岡空港内に設置する静岡・山梨協働誘客施設を活用して、両県の物産品等の展示、ワイン等の試飲及び観光スポットのPRを通じて本県への誘客を促す事業でございます。2つ目は、長野県と連携して、小海線沿線地域の自然景観、歴史、文化等の地域の魅力を活用したサミットを開催し、同エリアへの観光誘客を促す事業でございます。3つ目は、東京都や埼玉県と連携し、地元や近場の観光ニーズを掘り起こし、首都圏からの観光誘客につながる広域スタンプラリーなどの観光プロモーション等を行う事業でございます。

猪股委員

この事業において近隣都県とどのような具体的に取り組んでいくかについてはわかりました。その中で私はこれまでも、経済的、学区的に深いつながりのあった県境を接する長野県川上村、南牧村をはじめ、小海線沿線を囲む地域である佐久地域との観光交流がとりわけ重要であると考えます。そこで、長野県との連携事業につきまして、さらに詳しくその内容について伺います。

中澤観光文化部長 ただいまの御質問にお答えいたします。長野県との連携事業につきましては、小海線沿線地域を対象に、本県の北杜市や長野県佐久地域の市町村等と連携しまして、同地域の観光誘客を促すイベントとして「小海線沿線観光振興サミット」を開催する予定でございます。具体的な内容、時期につきましては、今後、両県関係者で構成するサミット実行委員会を組織いたしまして検討していくこととしておりまして、小海線沿線地域の変化に富んだ自然景観、それから縄文世界をベースとした歴史、ジビエや日本酒、高原野菜などの土地の恵みがもたらす食の多様性といった地域の可能性を際立たせるような魅力あるイベントにしていきたいと考えております。

猪股委員

今説明いただきました事業のほかにも、県ではこれまで富士箱根伊豆国際観光テーマ地区推進協議会や関東観光広域連携事業推進協議会での活動を通じて、近隣都県と連携した観光振興事業を実施してきているということは承知しております。私はコロナ禍の中、3密を避け、隣接する地域において安心安全に地域の魅力を知り、温泉や自然散策、料理を楽しむマイクロツーリズムの推進が重要であると以前から申し上げているところです。

そこで改めて、県では今後どのように近隣都県による観光振興に取り組んでいくのか、伺います。

中澤観光文化部長 ただいまの御質問にお答えいたします。昨年来、静岡県と連携する「バイ・ふじのくに」や東京都と連携する東京・山梨連携会議などにおきまして、新たな枠組みを活用した観光振興事業が生まれるとともに、本県と新潟、長野、静岡で構成する中央日本四県でも新たな取り組みを模索するなど、近隣都県との観光振興での連携が今大きな潮流となっております。コロナ禍の中でリピート利用の潜在性が高いと言われるマイクロツーリズムを近隣都県の連携により推進することで、それぞれが持つ観光資源が融合して新たな観光コンテンツとして創造されまして、今後、国内外の観光客の誘客を図る上で重要な観光価値になると考えております。県では、今後も積極的に近隣都県との連携を行いまして、地域の持つ可能性をさまざまな形で引き出して観光振興につなげていきたいと考えております。

猪股委員

特に長野県との連携は、観光振興を通じて、ほかの産業などにもよい影響があると思うんです。それは、長野県が山梨県を商圏としている、そんなことを感じ

ていますので、ぜひ頑張って取り組んでいただきたいと思います。

（新品種早期産地化基盤強化事業費について）

次に、当初予算概要34ページの新品種早期産地化基盤強化事業費について伺います。県はこれまでJAグループ等と連携し、また果樹農家の高い技術のたゆまぬ努力にも支えられ、桃、ブドウなど日本一の産地を築いてきました。一方、本県以外の産地からも、食味がよく食べやすいなど、消費者ニーズに対応した新たな品種が数多く登場しており、果樹王国である本県の地位を今後も盤石なものとするためには、競争力のある本県オリジナル品種を速やかに開発することが極めて重要であります。本事業では、ブドウの県オリジナル品種の開発期間を短縮するため、果樹試験場に実生苗用のガラス温室や育種選抜用の加温ハウス等を整備することとしておりますが、初めに整備する施設の規模等、具体的な内容について伺います。

坂内農政部長 ただいまの質問にお答えをいたします。本事業では、果樹試験場の圃場に実生苗用のガラス温室約40平方メートルを増設し、育種選抜用の加温ハウス約750平方メートルを新設するとともに、開発に必要な分析機器などの備品を整備することとしております。ガラス温室の増設により、これまで廃棄せざるを得なかった新たな品種の候補となる苗につきまして、従来と比較し約1.8倍活用が可能であることから、より高品質で競争力の高いものを開発できる確率が向上いたします。

新設する加温ハウスにつきましては、新品種を選抜する際に使用し、果実品質の調査とあわせ、病害虫の抵抗性や生理障害の発生程度などハウスでの栽培特性を同時に把握できるため、開発期間の短縮が見込まれます。

猪股委員 現在、全国で生産が急増しているシャインマスカットは、国が1988年から開発を始め2006年に品種登録したものであり、その開発には18年もの歳月がかかったと聞いております。果樹の新品種開発には、このように長い年月を要するとお聞きしていますが、現在、果樹試験場でどのような方法で開発を行っているのか、また開発にどの程度の期間を要しているのか、伺います。

坂内農政部長 お答えをいたします。果樹試験場でのブドウの新品種の開発方法は、まず親となる品種を人為的に交配して得た種子を、一、二年程度、ガラス室内で育成をいたします。その後、育成した苗を露地の圃場に植えつけ、二、三年後に初結実、初めて実がなる時点から、果実の成熟期や品質等を調査し、五、六年以上かけて優良なものを選抜し、新品種の候補として選定をいたします。このため、交配から選抜終了までには10年以上の期間が必要となります。

猪股委員 新品種の開発・普及に長い年月を要する果樹については、その開発期間を短縮し、早期に産地へ普及させることが農家の所得向上や本県の農業振興に必要であり、そのためには公的研究機関である県果樹試験場に大きく期待するところですが、最後に本事業によりどのような効果を見込んでいるのか、伺います。

坂内農政部長 お答えをいたします。果樹試験場では、現在、皮ごと食べられる黒系ブドウの育成を新たな開発目標として取り組んでおります。本事業を通じて品種開発の基盤を整備・拡充することにより、開発期間を従来より3年以上短縮することが可能となります。また、ブドウの着色に関係する遺伝子の解析技術等を用いまして、結実前に、実が結ぶ前に着色の程度が判断できることによりまして、新しい品種

の開発が加速化され、農家への早期普及と農家所得の向上が期待されます。さらに、品種開発の段階で得られた多くの知見をデータ化し、蓄積、分析して次の品種開発に応用することにより、品種開発の一層の高度化、迅速化を図ってまいりたいと考えております。

（やまなし中小企業事業再構築等サポート事業費について）

猪股委員

次に、当初予算概要43ページのやまなし中小企業事業再構築等サポート事業費について伺います。コロナ禍においては、従来の事業継続が困難となり、新分野展開などの事業再構築に取り組む中小企業が増加しています。本年1月に信用調査を行う東京商工リサーチが実施したアンケートでは、実に46.8%の企業が事業の再構築を実施し、または検討していると回答しています。この点、国は第3次補正予算により中小企業の事業再構築のための補助金として約1兆1,500億円を計上し、費用面の支援措置を講じております。しかしながら、企業が新分野展開などを図る際には、費用だけでなく、さまざまな支援が必要であり、特に中小企業の共通の経営課題である専門人材の不足については、これを補完する強い支援が必要と考えます。これに関して、県事業では専門家チームによる支援を行うこととしておりますが、中小企業の事業再構築に対してどのような専門家がいかに支援をしていくのか、その辺について伺います。

中澤産業労働部長 ただいまの御質問にお答えいたします。まず、専門家でございますが、業種別には、機械電子、医療機器、農産物加工、観光などに対応しておりまして、分野別で言いますと、商品企画、マーケティング、ブランド構築、IT化などに関し、知識や経験が豊富な人材をそろえております。こうした専門家が企業のさまざまな取り組みに応じまして最適な支援を実施することとしており、具体的には、新商品開発の場合ですと、自社技術を活用した商品企画や試作品の製作などを支援いたします。また、新商品販売に関しては、商品パッケージやラベルデザインの検討、ホームページや電子商取引サイトの構築などを支援します。さらに、販路開拓に関しては、販売先紹介のほか、営業活動への同行、展示会や商談会時の商品説明に関するアドバイスを行うなど、多様な支援を展開してまいります。

猪股委員

専門家が派遣されることは、企業にとって心強い支援になると思われまます。このような企業にとって有効な専門家チームによる企業支援は、従前から実施され、さらにコロナ対策としても本年度6月補正予算において計上されていたと承知しております。これだけ重点的に実施されてきた事業であれば、専門家による具体的な支援事例はかなり積み重なってきていると思われまます。また、多くの中小企業にとって、事業の新展開などの支援事例を知ることは非常に参考になるものと考えられまます。そこで、従来の支援事業から幾つか支援事例を紹介していただくとともに、今後、支援事例の周知についてどのように取り組んでいくのか、伺います。

中澤産業労働部長 ただいまの御質問にお答えいたします。まず、支援事例につきまして、製造業と地場産業の関係で2つの例を御紹介いたします。工作機械の製造企業、こちらがコロナ禍においても一定の利益を確保したい、そういった希望があったケースについてでございますが、部品在庫の適正化やコストの見直しなどを支援した結果、経常利益率の改善という成果を挙げている例がございます。

また、ワインの製造販売企業が観光客向けの対面販売の不調を脱するために新規顧客の開拓を希望したケースにおきましては、ブランドイメージの再構築を図った上で、百貨店・スーパー等への小売販売を支援している、こういった事例

がございます。

次に、この支援事例の周知でございますが、企業のご理解を得られたものは県ホームページや定期的開催されますセミナーなどで紹介してございまして、今後も他の企業の参考となるよう、積極的な周知に努めてまいります。

猪股委員

支援事業の周知については、今後も積極的に取り組んでもらいたいと考えます。

さて、専門家チームによる支援は非常に有効であると思われませんが、県内には企業支援を主たる業務とするやまなし産業支援機構を初め、商工会や金融機関など数多くの支援機関があります。専門家チームの支援に、これら支援機関の知識や経験を加えることができれば、支援はより適切で効果的なものになると考えます。ついては、本事業の専門家チームの支援をさらに進展させるため、どのように取り組んでいくのか、伺います。

長崎知事

ただいまの質問にお答え申し上げます。本事業は、専門家の支援と商工会や金融機関など13の支援機関が一堂に会する中小企業サポート連携拠点会議、これを関連づけております。具体的には、専門家チームが連携拠点会議におきまして支援経過を月次で報告をし、多様な支援機関の担当者からの意見を支援方針に反映すると、こういうサイクルで支援の進展を図ることとしております。

また、この会議の中で、さらに専門性の高い支援が必要とされるような場合には、大学、あるいは県産業技術センターなどの研究機関、さらにはメディカル・デバイス・コリドー推進センターなどの関係機関に対しても支援要請を行う、こういう仕掛けになっております。専門家チームと支援機関などの力を結集することで、委員御指摘のように、新型コロナウイルス感染症に打ちかつための事業再構築に意欲的に取り組む中小企業を強力に支援していくことかできると、このように考えています。

猪股委員

ありがとうございました。本事業は、企業を念入りに支援していくよい仕組みを持っています。本県には積極的に事業展開を図ろうとする中小企業が数多くあると思いますので、本事業をフル活用して支援を展開してもらいたいと思います。よろしく申し上げます。

（就職氷河期世代支援事業費について）

次に、当初予算概要71ページの就職氷河期世代支援事業費について伺います。バブル経済崩壊後、景気低迷期で雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った世代、いわゆる就職氷河期世代は、希望する就職ができず、不本意ながら不安定な仕事についている方や無業の状態にある方など、さまざまな課題に直面してきた方が多く含まれ、これは個人や家族だけの問題ではなく、社会全体で受けとめべき重要な課題であります。国では令和元年6月に支援プログラムを取りまとめ、全ての世代の人々が希望に応じて意欲、能力を生かして活躍できる環境整備を進める中で、就職氷河期世代の支援に3年間で集中的に取り組むこととしておりますが、県ではどのような体制で支援を進めているのか、伺います。

中澤産業労働部長

ただいまの御質問にお答えいたします。県では令和2年3月に就職氷河期世代就労支援対策本部を設置いたしまして、就職氷河期世代の方が県内企業で活躍できるよう、全庁体制で就労支援に取り組んでおります。また、官民協働で支援を行うために、山梨労働局、山梨県、やまなし若者サポートステーション等の支援機関、経済団体、労働団体からなります、やまなし就職氷河期世代活躍支援

プラットフォームを設置いたしまして、令和4年度末までに就職氷河期世代の正規雇用者数を2,100人ふやすことなどの目標を立てて集中的に取り組むこととしております。具体的には、社会全体で支援する機運を醸成するとともに、ひきこもりの状態にある方から無業の状態や不安定な就労状態にある方まで、それぞれの状況に応じた相談体制を充実し、社会参加や就労、正規雇用などのきめ細かな支援を実施してまいります。

猪股委員

新型コロナウイルス感染症拡大は県内経済に影響を与えており、2月28日現在での県内の感染症拡大を要因とする解雇等見込み労働者数は703人となりました。非正規雇用の方は雇用調整を受けやすい立場に置かれているものと思われ、特に就職氷河期世代は、当時の厳しい経済情勢の影響で他の世代に比べ、みずからの意思によらず不安定な就労を余儀なくされていることから、正規雇用に向けた支援強化を積極的に実施すべきと考えますが、どのように取り組んでいくのか、伺います。

中澤産業労働部長 ただいまの御質問にお答えをいたします。就職氷河期世代は非正規雇用の方が多く、正規雇用への転換が課題となっておりますが、コロナ禍における厳しい経済情勢の中で進展が図られていないのが現状でございます。本年度県では、就職氷河期世代を新たに正規雇用した事業主に対し、国の助成金に上乗せ支給する制度を設けましたが、企業にとっては対象となる労働者の要件が厳しく、利用しにくい制度でありました。このため、より利用しやすいものとなるよう、来年度からは新たに、既に企業内で就業していらっしゃる非正規雇用や派遣労働者の方を正社員化する場合についても上乗せ支給を行うこととしたところであります。加えて、就職氷河期世代を対象とした求人や就職イベント情報、奨励金などの正規雇用につなげるための情報を新聞の特集ページとして掲載いたします。さらに、就職氷河期世代を中心とした求職者を対象に県下最大級の合同就職面接会を開催するなど、支援を積極的に実施してまいります。

猪股委員

山梨労働局によると、県内大学等の今春卒業予定者の2月1日現在の就職内定率は78.3%と、前年同月と比べると5.2ポイント下回っておりますが、昨年12月現在のデータから改善傾向が見られます。一方、本月1日から来春卒業の大学生の就職活動が本格的にスタートしましたが、新型コロナウイルス感染症が経済情勢に暗い影を落とす中、就職活動への影響が懸念されます。これから本格的に就職活動が始まる学生が第2の就職氷河期世代とならないよう、就職支援にどのように取り組んでいくのか、伺います。

中澤産業労働部長 ただいまの御質問にお答えをいたします。コロナ禍におきましても学生と県内企業の接点を確保するため、遠隔地の学生が参加しやすく、県内外からより多くの学生の参加が容易となりますウェブでの合同就職説明会を開催いたします。加えて、ウェブを活用した採用活動の促進を図るため、県内中小企業でノウハウがない企業に対しましてはアドバイザーを派遣してオンラインでの説明会や面接会が実施できるよう支援します。

一方、学生や県内企業からは、ウェブだけではなく対面での開催を希望する声もあることから、感染症対策を十分に行った上で対面の合同就職説明会を開催し、学生と県内企業の多様な接点の確保を図ってまいります。こうした取り組みを通しまして、山梨労働局や経済団体とも連携しながら、第2の就職氷河期世代を生むことのないよう取り組んでまいります。

（子どもの貧困対策推進事業費について）

猪股委員

次に、当初予算概要104ページの子どもの貧困対策推進事業費について伺います。新型コロナウイルスの感染拡大と、その長期化により、子供の貧困問題はさらに深刻になってきていると考えます。個人が分断され孤立化が懸念される中においては、人と人がつながるためのさまざまなコミュニティーが必要であり、地域において多くの支援機関が連携する地域ネットワークの重要性が一層増しています。県は昨年度に策定したやまなし子どもの貧困対策推進計画において、全市町村で地域ネットワークが構築されることを目標としていますが、まずはこの進捗状況について伺います。

依田子育て支援局長 ただいまの御質問にお答えいたします。県では昨年度までに地域ネットワークの中心的な役割を担います地域コーディネーターを養成し、本年度は支援機関の連携体制の構築に向けまして、より実践的な研修を行ってまいりました。また、子どもの貧困対策に精通した専門家とともに市町村を訪問しましてノウハウを助言するなど、早期のネットワーク構築に向けた支援を行ってきたところでございます。その結果、本年度中には8割を超える22市町村において地域ネットワークが構築される見通しになっておりまして、今後も引き続き全市町村において早期にネットワークが構築されるよう支援を行ってまいります。

猪股委員

地域ネットワークの構築が順調に進んでいることは理解しました。この地域ネットワークを真に機能させるためには、ネットワークを構成する支援機関の増加や連携の強化が必要になると思いますが、どのように地域ネットワークの強化に取り組んでいくのか、伺います。

依田子育て支援局長 ただいまの質問にお答えいたします。地域ネットワークが有効に機能するためには、行政等の支援機関に加えまして、子育て家庭に身近な子ども食堂などの支援者との連携が重要であると考えております。このため、昨年7月に子ども食堂の実態調査を実施しまして、現在は学習支援などの子供の居場所について実態を調査しているところです。今後、これらの調査で把握した団体に対しまして地域の連携の輪に参加していただけるよう働きかけを行いまして、地域ネットワークを構築する支援機関の増加や機能強化の促進を図っていききたいと考えております。

また、来年度着手する食料・生活用品支援ネットワーク構築事業では、地域ネットワークの構成員が支援を必要とする家庭への直接支援者になることを想定しておりまして、このような取り組みも通じて連携の強化を図っていききたいと考えております。

猪股委員

地域ネットワークとは別に、来年度から県が主導して県全体の食料・生活用品の支援ネットワークの構築に着手するということですが、この事業は子どもの貧困対策として非常に効果的なものと考えています。この事業では、地域ネットワークが直接支援者となるということですが、具体的にどのような役割を求めていくのか、伺います。

依田子育て支援局長 ただいまの御質問にお答えいたします。食料・生活用品支援ネットワーク構築事業は、ひとり親家庭などの支援が必要な家庭に食料等を配布する事業でございます。しかし、単に食料等を配ることが目的ということではなくて、こうした活動を通じまして、さまざまな困難を抱える家庭と地域の支援者との顔の見える関係をつくった上で、支援が必要な家庭を早期に把握し、適切な支援につなげ

ていくということを大きな目的にしております。このため、この地域ネットワークには、地域の支援者と子育て家庭が身近な場所で気軽に交流できる環境をつくっていただきまして、支援者同士の緊密な連携により家庭を支えるという、こうした大変重要な役割を担っていただきたいと考えております。

（「名水の地」ブランド化推進事業費について）

猪股委員

次に、当初予算概要106ページの「名水の地」ブランド化推進事業費に関連して、幾つか伺います。

本県は、富士山、南アルプス、八ヶ岳、奥秩父などの山々に囲まれ、この豊かな自然や良質な水によって育まれた美しい景勝地や果物、「富士の介」を初めとする養殖業等の数々のおいしい産品に恵まれています。また、さまざまな業界から山梨名水を生かした効果的なプロモーションを行っていますが、特に最近では県酒造協同組合が山梨の名山の水を使って醸造された日本酒のみを山梨と表示できる地理的表示の申請を行い、名水が育む県産日本酒のブランド化へ向けた取り組みを進めていると聞いております。県では平成28年にやまなし「水」ブランド戦略を策定し、良質な水をキーワードに、「天に選べし、名水の地。山梨。」というキャッチフレーズのもと、さまざまなプロモーションを行ってきたものと承知していますが、改めてどのような取り組みを行ってきたのか、伺います。

村松森林環境部長 ただいまの御質問にお答えいたします。山梨に名水の地というイメージを定着させるため、これまで水をテーマとしたイベントの開催やJR中央線の特急車両への中張り広告、主要都市におけます観光物産展へのブースの出展など、県外に向けて積極的に情報発信を行ってきたところでございます。また、今年度につきましては、山梨の自然や水よさに引かれ、東京から県内へ移転していらっしゃいました日本料理店のシェフと知事との対談記事を経済誌に掲載いたしまして、経営者層を中心に名水の地山梨をPRしたところでございます。

猪股委員

これまで実施してきた取り組みについてはわかりました。新型コロナウイルスの影響により、地域経済が低迷し、生活環境の変化が求められる中で、人々の価値観やニーズも多様化し、人を集めるイベントの開催も難しくなっています。こうした中でも、名水が生み出す景勝地やおいしい食べ物など山梨のポテンシャルを最大限に生かして、名水の地としてイメージを定着し、地域そのもののブランド力を向上することにより、観光振興や県産品の販売促進など、地域経済の活性化につながることを重要だと考えます。そこで、これまで5年間行ってきた取り組みや新型コロナウイルスなどによる社会情勢の変化などを踏まえ、今後どのように事業を展開していくのか、伺います。

村松森林環境部長 ただいまの御質問にお答えいたします。委員御指摘のとおり、ウイズコロナ社会におきましては、これまでの集客型のイベントによるプロモーションなどは困難な状況であると考えておりまして、今後におきましてはITの活用など新たな手法を取り入れていくことが必要であると考えております。このため来年度につきましては、名水と関連の深い甲武信ユネスコエコパークや富士の介など、新たなコンテンツを加えたPR動画を制作いたしまして、ユーチューブでありますとか中央自動車道のサービスエリア内の電子看板、いわゆるデジタルサイネージでございまして、こういった多様な広報媒体を活用いたしまして継続的な情報発信をしてまいりたいと考えております。

また、先ほど委員の御質問でも触れられたとおり、水ブランド戦略の策定から5年が経過したところでございまして、さまざま社会情勢にも変化が生じている

状況ということも踏まえまして、今後の一層効果的なプロモーションを展開していくために、大消費地であります三大都市圏を対象に、山梨の水に関する認知度などにつきまして意識調査を実施してまいりたいと考えております。

猪股委員

人を集めることが難しいウイズコロナ社会においても、多様な広報媒体を活用するなど工夫を凝らし、継続的に情報発信を行うことが重要であり、今後ともしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

一方、私の周囲では、「山梨の水はきれい」とか、「おいしい」と思っている人は多いものの、山梨の水が全国に誇れる名水という認識を持っている人は必ずしも多くありません。県内外から名水の地イコール山梨というブランドイメージを定着させるためには、もっと県民みずから名水の地に対する価値を認識してもらう必要があると思いますが、県民の意識向上に向けてどのような取り組みを行っていくのか、県の御所見を伺います。

村松森林環境部長 ただいまの御質問にお答えいたします。まず、県民の皆様に山梨の水のブランド力というものに関心を持っていただくために、通勤・通学で利用者が多い甲府駅南口の大型ビジョンを初めといたしまして、公共施設や金融機関など、県民の皆様の利用頻度が高い場所でPR動画を活用した情報発信を行ってまいりたいと考えております。

また、山梨の名水がどのように育まれているのかということについて御理解をしていただくために、企業などと連携いたしまして、水源涵養の仕組みなどを自然の中で学ぶ体験教室でありますとか、オンラインによる環境学習を実施してまいりたいと考えております。こうした取り組みを通じまして、山梨の水に対する県民の皆様の御理解を深めていただきまして、名水の地山梨というブランドイメージの定着を図ってまいりたいと考えております。

猪股委員

ありがとうございました。今後も県民の意識向上と県内外に向け、山梨の魅力をPRする取り組みを継続し、山梨のさらなるイメージアップにつながることを大いに期待しております。

（プラスチックスマート推進事業費について）

次に、予算概要106ページのプラスチックスマート推進事業費について伺います。経済の発展に伴い、我々の生活は便利になっていく一方で、地球環境に大きな負荷をかけた結果、さまざまな環境問題が顕在化しており、プラスチックごみによる海洋汚染も大きな問題となっています。世界経済フォーラムの報告では、このままでは2050年までに海のプラスチックごみの重量は魚を上回ると指摘しています。プラスチックごみは、河川を通じて海に流れ着き、海洋汚染につながるため、海のない内陸県においても対策を講じる必要があります。本県では、これまで関係者の連携により、全国で先駆けてノーレジ袋を推進してきたと承知しております。こうした成果を生かしてプラスチックごみ対策を着実に進めていくべきと考えますが、県ではどのように取り組んでいるのか伺います。

村松森林環境部長 ただいまの御質問にお答えいたします。県では昨年3月、内陸県では初めてとなります山梨県プラスチックごみ等発生抑制計画を策定いたしまして、使い捨てからリユースへの転換などの発生抑制対策や環境教育、普及啓発などの取り組みを進めているところでございます。また、昨年11月には、経済団体でありますとか民間団体、教育関係者など26の個人・団体で構成いたしますやまなしプラスチックスマート連絡協議会を立ち上げ、推進体制を整えたところでございま

す。今後は、この協議会を核といたしまして相互に情報を共有し、連携・協働していくことによりまして、計画に掲げた取り組みを着実に推進してまいりたいと考えております。

猪股委員

プラスチックごみの削減に向けた取り組みを着実に推進するためには、県民一人一人の意識に働きかけ、実際の行動に移していただくことが重要と考えますが、今回、新規事業として実施するプラスチックスマート推進事業の具体的な内容について伺います。

村松森林環境部長

ただいまの御質問にお答えいたします。今回お願いしております事業では、引き続き県内河川におけるマイクロプラスチックの実態調査を実施、その結果を学校や地域の学習会など、さまざまな場面で活用することによりまして、広く県民の皆様にごみ削減の必要性などについて学んでいただく機会を提供してまいりたいと考えております。

また、新たな取り組みといたしまして、内陸県である本県も河川を介して海洋ごみの問題に深くかかわっているということを広く周知するために、富士川の流域や河口付近などにおきまして県民の皆様方にも参加いただく中で清掃活動を実施し、その様子をテレビで放送する清掃イベントツアーを実施してまいりたいと考えております。さらに、市町村のイベントにおけるリユース食器の導入を支援することとしておりまして、使い捨てプラスチックを削減いたしますとともに、このイベントを通じて再使用の重要性などへの意識啓発を図ってまいりたいと考えております。

猪股委員

脱プラスチックを進めるためには、マイバッグやマイボトルの持参など、率先して実践していただくことが重要であり、これとあわせてプラスチックの代替素材の開発など、脱プラスチックに向けた事業者との連携も必要と考えますが、県の御所見を伺います。

村松森林環境部長

ただいまの御質問にお答えいたします。プラスチックごみの発生を抑制していくためには、委員御指摘のとおり、代替素材の利用を促進していくことが必要であると考えております。このため、県では県内の事業者と連携いたしまして、県産FSC認証材を活用いたしました紙ストローの普及などに取り組んでおりまして、昨年からは大手ファミリーレストランで採用されるなど成果も出てきているという状況でございます。今後も、事業者と連携したこうした取り組みを一層推進いたしますとともに、優良な事例につきましては県や環境省のホームページなどで広く発信をいたしまして、利用促進につなげてまいりたいと考えております。

（機動センター（仮称）建設事業費について）

猪股委員

最後になりますが、当初予算概要127ページの機動センター（仮称）建設事業費について伺います。本会議の一般質問に対する答弁において、機動センターには鑑識課等の科学捜査を担う部門に加え、機動捜査隊等の初動捜査を担う部門が入ることにより、初動捜査部門と科学捜査部門の連携をさらに強化して、迅速・確かな捜査活動が展開できると説明がありました。最近では、防犯カメラの映像を早期に収集して解析したことや、犯罪現場で採取された資料が犯人の特定につながり犯人が早期に逮捕されたという事件が多く報道されていますので、私も事件の早期解決には初動捜査と科学捜査の連携を強化することが極めて重要であると認識しています。このようなことから、県警察が整備する機動センターは、

県民の安全安心を確保するための重要な拠点になると期待しているところであり、そこで、現時点で想定している機動センターの規模や、どのような施設を整備する予定なのか、お伺いします。

大窪警察本部長 ただいまの御質問にお答えいたします。今回、整備を予定しております機動センターの建設予定地は、現在の警察本部石和分庁舎の敷地等約7,800平方メートルの県有地でありまして、敷地内には機動センターの本館に加えまして、車庫、倉庫、燃焼実験室などを設けることとしております。機動センターには、初動捜査や科学捜査を担当する4所属の入庁に加えまして、科学技術分野の発展により高性能化された多数の鑑定機器や、公訴の時効撤廃による鑑定資料の長期保存に伴う保管設備の設置等を予定しておりまして、延べ床面積は約3,500平方メートルと石和分庁舎の約2.6倍の広さとなります。また、有事の際には警察本部の代替施設として機能させることを念頭に、対策本部としても使用できる会議室や職員の泊まり込み時の仮眠にも対応できる道場等を設けることとしております。

猪股委員 機動センターには、今お答えいただいたように、時代の要請に合った規模、機能が整備され、加えて災害時の有事の際における対処も視野に入れていることも承知しました。
最後に、初動捜査部門と科学捜査部門の連携をこれまで以上に強化することによりどのような効果を見込んでいるのか、県警察のお考えをお伺いいたします。

大窪警察本部長 ただいまの御質問にお答えいたします。県警察では、機動センターを整備することにより、事件発生時に初動捜査部門と科学捜査部門が一体となった現場臨場を可能とし、初動捜査の段階から科学捜査を見据えた捜査指揮を的確に展開することで、事件の早期解決につなげることができるものと考えております。このたびの整備の検討に当たりまして、県民が特に不安を感じる殺人や強盗といった凶悪犯罪に関し、事件の発生から犯人検挙までの時間、期間について他府県の状況を調査しましたところ、機動センターと同様の施設を有する府県では、全国平均よりも日数が早く早期に検挙していることがわかったところでございます。当県におきましても、同様の効果を発揮できますよう取り組んでまいります。

（訟務管理費及び債務負担行為について）

宮本委員 課別の総の34ページ、訟務管理費について伺います。
さきの本会議でも私のほうで触れましたが、県民全体のいわゆる財産の利活用当たりましては、特定の企業の利益につながるようなことを続けていくことは断じてあってはならないと考えております。
さきの11月議会では、和解案が上程された際には、議会として裁判で決着すべきと主張しておきながら、いざ裁判が始まろうとすると、弁護士報酬予算である訴訟管理費及び債務負担行為を認めないとしたことは、結局単に富士急行を勝たせたいからではないかと考えざるを得ません。県民全体の財産を有効活用するために、機械的に算出した最低限の予算すら認めないのは、ある意味県に優秀な弁護士をつけさせず、県を裁判で勝たせないようにするための方策としか私には思えません。

そこでまず、約2億円とされる訴訟管理費の必要性について伺います。

市川総務部長 住民訴訟の補助参加人である富士急行株式会社におかれましては、既に県と争う姿勢を鮮明にしているところとございまして、名の知られている法律事務所

における弁護士によって構成される弁護団を結成していると承知しているところでございます。

先ほど委員の御指摘もありましたように、裁判の場で県民の利益を守っていくための主張をしっかりと行っていくためには、県としましても有能な弁護士の選定、そしてそのために弁護士に対する報酬が絶対に必要になってまいります。貸し付け事務等賃料の適正化を通じまして、県民全体の財産を管理する使命を果たしていくために、必要最低限の準備をさせていただきたいと考えているところでございます。先ほど御指摘のありました今回の令和3年度の当初予算、そして債務負担行為をお願いしているところでございます。

宮本委員

よくわかりました。

次に、当初予算である理由について、テクニカルなことについてお伺いしますが、訴訟となって補正予算を都度都度要求するのではなく、当初予算に計上しなければならない理由について伺いたいと思います。

市川総務部長

地方自治法の規程におきましては、住民訴訟の判決が確定した場合、判決が確定した日から60日以内を期限として損害賠償請求をしなければならないこととなっております。

そして、相手が支払わない場合ですけれども、訴訟の提起をしなければならないと。そして、その訴訟の提起については議会の議決を要しないということとされております。通常の訴訟の提起については議会の議決を要するんですけれども、この場合は議会の議決を要しないということとされております。

また、2月17日に回答書兼通知書という形で富士急行株式会社にお示ししたとおり、仮に何らかの法的理由がある場合には、予備的に年額20億円余の賃料について通知したところでございます。今後、富士急行株式会社からさまざまな形で訴えられるということも十分想定されているところでございます。

こちらの訴訟について対応する際にも、議会の議決は要しないということとされてございます。

先ほど申し上げたとおり、同社は県と争う姿勢を鮮明にしていますので、追加の訴訟について早急に適正な訴訟追行体制を整備するための費用が必要でございます。また、年度を通じて円滑に事務を遂行していくためには、やはりそこは年度開始時点で想定される最低限の備えをさせていただきたいということでございまして、当初予算の計上が必要だと考えてございます。

宮本委員

あらゆる事態に想定するためと理解いたしました。

次に、旧日本弁護士会連合会報酬基準等の適用についてお伺いしたいと思います。弁護士の方々、これまでの特別委員会等で来ておりますが、当然、プロフェッショナルな方々でございまして、その報酬額が高額であることは、一般的に割と当たり前であると考えております。

実際、私も都内のある意味大手の法律ファームのパートナー級という方々、正直時給10万円を超えることもざらであることをよく承知しております。まして県民の利益を代弁する能力を有する有能な弁護士であるならば、それは相応の対価を支払わなければ引き受けていただけないことも当然であると私も考えております。

そこで、今まで県では旧日本弁護士会連合会報酬基準等を使ってこなかったと承知しておりますが、今回なぜそれを使うのか、その理由についてお伺いいたします。

市川総務部長 これまで県が行ってきた訴訟につきましては、訴訟物の価格がそれほど大きくない、少額であったということから、弁護士の格別の御理解のもとで、月額定額の報酬で御対応をいただいていたところでございます。

一方、今後準備が必要となります裁判は、近年、山梨県では経験したことのないほど経済的に得られる額はもとより、訴訟物の価格も大きいことが想定されます。訴訟追行に当たっては、企業法務に関する豊富な実務経験や高度な法令の運用解釈に高い見識を有する弁護士が求められるところでございます。

これらのことから、訴訟、法務の実務における一般的な対応、すなわち、我が国の弁護士報酬基準として実務上広く用いられております旧日弁連の報酬等基準に従った着手金及び成功報酬を用いることといたしたところでございます。その上で令和3年度予算の着手金につきましては、現時点で想定される訴訟の経済的利益を機械的に当てはめて、算定させていただいたところでございます。

宮本委員 よくわかりました。

次に、積算性の適正可否というか適正性についてお伺いいたします。限度額を文言で表現することは問題なく、今回のように相手の出方が全くわからない、柔軟性を持たせるという意味では、予算書にある債務負担行為のとおりやればいいだけであると考えておりますし、青天井で予算がふえてしまうとの指摘は私も当たらないと考えております。

そこで、大型訴訟案件における弁護士報酬や債務負担行為の限度額について、他の自治体の例はあるのか伺いたいと思います。

市川総務部長 他の自治体の例におきましては、大型訴訟案件に係る弁護士報酬として、私どもが知っている限りですけれども、3億5,000万円余を支出した事例がございます。把握してございます。

また、債務負担行為の限度額について、金額ではなく文言で表現した場合でございますけど、そちらについても事例を把握しております。

今回、議案を上程するに当たっては、こうした事例も参考とさせていただいたところでございます。

適正性ということでございますけれども、先ほど申し上げたとおり、旧日弁連の基準に従って積算してございますので、支出において何ら恣意的な考えを挟む余地はないと思っておりますのでございます。

債務負担行為の限度額の中に特に成功報酬について記述がございます。こちらでも文言で書かさせていただいているんですけれども、成功報酬は読んで字のごとく、裁判によりまして経済的利益が確保できなければ、何も支払うことはございません。

一方で、経済的利益が確保された場合ですけれども、その場合であっても確保された経済的利益の一部から支払われるということですので、県にとって追加的な支出は皆無、すなわちゼロ円ということで、このことから青天井という御指摘は、委員からもお話ありましたけれども、青天井ということは当然ならないということでございます。

宮本委員 今回の質問、もう一度理解させていただきたいのですが、要するに負けた場合は報酬だから必要ない、勝ったときに何らかの支払いが向こうからなされたときに、初めて成功報酬が発生するという認識でよろしかったでしょうか。

市川総務部長 さようでございます。負ければ払わない、勝ったときに初めて払う、けれども、勝ったときも勝った経済的利益の中の一部が払われるということで、追加的

な支出は発生しないと申し上げたところでございます。

宮本委員

よくわかりました。負けたときは払わなくて済むと。

次に、予算が認められなかった場合の影響についてお伺いしたいと思います。恐らく先ほど御答弁の中にもありましたように、相手方の企業というのは名の知れた弁護士事務所から有能な弁護士団を組んで、そしてその企業の利益を死守しようとしてくると。それはある意味、企業としては当然のことでありまして、そこに対しては当然のことであると。

県議会の特別委員会では、この件に関して枝葉末節な議論が続いておりますが、事の本質を見きわめる必要があるのではないかと私は考えております。長年にわたり見過ごしてきた課題を我々議員もしっかり見直さなければなりません。

民間企業であるならば、どこの誰に幾らで貸す、それは民間企業でありますから当然のことであります。しかし、当然県の財産でありますので、そこには県の税金が入っているわけでありまして。県民全体の利益のために、その財産をしっかりと使うことが当たり前といえれば当たり前であります。ましてや、そのことが法律違反であるならば、それを適正な価格で貸し出していくこと、これも誰が聞いても全くそのとおりであります。特定の企業に既得権益として引き続き貸し出すのか、あるいは県民全体のためにその適正な財産を使っていくのか、誰が考えても県議会議員として私は、これは県民全体のためにそのお金を使っていく、あるいは適正な対価をもらっていく、それは当然であると思います。

今、執行部が過去を反省し、勇気を持って前に進もうとしていることに、県議会は果たしてストップをかけてよいのか、私は疑問に思っております。県議会の判断によっては、特定企業の既得権益を守ることとなり、県民に対しては将来に向かって損害を与えかねないことにならないのではないかと私は大変懸念しております。

そこで、この予算を認めないことによる影響についてお伺いいたします。

市川総務部長

今後の影響につきまして、断定的なことは申し上げられないんですけれども、やはりこの予算が認められなかった場合においては、十分な訴訟体制を整えることができなくなる可能性がございます。そうなってまいりますと、まさに御指摘のありましたように、将来にわたって本来得られるべき賃料が得られなくなると。県におさめられるべき財源が失われると。そういった意味においては、県民全体にとって多大な損失が生じるおそれ、こちらは否定できないところがございます。

であるからこそ、県民全体の利益を守るために、万全の体制で裁判に臨みたいと考えてございます。必要不可欠な予算をぜひともお認めいただきたいところでございます。

宮本委員

執行部には、ぜひ県民全体の利益を考え、そしてそれを守っていただきたいと思っております。

（やまなし教育環境・介護基盤整備基金積立金について）

予算概要130ページ、やまなし教育環境・介護基盤整備基金との関連についてお伺いしたいと思います。これまで知事が公約にも掲げてきた少人数学級の実現、そして、今少子高齢化は地方全ての課題でありますので、いわゆる高齢化の中で介護を受けたくても受けられない方々、そういった県の課題に対してお金を使っていくこと、まさにそのとおりであります。そして未来のために、子供たちの教育のためにお金を使うこと、これも知事の姿勢を心から支持したいと思います。そういったものにしっかりと基金を積み上げ、そして県民全体の財産、最

大の有効活用している。知事が県民の財産、県有財産の最大の活用というところに全く私も同意しております。

そこでお伺いしますが、県民全体の財産の有効活用について、知事の思いを改めてお伺いいたします。

長崎知事

山梨の未来を支える貴重な人材である子供たち、その教育環境を整備すること、極めて重要なことであります。ことしからいよいよ25人学級をスタートさせますが、これをぜひそれ以上、小学1年生に限らず、1年、2年に限らず、3年、4年、5年、6年、そして中学生、こういうところまで広げていくことで、多くの子供たちにしっかりと一人一人目を届かせて、その可能性を最大限伸ばす、あるいはハンディキャップのある子たちに対してもしっかりと目を配って、その可能性が潰されないようにする、こういう教育環境を何よりも実現してまいりたいと思います。

加えまして、これまで山梨県を支えてこられました高齢者の皆さん、あるいはハンディキャップを負った方々、この皆様の生活を守ること、あるいはそのお世話を在宅で余儀なくされる御家族を守ること、このことも私はこの山梨県にとりましては重要で、これこそまさにあるべき県民生活の基礎条件だと思います。この基礎条件を何ともしっかりと議会の皆様の御理解をいただきながら整えてまいりたいと思います。

そういった中で、介護と教育を今申し上げたような形で実現するための財源というものは、事の性質上、まず1つには相当規模の財源が毎年毎年必要になります。かつこれは恒常的で安定的な財源というものが求められる。ワンショットの財源ではなく、恒常的で安定的に相当規模の財源というものを確保しなければならないわけでありまして。

今、県内を現状見回してみますと、この県有地からの賃料適正化こそが私はこれを実現するための最も有力な選択肢であろう、有力かつ現実的な選択肢であろうと考えている次第であります。これをまず取り組まなければならないこと、それに加えて、県有地の活用自体をさらに高度化していくことで付加価値を高め、収益力を強化していくことが必要になります。開発前の素地価格ベースの算出であれば、どれだけ県が投資をしても、その成果というものは県民には還元されません。ここは現在使われている会社とあわせて、願わくばお互いがそれぞれ投資をし合って、ウイン・ウインの関係をつくる、こういったモデルを何とかできないだろうか。ただ、そのための基礎というのは、現況をもとにした賃料の算定でしかあり得ないことになってしまいます。

そして、さらには県有地以外にも県が持つさまざまな財産、資産というものがあります。企業局を初めとした今既に持っているものについては、すぐさま結果が出るものではありませんが、これからさらに活用の高度化を図り、高収益化を図ることで、またこれも県民生活に役立てている。

今申し上げたような対応を行って得られました財源というものは、委員御指摘をいただきました新たな基金に積み立てまして、これを全額少人数教育の実現、そして在宅介護を余儀なくされる方の救済、介護待機ゼロ、これを実現するための財源として投入をしていければと考えております。

これに向けて県有資産の高度活用に向けましては、今後新たに検討会を設置いたしまして、県内外有識者の最新の知見とさまざま豊富な経験、あるいはネットワーク、これを活用させていただきまして、企業局も含めた広い意味での県有資産、この高度化に向けた手を打って、これを財源化していきたいと考えている次第であります。

宮本委員

子供たちの未来のために、そしてお年寄りの方々の安らぎ、そしてハンディキャップの方々の安らぎ、そのためにぜひ県有資産の高度化活用をしていただきたいと思います。

（やまなし水素・燃料電池バレー推進事業費について）

予算概要の24ページ、やまなし水素・燃料電池バレー推進事業費について伺います。菅総理のカーボンニュートラル宣言以降、水素・燃料電池の話題、これをよく耳にしますが、我が県はかなり以前から水素・燃料電池に特化してまいりまして、他県に比べてもアドバンテージがあると考えておりますし、成長産業として発展させていく好機であるとも捉えております。

特に知事自身がこの施策、燃料電池、水素燃料電池に対して主導して進めているということも承知しております、その結果、メディア等から山梨県の水素・燃料電池ということが耳に届いていることも承知しております。

そこでまず、今年度実施した水素・燃料電池関連施策とその成果についてまず伺います。

中澤産業労働部長 水素燃料電池は最先端分野でありまして、研究と産業展開が一体的に進むため、研究機関の集積が産業振興に直結すると考え、研究機関の誘致を進めてきたところでもあります。

9月には燃料電池の専門評価機関でありますFC-Cubicの移転が決まりまして、山梨大学等とあわせ我が国を代表する研究機関の集積地が形成できました。

また、このような本県の優位性を周知するために、戦略的なPR事業を展開いたしまして、メディアツアーや新聞広告掲載に続き、3月には国内最大の展示会に本県ブースを設置いたしました。本県ブースには多くの来場者がありまして、国内メーカーによる有望な商談に加え、海外の研究機関やメーカーから本県への強い関心などが数多く寄せられました。

さらに、脱炭素に関心の強い中東など諸外国に向け、本県のすぐれた取り組みを紹介するなど、投資受け入れや共同開発を視野に入れた活動を展開したところでもあります。

本年度の成果をさらに発展させるため、来年度も県、山梨大学、企業が一体となった取り組みを進めてまいります。

宮本委員

ありがとうございます。先ほどおっしゃったFC-Cubicについて、すばらしい成果だと思っております、たまたま私も都内のスタートアップベンチャーのこういった燃料電池の企業の方々から、山梨に関心を持っていると、FC-Cubic、パートナーシステムがあるということに対して御評価いただいていることは私も個人的に聞いておりましたので、非常に心強いというか、今後の発展、成長が楽しみだと思っております。

また、県の総合計画の素案にも非常に大きな柱としてこれが載っておりまして、知事がより一層このことで県内の産業の高度化であったり、あるいは効率化、そしてより一層稼げる県にしていきたいというところが見てとれるように私も感じました。

そこで質問ですが、今年度のそういった大きな成果、今後につなげていくことは重要だと私も考えておりますが、来年度の施策、どのような柱立てのもと事業展開を考えているのかお伺いいたしたいと思っております。

中澤産業労働部長 水素燃料電池関連産業の振興に向けましては、企業支援の充実、誘致活動の

促進、人材育成、この3つを柱として施策を展開してまいります。

まず、企業支援につきましては、県内の参入企業を一固まりの企業団に形成した上で、個々の会社では対応が難しい大手メーカーへの商談、技術提案会を実施し、取引拡大等につなげます。

次に誘致活動は、研究機関や企業を対象に水素燃料電池産業の助成率を引き上げました産業集積助成金を紹介するなど、強い熱意をアピールいたします。

このほか、本県の取り組みに関心を持つ中東、中国、ヨーロッパなどの諸外国に向けても、投資受け入れや共同開発等につながる活動を展開してまいります。

さらに人材育成は施策の基盤をなすものと考えておまして、世界的研究成果を有する山梨大学の全面的な協力を得て、県内企業向けに人材養成講座を開催いたします。

これらの事業を通じまして、本県の優位性をさらに向上させ、本県を牽引する産業として育成を図ってまいります。

宮本委員

企業誘致、人材育成、そして企業支援を3つの柱と承知しましたが、どれも大事なんです。特にやはり人材育成がいろんな企業の方々から、特に高度人材といったところをいかに引っ張ってくるか、まさに競争でありますので、ぜひ全て力を入れると同時に、人材育成の力をお願いしたいと思います。

（中東諸国インバウンド観光推進事業費について）

予算概要27ページの中東諸国インバウンド観光推進事業費についてお伺いいたします。何ゆえ中東なのかとふと思ったんですが、中東からのインバウンドということで、他の国や地域と比べて、より高付加価値なインバウンド、ハイエンドな観光をとってきたいのかなと思ったんですが、どのような効果をそもそも期待しているのかということ、具体的にどうやっていくのかということをお伺いしたいと思っております。

中澤観光文化部長 日本政府観光局の調査によりますと、中東の富裕国が加盟している湾岸協力理事会6カ国からの訪日旅行者の1人当たりの平均消費額というのは約67万円となっており、訪日客全体の4倍以上に当たりまして、観光消費額の向上を目指す本県においては、非常に重要視すべき地域であると考えております。

また、中東諸国の人々は、森林や湖など自然環境やフルーツに興味・関心が高いことから、本県が持ちます富士山や八ヶ岳等の自然景観、桃・ブドウ等のフルーツなどの魅力は、中東諸国からの誘客に対して高い訴求力があるものと考えております。

さらに中東諸国の大使からは、観光分野のみならず水素燃料電池の技術分野での連携、それからジュエリーや農産物の輸出についても高い関心が示されていることから、これらが今後の投資・貿易関係の樹立につながっていくよう、観光、技術、産業、農産物等さまざまなものを本県の魅力、可能性として中東諸国にPRして、本県が中東地域における日本の窓口となることを目指してまいりたいと考えております。

宮本委員

本当にすばらしい構想で、ぜひ山梨県を中東地域の窓口にさせていただきたいと思っております。私も今特に中東にはネットワークありませんが、支援できることはしていきたいと思っております。

とはいえ、イスラム圏でございますので、ハラール食であるとか、非常に厳密だということが多分御承知だと思うんですが、あるいはアザーンであったりとか、結構受け入れ側もかなり気を使わなければいけないというのはやっぱりイスラ

ム圏、特に厳密な敬虔なイスラム教徒がいらっしゃるるところからインバウンドに来てもらうという場合は、特にそういったことが観光受け入れとしての当然責務でありますし、配慮、対応を考えなければいけない。

その意味で県として、県全体としてそういった対応についてどのように考えているのか伺います。

中澤観光文化部長 委員御指摘のとおり、中東諸国からの誘客を図るには、当地の宗教、文化、風習、それから食べられない食材、どういものが禁止されているかというようなことについて十分理解し、配慮することが重要であると考えております。特に一日5回あるイスラム教の礼拝に際して、あらかじめ方位とか場所等に配慮することとか、食べられない食材についての対応などについては、実際にハラール対応アドバイザーを施設等に派遣し、具体的な対応を検討するなど、サポート事業も実施しているところでございます。

また、旅行者がこういうものが食べられない、こういうものは禁じられているというような情報を伝えるためのフードコミュニケーションカードというものを100万枚作成いたしまして、県内の宿泊施設等に配布するなど、受け入れ体制の強化を図っているところでございます。

中東諸国から観光客が本県観光を満足していただけるよう、今後も中東諸国における観光動向や訪問動機などを分析する中で、ハラールへの理解の促進や受け入れ環境の充実強化を図りまして、中東諸国からのインバウンド誘客を推進してまいります。

（美術館等を中核とした文化クラスター推進事業費について）

宮本委員

大変よくわかりました。ぜひ前向きに進めていただきたいと思います。

次に、予算概要29ページの美術館等を中核とした文化クラスター推進事業費について伺います。読みますと「アートと食と自然との連携」と書いてあったかと承知しておりますが、具体的にどのようなことを目指していくのかまず伺います。

中澤観光文化部長 県立美術館を中核としたすぐれた芸術資源を本県に高いレベルで存在いたします自然や食などの地域資源と結びつけて、付加価値の高い鑑賞プログラムを創出することとしております。

例えばミレーをはじめとするバルビゾン派の収蔵作品のイメージと重なります本県の自然が育む四季折々の食の提供と作品鑑賞を組み合わせた鑑賞プログラムを開発しまして、本県の魅力と作品の余韻に同時に浸ることができるような特別な鑑賞体験を提供してまいりたいと考えております。

あわせまして観光事業者や自然や食分野等の関連事業、地域の飲食店等と連携した新たな観光ツアーの開発等も行っていきたいと考えております。

宮本委員

すばらしい取り組みだと思います。ぜひ進めていただきたいと思います。

とはいえ、美術館を中心とした文化クラスターということで、私のイメージはMoMAというか、ニューヨークのメトロポリタンミュージアム。著作は忘れちゃいましたけど、1冊読んだときに、これが非常におもしろかったのは、美術館を1つのクラスターとして、例えばコレクターとかパトロンとか、あとはギャラリーアーティスト、あるいはオークションハウス、これのまさに中心に美術館があって、そういった1つのいわゆるアートクラスターを形成するような役割を担っているのがMoMAでありまして、てっきりそういったことを県立美術館を中心にやっていくのかなと思ったんですが、例えば今後、今食という視点の切り口

からあったかと思うんですけども、アートイベントをもっと例えば県立美術館で開いていく、あとは例えば若手の県内のアーティストのオークションを県立美術館でやっていく、あるいは企業が、先ほど食という話がありましたけれども、まさにミレー、バルビゾン派でございまして、バルビゾン派とワインというのが非常に今ひもづいているというか親和性が高いというところで、企業の方々に夜間貸し出して、ワインを飲ませるパーティーをやるとか、あるいはそこで何かプレゼンテーションの機会をつくるような場所をやっていくと。

多分知事も御承知のように、そういったことをやっている方がもっとオークションハウスのサザビーズの日本支社長の方でございまして、その方からもそういった提案があったりしたんですけども、ぜひ美術館というのを本当にクラスターで、アートも実際人を呼べるので、これも観光に使えるのかなと思っているんですけども、美術館を使った新しい取り組みですとかそういったことをしていただきたいなと思うんですが、そのことについて今後どのように考えているのかお伺いしたいと思います。

中澤観光文化部長 海外における展示室内での飲食を伴う技術鑑賞というのは、作品の保存に十分配慮された方法や経験が蓄積された中で行われているものでありまして、国内では残念ながらそのノウハウとか蓄積がまだほとんどない状況ではございます。

ただ、本県でも段階を踏んだ慎重な検討が必要ですが、こういうノウハウの蓄積等を行いまして、実施を目指した研究も進めてまいりたいと考えております。

そのためにまず、ミュージアムレストランなんかで高精細画像等を活用したミレーの作品鑑賞を行いながら、その作品群のイメージと重なる山梨の食とかワインを楽しめるような新たな鑑賞体験を創出していききたいと考えております。

さらに、本事業を通じまして美術鑑賞を取り入れた企業研修プログラムとか、それから医療分野と連携した認知症等の鑑賞プログラムの開発などを行って、県立美術館の高付加価値化に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

また、先ほど御提言のありましたオークションというようなことにつきましては、また今後研究をさせていただきたいと思っております。

宮本委員

大変前向きな御答弁ありがとうございます。アーティストがやっぱりその周辺に集まると、例えばアートフェスとか四国の瀬戸内によくアートフェスでやっているみたいに、そこは1つのアーティストが集まるクラスターになって、それが非常にいい影響を与えていったりすると承知してますので、ぜひ県立美術館はクラスターの中心としてさまざまな施策を進めていただい、付加価値を高めていただければと思います。

（自転車安全適正利用対策事業費について）

次に移ります。予算概要30ページ、自転車安全適正利用対策事業費について伺います。さきの9月議会でも私、質問したんですけども、昨年4月に山梨県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例というのが制定されまして、そして昨年施行されたと承知しておりますが、私の9月議会の質問に対する答弁、さまざまな取り組みをしているという答弁がございました。

加入義務化の前、施行することで自転車保険が加入を義務化するというところで、その際の加入率というのが一般が35%、そして中学生が23%、高校生が39.3%であったと承知しておりますが、加入義務化後の加入率の状況についてまずお伺いします。

三井リニア交通局長 自転車損害賠償責任保険等への加入率につきましては、義務化後の調査におきましては45.6%と、昨年度県政モニターを対象とした調査と比べまして10.6%ポイント高くなっております。

また、県教育委員会や警察本部と共同で実施しました調査では、中学生は64.5%、高校生は84.3%となっており、平成29年度に実施した調査と比べて中学生が41.5ポイント、高校生が45ポイント上昇しております。

さらに、自転車の通学者だけに限りまして、中学生92.3%、高校生98.5%とより高い状況となっております。

宮本委員 大変すばらしい成果であると思います。引き続き100%が義務ですので、それに向かっていただければと思います。

あわせて自転車の利用というのは常にエコでもあるし、あるいは健康にとってもいいと。また、密を避けるという視点でも低リスクであると思います。その結果でありましょうか、昨今、自転車の利用者が増加していることも承知しています。今後も引き続き自転車保険の加入促進を推進していく、100%を目指していかれると思うんですが、そのためにどのように取り組んでいくのか伺います。

三井リニア交通局長 県が本年度実施しました加入率の調査の際に分析したところ、加入義務化を知らない方の加入率が低いということが顕著にあらわれておりました。このため、加入義務化の周知に向けまして、自転車小売業者の全店舗への訪問指導を再度実施するなど、県による啓発活動に引き続き強力に取り組んでまいるとともに、県教育委員会や警察本部、関係団体などの御協力をいただきながら、活動の幅をさらに広げてまいりたいと考えております。

さらに来年度につきましては、事業者や学校などで自転車通勤、通学者への保険加入の確認義務を着実に実行していただくように、加入済みの自転車にステッカーを張っていただく事業を実施し、一層の普及啓発を図ってまいりたいと考えております。

（流域治水対策推進事業費について）

宮本委員 ありがとうございます。ぜひ進めていただければと思います。

次に、予算概要118ページの流域治水対策推進事業費についてお伺いたします。気候変動による水災害リスクの高まりに対応するため、流域のあらゆる関係者と協力し、流域全体で水害を軽減させる流域治水への転換に向けた取り組みを行うと書いてありますが、最初に流域治水対策推進プラン策定費の具体的な事業の内容をお伺いします。

大儀県土整備部長 流域治水は、河川管理者のみならず市町村、企業、地域住民など流域のあらゆる関係者が協働いたしまして、雨水貯留施設や土地利用規制など、流域の特性に応じた対策を複合的に実施する必要があります。このためまずは、目標や検討の進め方などの基本的な方針を示した流域治水対策推進プランを策定することとしております。また、円滑に流域治水を推進するためには、このプランの内容を広く県民の皆様にも周知し、理解を深めることが肝要でございますので、シンポジウムを開催する予定としてございます。

宮本委員 よくわかりました。あわせてどのようなことを重点として考え、どのように進めていくのかお伺いいたします。

大儀県土整備部長 流域治水の検討に当たりましては、地形や土地利用状況など河川によりまして特性が異なりますので、小流域ごとに関係者による流域治水検討会を設置することとしてございます。県内におきましては、濁川や新名庄川など、富士川や相模川の支川が数多くございますが、モデル小流域におきまして先行的に流域治水対策プランに基づきまして効果的な対策メニューを検討して、その過程での課題を検証した上で、ほかの流域へ展開していく予定としてございます。

この際、上流における対策が下流における治水安全度の向上につながりますので、流域内で関係者が意思疎通を図り、協働して進めることが肝要でございます。そのために流域治水対策推進プランを県民の皆様にも周知することで、流域治水への理解を深めるとともに、モデル小流域での取り組みを通じまして、具体的な対策メニュー選定に関する流域内の合意形成手法について検討してまいります。

また、想定される対策メニューにつきましては、水田貯留など制度的、技術的に確立されていないものも含まれますので、関係省庁における検討状況を踏まえながら、県庁関係部局が連携して対策メニューを効果的に活用できるように取り組んでまいります。

D X ・アドバイザー・ボード開催事業費について)

宮本委員 予算概要の23ページのD X ・アドバイザー・ボード開催事業費についてお伺いいたします。本会議で私がしつこく質問したんですが、とはいえアドバイザー・ボードをつくるよという答弁をいただきまして、それについてこの予算特別委員会でお伺いしたいと思います。

D X を推進するための専門家会議を開催するというところで、会議の委員はどんな方々で、計何回ぐらい開催するのかお伺いします。

市川総務部長 委員の選考に当たりましては、具体的にはハードウェア、ソフトウェア、通信、データ活用などの分野において、我が国のデジタルトランスフォーメーションをリードしていくような民間企業の一定の立場にある方を中心に、6名程度を選任したいと考えてございます。

会議の開催につきましては、予算上の積算ではありますけれど、3回程度の想定でございます。ただ、この会議にかかわらず、デジタル技術を活用する施策等について、日常的に助言等を受けられる体制を確立してまいりたいと考えてございます。

宮本委員 民間企業の6名の方に3回の会議でD X がどう進んでいくのかということについては、私は非常に疑問であると。後ほどそのことについて4つ目の質問の際に申し上げますけど、他県が非常に高度人材というか、C I Oを採用してますし、携帯電話でたまたまネットを検索していたら、外務省も同じように募集しているのを広告で見ましたし、ある意味こういったD X を推進するための高度人材が取り合いになっているのかなと思います。

今6名で3回開くということで答弁いただきました。専門家会議というのは、庁内でどういった位置づけなのか。県のD X 推進部署というのはあると思うんですけども、そこに対してどのように指揮、あるいは指導、助言を行う機関なのかをお伺いしたいと思います。

市川総務部長 専門家会議でありますアドバイザー・ボードですけれども、附属機関のように調停や審査、調査などを行うような機関ではございませんでして、外部の有識

者を招聘して助言等を求める懇談会形式の会議という位置づけとさせていただいてございます。

現在、県としましては、総務部の情報政策課が中心となっておりますが、来年度は新設するリニア未来創造局のほうを中心となりまして、委員からさまざまな助言やアドバイス、アイデアなどの御提供を受けることを想定してございます。

宮本委員

よくわかりました。懇談会ということで、特に助言、何らかの影響を及ぼしてくれると承知しました。とはいえ、予算が35万2,000円ということで、交通費と謝礼を考えて3回ということなんですけれども、この予算で県庁内のDX推進にどういった役割を期待しているのかお伺いしたいと思います。

市川総務部長

アドバイザー・ボードとして御参画いただく委員におかれましては、デジタルガバメントの推進、データ利活用による農業やものづくりの生産性の向上など、現在、DX推進計画策定中ですけれども、その計画に掲げる施策を実現していくために、御知見や御経験、その方が所属する企業等の技術力や情報収集力等に基づいた助言や提案等をいただく役割を期待しているところでございます。

具体的には県と連携協定を締結しております、あるいは長期的なつながりのある企業、さらには山梨にゆかりのあるICT事業者など、報酬の額にかかわらず本県におけるDX推進に成果を残すことが相手方にも何らかのメリットとなり、ウイン・ウインの関係を築けるような方に御就任いただいて、十分な成果が得られるよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

宮本委員

本気度がちょっと足りないのではないかなと思ってしまいました。決してアドバイザー・ボードを批判するわけではなくて、もちろん著名な方々いらっしゃるんですけど、ただ、3回しか開催しなくて、庁内に対する指揮命令系統の位置づけもちょっと曖昧なような印象を受ける中で、ちょっと本気度が足りないのではないかなと私は感じてしまいました。

とはいえ、本会議でもCIOの必要性というのはたくさん述べさせていただきまして、総務省から昨年出ている、自治体のデジタル化の取り組みという資料、そこにその時点で東京都は、ご承知のように副知事に、有名ですけど、DX担当ということでヤフージャパンの元CEOの宮坂氏採用と。ほかにも当時、11月時点で7つの都道府県が専門家をCIOとして採用している承知しています。

もちろんアドバイザー・ボードということや3回の開催ということで、第三者的なものという印象を私も受けたんですけど、大所高所から御意見をいただけたらと思うのですが、そこにある意味、当然結果責任はないわけですよね。そのように考えますと、それはすばらしい専門的な知見であることだと思うんですが、実際にどう決断し実行に落とし込んでいくのか、これが一番重要であります。その意味ではコロナ対策、非常に我が県成功していると私は思っております。知事のまさにこれまでの県庁の施策に心から支持を申し上げますが、卑近の例として藤井先生を補佐官に置かれていると。コロナに関しては藤井補佐官を補佐官級につけているわけですけど、DXではなぜそのような対応をできないのかについてお伺いしたいと思います。

市川総務部長

本会議でも御答弁申し上げましたけれども、本県においては知事を本部長としたDX推進本部を設置して、全庁挙げて推進する体制をまず整えているところでございます。

今後、DX推進に当たっては、最新技術等に精通する専門人材の活用が重要で

ありますことから、まずは来年度、民間企業等から推薦いただく有識者によるアドバイザー・ボードを設置して、デジタル技術を活用する施策等について、日常的に助言を得られる体制を確立してまいりたいと考えてございます。

御指摘の外部人材の登用についてですけれども、特定の行政課題に対応するために、専門的知識を有する人材を特別職非常勤職員ですとか、あるいは任期つき職員として任用している例はございます。DXの推進に当たってですけれども、外部人材の登用は有効であると考えてございます。委員の御指摘の点も踏まえまして、国や他県の事例を参考にしながら、必要な人材像の検討や登用の仕組みを検討してまいりたいと考えているところでございます。

（働き方改革に向けたICT環境整備事業費について）

宮本委員

ぜひ前向きに進めていただきたいと思います。

最後に予算概要68ページ、働き方改革に向けたICT環境整備事業費についてお伺いします。これも本会議で述べましたが、県庁の職員の端末の更新をしていただきたいと思います。更新を令和5年より前に行う気があるのかないのかお伺いしたいと思います。

市川総務部長

現在使用しております職員の1人1台端末については、平成30年度末に5年間のリース契約を締結して配備しているものでございまして、配備から2年しか経過していないというところが現状でございます。

そのリース契約につきましては、リース期間半ばで解約する場合には残った分の解約金を支払う必要があるということでございます。具体的に申し上げますと、現在のリース契約、パソコンのほかプリンターやディスプレイ等も対象にしているんですけれども、パソコン部分のみ試算した場合、概算ではございますが、約月当たり1,318万円、仮に更新時期を1年間前倒した場合には、約1億5,816万円の解約金が発生してしまうということになってございます。そういったことからなかなか中途での更新は困難なのかなと思っているところでございます。

一方で先生御指摘の職員の執務環境ということの観点から申し上げますと、端末における機能の拡充も確かに重要なんですけれども、現状ではインターネットを経由した外部からのメールの受領方法ですとか、クラウドサービスが十分に活用できていないと。こういったことがより大きな課題だと思っております。まずはこの問題を解決するために、現在庁内ネットワークの見直し作業を進めているというところでございます。

宮本委員

よくわかりました。とはいえ最後の質問だけ。これがいいのかわかりませんが、本会議で更新を待つことで失われる機会損失、サックコストというか、それが弱まると私は考えておるんですが、今答弁にありました1億8,000万とサックコスト、機会損失のどちらが高いと考えるか、最後にお伺いして、質問を終わります。

市川総務部長

解約金ということになりますので、やはり公金の支出になってございます。なかなか県民の皆様からの理解というのも得られにくいところもあるのかなと。なかなか評価が難しいところでございます。いずれにしましても、先ほど申し上げたとおり、やはりまずはネットワークの環境をよくしていくということを通じまして、職員の職務環境を上げて、業務の効率化につなげていくと、このように考えているところでございます。引き続き御指導よろしく申し上げます。

（やまなしスポーツエンジン（仮称）設置準備委員会開催費について）

乙黒委員

まず初めに、当初予算概要21ページのやまなしスポーツエンジン（仮称）設置準備委員会開催費について伺います。この事業は、スポーツを活用した地域活性化を図るため、スポーツコミッションの設置に向け、委員会を開催するものとのことでもあります。

現在、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、本県経済は観光業を初めさまざまな分野において暗い影を落としております。

一方、本年夏には東京オリンピック・パラリンピックが開催されることから、今後国内外においてスポーツへの関心は一層の高まりを見せるものと思われ、この好機を捉え、スポーツによって地域活性化を図ることはまさに時宜を得たものであり、私はスポーツコミッションの設置に大いに期待しております。

そこでまずはこの事業の内容についてお伺いいたします。

赤岡スポーツ振興局長 この事業につきましては、スポーツコミッションの設置に向け、スポーツや観光など関係団体から御意見を伺うとともに、スポーツコミッションが業務を進めていく上での連携体制を構築するため委員会を設けるものでございます。

新年度早々には委員会を立ち上げ、秋までに5回開催し、スポーツコミッションの具体化に向けた検討を進めてまいりたいと考えてございます。

乙黒委員

しっかりとした組織を設置するには、これからしっかりとした検討を行っていくことが大切であると考えますが、この設置準備委員会において具体的にどのような内容の検討をするのかお伺いしたいと思います。

赤岡スポーツ振興局長 この設置準備委員会におきましては、まず本県が設置するスポーツコミッションの体制や業務、また本県の強みを生かしたビジネスプラン、さらには関係団体との連携方策などを検討していくこととしてございます。

乙黒委員

ぜひこのスポーツコミッションをただ設置するのではなく、それをしっかりと地域活性化につなげることが重要と考えますが、県ではこのスポーツコミッションをどういう組織とし、どう地域活性化に結びつけるのかお伺いします。

赤岡スポーツ振興局長 県ではスポーツコミッションにつきましては、本県におけるスポーツの産業化を将来にわたり自立的に担う組織となるよう、設置に向けた準備を進めてまいりたいと考えてございます。

そうした考えのもと、この組織におきましては、スポーツツーリズムの推進を初め、スポーツ大会や合宿の実施支援などに取り組むことを想定してございまして、これらの活動を通じ、スポーツ関連消費を本県に取り込むことによって、県民所得向上、雇用創出、定住人口増加など本県の地域活性化につなげてまいりたいと考えてございます。

乙黒委員

ありがとうございます。スポーツというのは本当にこれからの分野ですごい伸びる分野だと思っておりますし、長崎知事がおっしゃるようにスポーツを活用して、この地域に観光に結びつけていくというのは重要な項目かなと思っております。

私も実は若いころ、サッカーが大好きでして、海外に1人でサッカーの試合を見に行ったりもしてまして、本当にドイツに1カ月ワールドカップを見に行ったりですとか、フランスに行ったりとか、そこで観光につなげたという部分はあります。しっかりぜひそういった部分。そのころできた友達が今でもヴァンフォ

ーレの試合を見に行くたびに来県して泊まっていってくれるんですね。そういったときに一緒に飲もうと誘われたりすると、やはりスポーツの可能性というものを感じておりますので、ぜひ会議をするだけではなくて、それ実際どうつなげていくかしっかりと検討していただきたいと思います。

（やまなしスマート農業推進事業費について）

当初予算概要34ページのやまなしスマート農業推進事業費補助金についてお伺いします。農業分野にICTやロボット、AIなどを活用し、省力化や高品質生産を実現する次世代型の農業、いわゆるスマート農業が全国で注目され、ロボット技術により自動操縦する大型機械などが開発されております。

しかし、私の地元である山梨市の果樹産地を初め本県の農地は傾斜地や狭小な圃場が多く、現在導入できるスマート農業技術は少ないため、私は本県のような条件においても実用化できる技術が開発され、普及が進むことを期待しております。

本事業では、省力化、低コスト化等による生産性の向上を図るため、スマート農業の普及に向けた取り組みを助成するとありますが、まず1のスマート農業の推進事業費補助金はどのような事業であるのか、また本事業において来年度どのような技術の実証を予定しているのかお伺いします。

坂内農政部長

本事業は、農作業などの省力化や生産性の向上を図るスマート農業技術を現場へ普及させるため、山梨果樹地域スマート農業推進協議会が果樹産地における技術導入の有効性、普及性について検討するものでございます。

本協議会は、県指導農業士会、JA全農やまなし、情報通信関連の民間企業及び県関係者の12名で構成され、果樹産地を含む先進地視察等により、全国のスマート農業優良事例を収集し、本県への導入の有効性等について検討するものでございます。

来年度につきましては、無人で走行するスピードスプレイヤーによる防除技術や点在する圃場における生育状況のデータを蓄積し活用する技術等を実証、検討する予定となっております。

乙黒委員

ありがとうございます。今やはり農業の分野、後継者が不足していたりする中で、やはりこうしたことを機械化、導入していけることがこれから後継者の育成だったり、若い人の農業の参入につながっていくと思いますので、ぜひしっかりと行っていただきたいと思います。

次に、2のスマート農業実装事業費補助金は、こうした意欲ある農業者等が行う先進技術の現地実証に対し助成するとありますが、本補助金の内容についてお伺いします。また、本事業ではこれまでにどのような技術等の実証を行ってきたのか、さらに来年度において実証を想定している技術の内容についてお伺いします。

坂内農政部長

本事業は、新たなスマート農業技術を現地で導入し、効果の実証を行う農業者に対し、高品質化や生産性向上等に必要な機械、設備の経費に対して補助するものでございます。

また、本年度はトマトの養液栽培における土壌水分量や肥料濃度をセンサーで測定し、AIが自動でかん水や施肥量を調整するシステムのほか、急傾斜の農地の法面を無線操縦で除草ができる草刈り機の導入等の実証に対して支援しております。

来年度は、県内4カ所程度で果樹における管理作業の負担を軽減するサポー

ト機器や水田における水管理の省力化を図る自動制御システムなど、本県農業への適応が見込まれる新たな技術を実証し、有効性や普及性について検討する予定としております。

乙黒委員

農地の多くが中山間地域に立地し、かつ農家の高齢化が進み、労働力不足が深刻な課題となっている中で、本県の実情に合ったスマート農業を普及させることは、本県農業を維持、発展していく上でも重要だと考えております。

そこで最後に、本事業で実証されたスマート農業を普及させていくため、本事業の成果をどのように活用していくのかお伺いいたします。

坂内農政部長

本協議会が収集した優良事例の検証結果や実装事業による新たな技術の導入成果につきましては、県ホームページへの掲載や各種研修会等を通じ、県内の農業者に広く周知を行いまして、その普及を後押ししてまいります。

また、山梨市内においては、ローカル5Gを活用し、篤農家のすぐれた技術を新規就農者へ円滑に継承する実証事業を行っているところであります。

本事業において優良事例の収集や新たな技術の実証を支援することにより、本県の実情に合ったスマート農業の普及に努めてまいります。

（オンラインもぎ取り体験等普及促進事業費補助金について）

乙黒委員

ぜひスマート農業の実際の活用期待をしていきたいと思っております。

それでは、次の質問に移ります。当初予算概要35ページのオンラインもぎ取り体験等普及促進事業費補助金についてお伺いします。私の地元、山梨市にはサクランボやブドウ、イチゴなどの観光農園が多く、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う来客者数の減少への対応が早急に求められているところであります。

新型コロナウイルス感染症の終息に向け、ワクチンの接種が始まっているところでありますが、観光客の回復については、まだまだ先が見通せない状況だと思っております。そのような中、観光農園ではウイズコロナ、ポストコロナの時代を見据えた新たな取り組みが求められていると思っておりますが、この事業を創設した背景についてお伺いします。

坂内農政部長

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴いまして、首都圏などの観光客が農園を訪れる機会が大幅に減少したことから、サクランボ、桃、ブドウ、イチゴなどもぎ取りやお土産の購入もあわせて少なくなり、観光果実園等の所得にも大きく影響しております。

このような中、消費者が実際に農園を訪れることなく、オンラインによりお気に入りの果実を指定し、宅配を通じて受け取りが可能なもぎ取り体験へのニーズは高まっております。こうした状況を踏まえまして、ウイズコロナ、ポストコロナの時代に即応しました新たなビジネスモデルとして期待されるところでございます。

乙黒委員

創設の背景については理解いたしました。

次に、この事業により観光果実園等の経営安定を図るため、オンラインもぎ取り体験等の実施に対して助成するとしておりますが、具体的にどのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

坂内農政部長

オンラインもぎ取りは、インターネットを介しましてリアルタイムで農家と消費者がコミュニケーションを交わし、消費者が画像を見ながらお気に入りの果実を指定し、宅配により受け取ることを想定しています。

農園では栽培方法や品種のほか、栽培に当たってこだわった点などの情報を伝えることによりまして、農園ならではのストーリーを発信し、オリジナルの魅力を伝えることとしています。

事業の実施方法は、ホームページなどで農業者や観光事業者等を募集し、オンラインもぎ取り体験の取り組みに対して、果実の送料や配送資材などに相当する金額を参加数に応じて定額で補助するものでございます。

乙黒委員 通信技術を使用した農園と消費者を結ぶ新たな販売方法につながる取り組みとして、観光農園の皆様の期待も高まるものと感じました。

そこで最後に、このオンラインもぎ取り体験の事業効果と今後目指していく方向性についてお伺いいたします。

坂内農政部長 まず、観光事業者につきましては、これまでのオンラインツアーに観光果実園でのオンラインもぎ取りを組み込むことにより、より魅力的な商品を提供でき、利用者の拡大が見込まれます。

一方、観光果実園等では従来訪問される方に加えまして、外出が困難な高齢者施設、医療関係施設に入所している方など、新たな販路の拡大につながるほか、ECサイトによる販売促進も期待され、農家所得の向上が見込まれます。

本事業を通じまして、ICTを活用した新たな収益モデルを構築しまして、今後普及、定着を進めることにより、競合するほかの産地との差別化を図り、果樹王国山梨の持続的な発展にもつなげてまいりたいと考えております。

乙黒委員 ありがとうございます。昨年1年間、コロナの対応という部分を見ながら、地元の観光農園もそうですし、やはり多くの観光客がバスで来ていた部分がなくなったことで、本当にこうした観光農園さんの現状、大変厳しいものとなっております。

その中で見ていて感じたのは、やはり本来だったら観光客が来て自分でもぎ取ってくれていたところを、自分たちで梱包詰めして送らなきゃいけないとか、また新たなホームページを通した顧客層の開拓というのがなかなか個人でできなかった部分とかあります。また、それについて今度、お金を回収するのにどうするのかなど、さまざまなことで悩んで、なかなか実施に踏み切れなかったところはありますので、ぜひこうしたオンラインの取り組みを通して、県でしっかりとその辺の発送や、また集金のシステムを含めた中でうまく取り組み、ビジョンをしっかりとお示しいただければ、恐らく多くの観光農園の収入アップにつながると思います。ぜひ期待しておりますので、よろしくお願ひします。

（少人数教育推進事業費について）

次に、当初予算概要51ページの少人数教育推進事業費についてお伺いいたします。長崎知事は、少人数教育を公約に掲げ、就任直後から全国初となる25人学級の導入に向け準備を進めてきたと承知しておりますが、いよいよ4月から公立小学校1年生に25人学級が導入されることとなりました。

これにより児童一人一人に対応したきめ細かな指導が可能となり、児童の学習習慣や生活習慣の確立を初め、意欲の向上への効果等、私も大いに期待しているところであります。

そこでまず、公立小学校1年生の25人学級導入による学級数の増加に伴い、予算上新たに何人の教員が必要と想定しているのかお伺いいたします。

斉木教育長 必要となる教員数につきましては、各市町村の小学校区における6歳児の数

を25人学級編制に当てはめまして、増加する学級数に見合う教員数として、28人を予算上想定しております。

ただし、児童数の変動も考えられますので、教員数の多少の増減はあると見込んでいただいております。

乙黒委員

予算上は必要なこういった教員数を見込んでいるとしても、増加する学級数に対応した教員が実際に確保できなければ、せっかく25人学級を導入しても意味がないのかなと思います。

そこで4月から25人学級を導入するに当たり、必要な教員は確保できているのかお伺いいたします。

斉木教育長

本年度既に実施いたしました令和3年度採用の教員選考検査におきましては、25人学級の導入を見据え、小学校教員の採用予定数を例年よりも増員したところでございます。その結果、想定した教員数を確保できておりまして、4月から始まる25人学級に必要な教員を配置できる見込みであります。

乙黒委員

小学校の現場とかを訪ねていろいろお話をお伺いすると、教職員の確保はもちろんですけど、今回はコロナに関連して、お手伝いするような方々の存在も大きな存在となっていると聞いております。

私も本会議での質問もさせていただきましたが、そうしたお手伝いされる皆様の確保も含めて、やっぱりその現場で大事な人数の確保というのは大きな課題と思います。

やはり3月の異動や新年度の状況にあわせて、予算の計上だったり、人員の確保は難しい部分があると思いますので、今後少人数学級を進めていく上で、しっかりとした計画のもとで人数の確保につなげていっていただきたいと思います。

その上で最後に、国は来年度から小学校2年生以降の学級編制基準を段階的に40人から35人に引き下げることが決定いたしました。これまでほかの都道府県に先駆けて少人数教育に取り組んで来た本県では、4月からはさらにそれを進める形で全国初の25人学級を導入しておりますが、この取り組みを推進していくためには、保護者はもちろん多くの県民が施策を知り、理解していくことが必要ではないかと考えます。

そこで、県では少人数教育にかかわる取り組みを今後どのようにして県民に周知していくのかお伺いいたします。

斉木教育長

ただいま委員御指摘のとおり、少人数教育に係る取り組みを広く県民に周知していくことは、私どもも大変重要だと考えております。このため保護者には25人学級の導入に当たりまして、子供たち一人一人へのきめ細かな教育にさらに力を入れていくといったことなどを含めまして、少人数教育の推進について説明をしていきたいと思っております。

また、広く県民に対しましても県のホームページや広報誌などの媒体のほか、さまざまな機会を通じて広く周知してまいりたいと考えております。

乙黒委員

私も小学校の子供がいて、保護者の皆様とよくお話をしますが、少人数学級についてはおおむね皆さん好意的に当然受けとめておりますし、これが強いては学校の教育現場の負担軽減にもつながると思っておりますので、ぜひしっかりとした進展をお願いいたしますので、次の質問に移ります。

（二拠点居住推進事業費について）

次に、78ページの二拠点居住推進事業費についてであります。新型コロナウイルス感染症の影響による地方への関心の高まる中、本県の優位性を生かし、積極的に二拠点居住を推進していくべきと考えております。

本事業は、企業移転を推進するため、二拠点居住に向けた取り組みを行うものでありますが、なぜ企業を中心に二拠点居住の推進に取り組む必要があるのかまづはお伺いいたします。

三井リニア交通局長 企業による二拠点居住は、新たな仕事を探す必要がなく、生活に不安がないとともに、コミュニティ単位での移転となりますことから、孤立感を感じることなく生活ができ、地域への定着にもつなげやすいという特徴がございます。

さらに二拠点居住が進むにつれまして、人口や雇用の増加、地域の産業と結びついた新たな経済活動の創出など、県内経済の活性化や県民生活の豊かさにつながっていくことが期待できるため、テレワークに積極的に取り組んでいる大企業やスタートアップ企業を重点、ターゲットとしたところでございます。

乙黒委員 企業に対しては、実際に本県に来県していただいて、二拠点居住先、移転先として本県のよさを体感していただく必要があると考えます。本事業はまさにそのための事業と理解しておりますが、どのように多くの企業に参画してもらうのかお伺いします。

長崎知事 本事業では、民間事業者のネットワーク、あるいはノウハウを活用いたしまして、本県の優位性、あるいは充実した支援制度、さらにはサテライトオフィスなどの情報を発信するとともに、本県での二拠点居住に関心を持った企業を把握していくことにあります。

この企業に対しましては、二拠点居住推進センターの専任職員が積極的に訪問をいたしまして、ワーケーションツアー、あるいはサテライトオフィスなどのお試し体験事業、こういうものへの参加を働きかけるとともに、各企業のニーズを細かく丁寧に拾い上げて、それを施策にフィードバックし、またこちら側の手厚い受け入れ体制なども紹介していくことで、ニーズに合った施策を発展させる二拠点居住につなげていきたいと、こう考えています。

乙黒委員 多くの企業に本県での仕事や環境を体験していただき、次のステップにつなげていくとのことですが、こうしたサテライトオフィスを初めとした体験を進めていくに当たっては、市町村との連携や協力が必要不可欠と考えております。

そこでこの事業を進めていくため、市町村との連携をどのように進めていくのかお伺いします。

三井リニア交通局長 委員御指摘のとおり、市町村との連携は極めて重要なものと考えておりますことから、平素から連携を密にすることで、企業へのアプローチの段階から各市町村の支援情報や取り組みについても県でPRできるよう取り組んでまいりたいと考えております。

また、ワーケーションツアーやサテライトオフィス等のお試し体験におきましても、テレワークや住まいの環境を体験していただくのみならず、市町村と連携し、地域の方々との交流イベント等を開催してまいりたいと考えております。

さらに、二拠点居住者が地域に溶け込めるよう支援する移住コンシェルジュチームなどの活動につきましても、県のふるさと山梨定住機構が地元市町村と連携しながら、積極的に支援してまいります。

乙黒委員

ぜひコロナの環境もあって東京から地方に移転したい企業というのは多くあると考えられます。また、今県内の市町村を見渡してみても、移住コンシェルジュとしてしっかりとした方が活動している地域というのは、圧倒的に移住環境といますか、その情報発信や成果を出していると思っております。ぜひそうした市町村との連携も深めて、しっかりとしたこの機会を利用して成果を残していただけるようお願いしたいと思います。

（訟務管理費について）

続いて、訟務管理費についての質問に入りますが、その前にやはり本会議のほうでもちょっと言わせていただきましたが、議員としていろいろな御意見がある中で、さまざまな判断をしながらいろいろ活動していますが、やはり既得権益ですとかそういうようなことは、本会議ですとか、委員会の席上ではちょっと似つかわしくないのかなと感じる部分も個人的にありましたので、一言そこだけは抗議させていただきまして、質問のほうに入らせていただきます。

課別説明書、総の34ページ、訟務管理費について御質問いたします。まず、訟務管理費の1にあります弁護士報酬、裁判管理費等の2億1,496万円については、総務委員会の質疑においても例年どおりの約1,600万円と係争中の住民訴訟に関連する今後予測される訴訟の着手金約2億円との説明があったと記憶しております。

まず、今後予測される訴訟とは具体的にどのような訴訟を想定しているのかお伺いいたします。

市川総務部長

今後準備が必要となる訴訟でございますけれども、こちらにつきましてはまさに相手次第ということもございます。既に報道等でわかっているとおり、富士急行株式会社においては、県と争う姿勢を鮮明にしていることから、さまざまな形で訴えられる可能性が高いと思っております。そういった形の中で令和3年度の当初予算の着手金で想定しているものにつきましては、今回の住民訴訟が確定した後に、県から対象者に請求するということが発生してまいります。そういった訴訟でございます。

加えて、先ほど申し上げたような今後、私ども県から富士急行株式会社に対して先月、回答書兼通知書という形でお示ししたのが、仮に何らかの法的な理由によって貸し付けの契約が有効とされた場合、令和3年度賃料増額請求分として予備的に約20億円という形で想定しているところでございます。こういったことに対する富士急行株式会社からの訴え、こういったことを想定しているものでございます。

乙黒委員

ありがとうございます。今回この予算委員会の前にしっかりとした説明もいただきましたし、その内訳として住民訴訟における対象者への請求額が77億円余、また富士急に対する賃料増額分として20億円余ということはしっかりと説明もしていただきました。

その中で歴代知事や富士急行に対するこういった損害賠償義務づけ訴訟である本県の住民訴訟は、現在第一審である甲府地方裁判所において係争中であり、いつ判決されるかまだまだ不明である上に、控訴、上告される可能性も十分にあり、判決が確定する期日も不明であります。訴訟がすぐに起きる緊急性がない中で、現時点において訴訟内容も訴訟金額も確定しないにもかかわらず、約2億円という巨額の訴訟費用着手金という形で網羅的に当初予算に計上する必要性について疑問を感じております。

そこで、弁護士費用を認めないということでは決してありませんが、想定される訴訟の内容や金額を確定した上で、個別具体的に必要に応じて補正予算案等で計上し、議会の議決を求めるべきではないかと考えますが、所見をお伺いいたします。

市川総務部長 今後の想定される裁判の終了期間ということは、確かに相手がある事案でございますし、裁判のスケジュールにつきましては裁判所が定めるとおりでございますので、そこは確かに絶対に令和3年度に起きるかどうかというところはわからないというところもでございます。

ただ一方で、住民訴訟、既に相当期間裁判は続いているところでございますし、まだまだお互いの主張が展開される可能性はありますけれども、そうは言いつつやはり住民訴訟が来年度終わる可能性があることも一方でございます。

そういったことに加えて、先ほど当初予算に盛り込む必要性として申し上げさせていただきましたけれども、住民訴訟の場合は地方自治法の規定によりまして、判決が確定した日から60日以内を期限として損害賠償請求をしなければならないことになっておりまして、相手が支払わない場合は訴訟の提起をしなければならないと。その訴訟の提起は議会の議決を要しないこととされているところでございます。

通常であれば議会の議決を訴訟の提起の際、お諮りするという形になりますので、場合によってはそのときに補正予算ということもありますが、住民訴訟の場合はそういった法的な規定もございまして、議会の議決を要しないということも十分踏まえまして、その上で早急に適正な訴訟追行体制ということは整備していかなければならないということ。また、年度を通じて円滑に事務を執行するためには、年度開始時点で想定される最低限の備えが必要であるということから、当初予算の計上が必要であると考えてございます。

乙黒委員 ここから先はこれまでの議員の発言とか、いろいろ聞いていた部分もありますので、ちょっと細かい部分について質問させていただきます。

まず初めに、今答弁でもありましたが、訴訟を起こす時期という部分についてお伺いしたいと思います。これは判決が確定した後に、60日以内を期限としてそういった訴訟に入ると今説明がありましたが、となると弁護士との委託契約を結ぶとかという部分も判決が出た後を考えているのか、それとも先に準備として判決が出る前に弁護士と個別に業務委託をする可能性があるのかお伺いしたいと思います。

市川総務部長 この予算を御説明する際に何度も申し上げましたけれども、今回の着手金につきましては、新たな訴訟への対応分ということで考えてございます。おっしゃっている意味は、今の住民訴訟を継続している中でやるかどうかということ、着手金を使うかどうか。

乙黒委員 この2億円の積算根拠という部分を見ていると、77億円の歴代知事の部分と20億円の富士急行への増額請求と説明を受けてますので、それは住民訴訟の判決が出て、県が敗訴するわけですね。不当な金額だったという部分。それに伴って請求をしなければいけないという認識でいます。今年度予算でこの金額を計上した中で、実際に弁護士と委託契約をして訴訟を起こすタイミングというのは判決が出た後なのかなと、そこを確認させていただきたい。

市川総務部長 先ほどの自治法の規定は、判決が確定した日から60日以内にまず損害賠償

請求をすると。払わない場合に訴えなければならないということなので、判決の確定があって、請求があって、払わない場合に訴訟ということになります。

乙黒委員

ありがとうございます。その上で今回、歴代知事への77億円余、そして富士急への20億円という訴訟を想定していると。これは1つの訴訟として予算の根拠を見ていると、合算で請求をするような形という認識で2億円が2%計上しているのかなと、私は見ました。私はそういった訴訟の専門ではありませんが、県としては対象が複数人になる中で、今回一緒に請求の訴訟を起こすという認識でよろしいのでしょうか。

市川総務部長

相手は複数ありますので、請求した後にお支払いいただけるかどうかということは、個々の状況によって違うのかなと思っております。

乙黒委員

ということは、お支払いいただけるかどうか、その結果が出た上で個別に訴訟を起こしていくという認識ですよね。そうすると、例えば歴代知事の皆さんそれぞれに訴訟を起こすということであれば、一件一件に着手金というのが必要になってくるという認識なのか。その上で実際に先ほどまでの答弁の中でも、県は回収ができる部分に関して成功報酬という部分はすごくよくわかるんですけども、着手金に関しては例えば歴代知事の皆さん、今引退されている方もいたり、お亡くなりになった遺族の方というような部分が対象になって、77億円というような形の訴訟がもし起こるのであれば、果たしてそこが回収できるのかと考えているのか、その辺についてお示しいただければと思います。

市川総務部長

この住民訴訟の判決の内容につきましては、予断をもってお答えすることはできないと思っております。あくまで私どもが、原告が今対象者への請求額として出している全額を用いたとしているのは、別にこれらの対象者に請求していく方針を固めたとかそういう話ではございませんので、あくまで今住民訴訟が起きている額を機械的に計算して、訴訟の規模を図るために使ったにすぎないということでございます。

乙黒委員

わかりました。その辺の細かい状況とがよくわからない中で質問させていただきました。その上で個別にそれぞれ訴訟を起こしていくときに、例えばなんですけど、着手金をお支払いしたときに、例えば歴代の知事の皆さん、果たして本当にこの金額を訴訟で求めるべきなのかとなると、恐らく議員や世論という部分の中でも、議会において責任を解除するといいますか、そういうようなことも考えられるのかなという中で、例えば事前に着手金という部分で払ってしまった後に、対象として訴訟を取り下げたとかそういうようなケースを考えたときに、そういった着手金というのは一度払ったらもう戻ってこないものなんですね。その辺よくわからないので参考にお聞かせいただければ。

これからの仮定の話なので、私もよくわからないのですが、しっかりと2億円の根拠とこれを予算として通す中でお聞きしたいと思っている部分でありまして、要は着手金というのが今回77億円、そして20億円と。富士急行に対して20億円でしっかりとした弁護団をつけて戦うことは全然当たり前だと思うんです。ただ、今回2億円という合算で計上している金額というのは、内訳として富士急に対する部分と歴代知事に対するお金が一緒の中で機械的に金額が出ていると思うんですけども、もしそれを一括で訴訟するのであれば、着手金で2億円払ってしまった部分が歴代知事は、やはり外しますとかなったときに、我々もこれを認めてしまったら、着手金で出した部分は、その詳細がわからないまま

で執行部に2億円の使い道を委ねることになってしまう。それで、着手金を払った後にそういった部分が戻ってくるものなのかわからなかったので、お伺いしているんです。

市川総務部長 答弁になってないかもしれないんですけど、あくまで私どもこの予算で約2億円を計上させていただいたのは、今最低限必要なものということで計上させていただいてるにすぎないので、仮に住民訴訟の結果として金額が少なくなれば、もちろんそれは使うことがなくなるでしょうし、判決の結果、請求してお支払いいただければ、そこは裁判を起す必要がありませんので、そこを使うことはあり得ないと思っています。

長崎知事 訴訟ごとにそれぞれ価格が決まって、訴訟の価格によって着手金が決まってくるというわけですので、何をどう訴えるかによって価格というのは当然決まってくると。今回、現状、原告が訴えている額をもとに機械的に算出しておりますので、実際の場面はどういう判決が出るか予断をもって申し上げられませんが、その結果、今我々が想定しているものにでこぼこがあったとしたら、そのでこぼこに応じて訴訟価格掛ける（旧）日弁連基準の着手金という数字で出してくるんだろうと思います。

ですので、一旦払ったものを、要は訴訟を途中でやめない限り、やめた場合は訴訟委任契約によるんでしょうけれども、起こした訴訟ごとにそれぞれ着手金を払っていくこととなります。

乙黒委員 要は訴訟ごとに着手金を支払うということであれば、訴訟が起すか起こさないかによって使用されないという場合もあるという認識でよろしいですか。何でも2億円使ってしまうということではないということだけ。

市川総務部長 さようでございます。

乙黒委員 端的に。富士急の別荘地の関係で、今転貸を認めていないという中、今後これから別荘を建てようと思っている方々が、建築の許可がおりていないという状況もあるということを知っておりますが、そういうところから今後訴訟が起こされる可能性もあるのかなと思っていますんですけど、今回こういった2億円使われなかった場合において、そういう部分もこの予算の中から出るという認識でよろしいですか。

市川総務部長 今の時点で別荘所有者の方から訴えられるということについて、予断をもってお答えするのは差し控えたいと思います。

乙黒委員 その辺が結局、2億円を歴代知事やそういう部分に使うという予算計上で乗せておいて、また違った裁判に支出していくという部分が前回、6,600万円の業務委託もそうですけど、しっかり説明をしていただければなるほどという部分もあると思うんですけども、やはり私もこの数カ月、しっかりと情報を発信してくれてないなという部分もあったので、しっかりと情報発信をしてくれるのか、そこをもう一度お答えをお願いします。

市川総務部長 これまで調査委託業務につきまして、特別委員会の中でさまざまな御指摘をいただきました。私どもとしてもきちんと十分な説明をこれからも議会に対してしていかなければいけないということは認識してございます。

予算の使い方も含めてそこは当然当てはまると思いますので、もしいろいろな使い道で積算として、先ほど私どもがやる申し上げているような積算の仕方です。計上させていただいているんですけども、もちろんそれは足りなくなった場合には、場合によってはまたさらに補正をお願いすることもありますし、要らない場合には当然執行残という形で使わないということもあろうかと思えます。

いずれにしても、きちんと議会の皆様に対しては御説明を真摯にしていきたいと思っております。

乙黒委員 債務負担行為の部分について質問させていただきます。先ほどまでの答弁の中で、限度額ですとか事項の中で関連訴訟というような表記がされているんですけど、債務負担行為の関連訴訟、先ほどからの答弁を聞いていると、住民訴訟の成功報酬だけというような認識であれば、そう明記してもらえれば誰もが納得して債務負担行為として認められるのかなと思うんですけど、関連訴訟についての御説明をお願いします。

市川総務部長 先ほど来申し上げたとおり、富士急行株式会社は県と争う姿勢を鮮明にしているということでございます。今後、同社がどのような形で訴えてくるかということにつきましては、まさに相手次第でございますので、関連訴訟がどういう訴訟なのかということは、今の時点では予断をもってお答えすることが難しい状況でございます。

乙黒委員 要は、債務負担行為に関しては、それぞれの訴訟ごとに債務負担行為を出していただいたほうがよいかと思うんです。今回に関しては、関連訴訟というと今後どういう訴訟が起きてくるかわからないという中で、いわゆる我々議会のチェック機能を放棄して、白紙委任にするような認識を私は持っております。そういう意味では、今回の債務負担行為に関しては、本当はしっかりと明記した中で、住民訴訟にかかわるその部分に関する成功報酬というような明記があればよかったと思うんですけども、今回関連訴訟というような部分になってくると、もっといろいろな訴訟が想定されるのかなと疑義を持ってしまうんですけど、そこについてはいかがでしょうか。

市川総務部長 当然債務負担行為の事項のところ住民訴訟に関連すると書いてございますので、住民訴訟とかけ離れた訴訟に対して、成功報酬を支払うというような契約を結んでということは全く考えてございません。あくまで住民訴訟に関連した訴訟ということでございます。

乙黒委員 最後に、富士急との今後いろんな訴訟が出てきたりですとか、富士急の山中湖の別荘地において、一般の民間の方からの訴訟とかが想定される中で、今回の債務負担行為に関してそれは含まれないという認識でよろしいですか。

市川総務部長 住民訴訟そのものというよりも、その後の関連する訴訟ということでございます。

長崎知事 要は住民訴訟に関連して、先方からどういう訴訟が起こされるかというのは先方が決める話であって、我々は決めることができないわけですけども、そこは細かく今から想定することはできないわけでありまして。

いずれにしても、住民訴訟に関して例えば先方が訴えてきたような場合、これが県として受けて立たないといけないわけでありまして、これについては議会の

議決というのはいらないわけですか。訴訟を受けるわけですから。ですので、そういう場合も踏まえての成功報酬となりますので、当然これは相手方、現時点で、こういう訴訟、こういう訴訟とあらかじめ累計を決めていけば、そうじゃない訴訟を起こしてくる可能性だってあるわけです。そうすると県民の利益を守ることはできないと。我々はやはり先方の訴訟に対してはしっかりと向き合って、議会の皆さんが御指摘のように、中立公正な法廷の場で努力の限り、持てる情報の限りを尽くして真実を発見していくと。これをやっていくためには、今の債務負担行為の書き方が最も適切であると。こう判断して予算を提出しております。

乙黒委員 私自身は債務負担行為をもう少し明確に出していただければよかったなと感じて、その部分を質問させていただきました。

（山梨県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金事業について）

古屋委員 初めに、当初予算概要21ページの山梨県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金事業についてお伺いします。私の地元である山梨市は、ドイツやキルギスをホストタウン相手国として登録をされており、本年もホストタウン事業としてベートーベンコンサートやパラリンピック選手から学ぶ心のバリアフリー講演会など取り組みが行われております。

本年夏に開催されます東京オリンピック・パラリンピック競技大会においては、ドイツ代表のウエイトリフティングやキルギス代表のパワーリフティングの選手が山梨市で事前合宿を予定していると聞いております。ホストタウンの交流は、相手国との間で人的、あるいは経済的、文化的な相互交流が進化させ、地域の活性化につながっていく大切な取り組みであると私は考えております。

一方、新型コロナウイルス感染症はいまだ終息していないことから、ホストタウン相手国の受け入れについては、徹底した感染症対策を講じる必要があると考えております。県では定例会において新たな基金を設置して、新型コロナウイルス感染症対策を行うことですが、まずはこの事業はどのようなものかお伺いいたします。

赤岡スポーツ振興局長 この事業は、国からの交付金を財源として造成した基金をもとに、東京オリンピック・パラリンピック大会の開催に際し、事前合宿や交流事業のために本県を訪れる選手団の受け入れに当たりまして、新型コロナウイルス感染症対策を実施するものであります。

県内では12の市町村において事前合宿や交流事業が予定されておまして、選手団と県民の皆様とが安心して交流ができますよう、市町村と連携して徹底した新型コロナウイルス感染症対策に取り組んでまいります。

古屋委員 予算概要によりますと、この事業はさらに2つの事業に分かれておりますが、その考えと具体的な内容についてお伺いします。

赤岡スポーツ振興局長 選手団の感染症対策につきましては、基本的には事前合宿の受け入れ主体であります市町村が行うこととなりますけれども、市町村が個別に実施するよりも、一括して実施するほうが効率的なもの、これについては県が行うこととして事業を2つに分けてございます。

まず、ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策事業におきましては、県が主体となって選手団や接触が見込まれる関係者へのPCR検査を実施するほか、陽性が確認された場合の病床の確保などを行うこととしてございます。

また、ホストタウン登録市町村等交付金におきましては、宿泊施設におけるフ

ロア単位の借り上げなど、選手と一般客との接触を避けるための対応などに要する経費につきまして、市町村に交付することとしてございます。

古屋委員

いずれも県が取り組む事業、さらには市町村でやる事業それぞれあるわけですが、大変大切な事業だと思っておりますし、ぜひこの夏、オリンピック・パラリンピックがこうした事前の準備の中で成功裏に開催されますこと、心から期待をしております。

（トータル・サポート・マネジャー養成事業について）

次に、当初予算概要87ページのトータル・サポート・マネジャー養成事業について伺います。ちなみに本事業は県の看護協会に委託されている事業であります。在宅医療における他職種の効果的な連携に向けて、県ではトータル・サポート・マネジャー制度を創設して、これまで養成してきましたが、改めてこの役割についてお伺いしたいと思います。

小島福祉保健部長 医療と介護の切れ目のないサービスを提供するためには、地域において在宅療養をともに支えております医療と介護の連携が不可欠でございます。このためには両分野を見渡した調整役が必要でございます。そこでトータル・サポート・マネジャーが医療と介護の他職種の連携の核となり、医師や看護師、介護支援員などがそれぞれの専門性を十分に発揮できるよう、総合調整を行う役割を担っていただくこととしております。

古屋委員

県内どこにいても同じような医療を受けられる環境づくりが肝要であり、在宅医療においても地域に偏りがあってはならないと考えております。

そこで、県では本年度までに41人のトータル・サポート・マネジャーを養成してきたとのことですが、各地域別の養成者数についてお伺いします。

小島福祉保健部長 トータル・サポート・マネジャーは、訪問看護ステーションの看護師を対象に、県看護協会と連携をいたしまして、毎年100時間を超える研修を実施して養成をしております。

制度を創設した平成29年度から本年度までの4年間で、中北圏域に26人、峡東圏域に5人、峡南地域に6人、富士・東部地域に4人の合計41人を養成したところでございます。

古屋委員

今お答えいただきましたけど、そういった意味ではかなり、濃淡があるような感じはしておりますけど、県ではこれまで県内において訪問看護ステーションに在籍できるよう養成とのことでしたが、現在の充足状況についてお聞かせいただきたいと思っております。

小島福祉保健部長 訪問看護ステーションは現在、全県で59カ所が開設されてございます。しかしながら、小規模な訪問看護ステーションにおきましては、養成研修に訪問看護師を派遣することができないという状況でございますとか、あとは複数のマネジャーが在籍しているステーションがございまして、こういったことから中北圏域には訪問看護ステーションが全部で34カ所ございまして、この中のうち15カ所、峡東地域には全部で11カ所中4カ所、峡南地域には全6カ所中4カ所、富士・東部地域には全8カ所中2カ所の合計25カ所の在籍にとどまっているという状況でございます。

古屋委員 全体的な状況についてはわかりました。在宅医療のさらなる推進に当たって、今後ともトータル・サポート・マネジャーの養成を続けていくことが必要であると思いますが、今後の養成に向けた考え方について伺います。

小島福祉保健部長 在宅医療と介護サービスを効果的に提供していく上で、本県独自の制度でございますトータル・サポート・マネジャーというのはこれからますます重要な存在になっていくものと考えてございます。

今後とも現状においていまだ多くの訪問看護ステーションにマネジャーがいない状況に鑑みまして、地域偏在の是正に留意をいたしながら、県看護協会と十分に連携を深めながら養成に努めてまいる考えでございます。

古屋委員 ぜひ地域の偏在の格差といいますか、そういった状況を克服していただいて、住みなれた地域で安心して暮らせることのできる環境をつくるよう今後も引き続き進めていただきたい、このように思っております。

（メディカル・デバイス・コリドー創生事業費について）

次に、当初予算概要23ページのメディカル・デバイス・コリドー創生事業費について伺います。新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、本県においても多くの中小企業が苦境にあえいでおります。厳しさを増す経済状況の中にあつて、メディカル・デバイス・コリドー構想は、本県の経済がコロナ禍を脱する際の有力な道筋となっていくものと大きな期待を寄せているところでございます。

さまざまなコロナ対策に関心が向けられる中、私はコリドー構想の具体的な動きを注視してきましたが、メディカル・デバイス・コリドー推進センターの開設に続き、本県では実に9年ぶりとなる総合特区の区域拡大を図るなど、施策の前進の速度が加速していると感じております。

本事業は、コリドー関連の事業を一括して計上しておりますので、その内容について幾つか質問することで、これまでの実績や事業の実施を通じた今後の展望について伺いたいと思います。

まず、コリドー構想の実現を図る中核機関として、昨年6月に開所したメディカル・デバイス・コリドー推進センターについての活動状況、そして成果、さらには今後の抱負について伺います。

中澤産業労働部長 コロナ禍にありましても、企業のセンターへの期待感は衰えることなく、6月の開所以来、9カ月間で93社から317件もの相談が寄せられておりまして、センターは期待に応えるためにフル稼働で対応しております。

また、センターによる県外メーカーと県内企業のマッチングが成功いたしまして、OEM生産の受注が決定した実績も出てきております。さらに成約にあと一歩まで来ている大規模な受注案件も取り扱っておりまして、県やセンター、さらには金融機関等が集中的な支援を実施しているところであります。

受注実績や相談対応を積み上げることで、センターの知名度や信用は県内外で高まってきておりまして、今後も県内企業の受注増を図ることで、コロナ禍を突破する原動力となるよう支援活動に鋭意取り組んでまいります。

古屋委員 センターの実績は、すなわち県内の企業の取引拡大であり、一層の支援の充実を期待するところであります。

次に静岡県との連携について伺います。長崎知事はコリドー構想の推進において、医療機器の生産金額が全国最大である静岡県との連携を重視してきました。

私は、静岡県のファルマバレーセンターやがんセンターの視察をしていますが、その取り組みは先進県にふさわしく、連携が進めば大きな効果があると感じたところがございます。

本県と静岡県は一昨年、連携協定を踏まえ、先月24日に静岡県のふじのくに先端医療総合特区の本県7市町村への区域拡大を推進しており、連携強化が着々と進んでおります。

そこで、今回の特区拡大を踏まえ、今後の静岡県と連携した取り組みをどのように進めていくのかお伺いします。

長崎知事

静岡県とは本年度から本県が医療機器の本場、東京の本郷で開催しております展示商談会に静岡県の企業を招待するなど、連携事業を実施してきたところで

す。今般の特区の区域拡大が加わりましたことで、両県が力を合わせて医療機器関連の産業クラスター化を図る枠組みができたものと考えております。この区域拡大後には連携がさらに一層活発になることが確実視されるため、静岡県が進めます医療機器の開発、製造に関しまして、本県企業の参画を進め、取引拡大につなげてまいりたいと考えています。

また、特区のパートナーといたしまして、本県からも新たな医療機器などの提案を積極的に行っていくほか、企業間連携を促進し、さらなる本県内特区市町村の拡大を図るなど、両県が我が国を代表する医療機器産業の一大集積地となるように、さまざまな取り組みを展開してまいりたいと考えております。

なお、さらにその先であります、現状は部品、あるいは材料の提供が大きな部分を占めているわけでありまして、将来的には本県が静岡県の医療機器関連企業を傘下に置いて、医療関係に事業を行えるような、そんな展開を実現するような方向性を模索をして、両輪になるようにしっかりと取り組んでまいりたいと考えます。

古屋委員

ぜひそうした連携の効果が本県産業の振興につなげていただきたい、このように思っております。

次に、人材育成についてであります。医療機器は高い安全性が求められ、その製造等には法規制などへの対応が必要であるため、本分野の参入に当たっては医療機器に精通した専門人材が不可欠ですが、中小企業が独自に育成するのはハードルが高く、この点での支援は非常に重要だと思っております。

そこで、本産業に対する人材育成をどのように行うのかお聞きしたいと思います。

中澤産業労働部長

人材育成につきましては、山梨大学の協力のもと、医療機器の設計、開発に関する人材養成講座を開催しております。講座のカリキュラムは、医学に関する基礎知識や関連法令等の講座に加えまして、医療現場の視察や医療機器の試作品開発を行う内容となっております、全国的にも高度で実践的なものであります。

本年度までの6年間で118名が講座を修了しており、知識、技術の習得に加えまして、山梨大学の医療関係者や受講企業間での人的ネットワークの構築につながるということなど、受講企業における医療機器製造等の推進に大きく貢献しております。

今後も新型コロナウイルス感染症対策としてウェブを活用するなど、安全対策にも配慮しながら、内容のさらなる充実を図りまして、専門人材の育成に努めてまいります。

古屋委員

今、さまざまな施策が並行して進められているわけでありまして、非常に心強く感じております。いずれにしましても、医療機器産業は本県の牽引的な基幹産業となるよう心から期待を申し上げるとともに、私たちも一生懸命取り組んでいきたい、このように思っております。

（環境にやさしい農業推進事業費について）

続きまして、当初予算34ページの環境にやさしい農業推進の事業費について伺います。近年、環境に関する国民の関心が高くなっており、農業分野においては環境保全を重視した生産への取り組みや環境に配慮した農業生産物が注目されております。

私もこうした農業を推進していく立場から、日本の有機の町として名高く、町ぐるみで有機農業を推進し、自然生態系の農業推進にかかわる条例を制定するなど、農薬や化学肥料をできるだけ使わない有機農業を推進し、地域の活性化を図っている宮崎県の綾町を2年前に視察し、感銘を受けたところであります。

本県においても化学肥料や農薬をできるだけ減らし、環境への負荷を軽減する環境保全型の農業や科学的に合成された肥料や農薬、また遺伝子組み換え技術を使用しない有機農業の取り組みを一層進めていくことが重要だと考えております。

そこで、このような環境保全型の農業や有機農業を定着させるための目標として、本事業の内容についてお伺いします。

坂内農政部長

本事業では、県内4カ所で化学肥料や農薬を低減する技術を実証する圃場を設置しまして、成果の検証を行うほか、技術力の高いベテラン有機農業者の協力を得まして、新規に有機農業に取り組む農業者等の技術の向上を支援することとしております。

また、県の普及指導員が有機JAS登録認証機関の実施する研修を受講しまして、技術力、指導力を向上させることで、県内の有機農業者が国際水準を満たす有機JAS認証を取得できるよう支援することとしています。

あわせて、国や大学の研究者、有機農業の先進農家を招いた技術セミナーや情報交換会を開催するなど、環境に優しい農業を推進するための経費を計上してございます。

古屋委員

県では本事業以外にも農業大学校における有機農業を学ぶことのできるコースを設置するなど、有機農業の拡大に取り組み、北杜市を中心に新規就農者も年々増加していると聞いております。

そこで、有機農業に取り組む本県の農家数、あるいは面積の状況についてお伺いします。

坂内農政部長

県内の有機農業は、県の有機農業推進計画を策定した平成20年前後から農業者数、面積とも拡大しておりまして、令和元年の有機農業者数は161戸、調査を開始した平成22年と比べまして、農業者数は約1.7倍に増加しています。

主要な栽培品目としまして、ジャガイモ、ニンジンなどの根菜類やレタス、タマネギなどの葉菜類などがございます。令和元年の栽培面積は204ヘクタールと、平成22年と比べまして約2.5倍に拡大しています。

古屋委員

大変そういった意味では着実に前に進んでいると、このように受けとめました。

そこで、環境保全への関心が高まる中、環境保全型の農業や有機農業の拡大は、

本県の農産物のブランドイメージや信頼の向上につながるものと考えております。しかし、近年、夏の高温や大雨、大型台風が多発など異常気象が続く中で、環境保全型の農業や有機農業を普及させていくためには、安定した生産技術の習得を支援することや販路の拡大を図っていくことが極めて重要であります。

そこで本事業によりどのような効果を見込まれるのかお伺いいたします。

坂内農政部長 新規就農者とベテラン農家、普及指導員との情報交換を通じたネットワークづくりに加え、現地実証圃場での実証成果の普及や有機農業技術研修会の開催等により、農業者の技術が向上し、生産の安定が期待されます。

また、普及指導員の有機農業に関する指導力が向上し、県内農業者の有機JAS認証の取得が進み、消費者の関心が高い有機農産物の販路拡大につながると期待されます。

持続性の高い農業生産に加えまして、環境負荷の低減や生物多様性の保全に資する環境保全型農業、有機農業について一層推進してまいります。さらに、一流のシェフが県内の有機農産物を使いまして調理したレシピを添付し、農産物パックとして販売するなど、有機農産物の販売を支援してまいります。

古屋委員 ぜひつくるもの、そして食べるほう、両輪のごとく進めていただいて、本県のブランド力をさらに高めていっていただきたいと思います。

（中山間地域等直接支払交付金について）

次に、当初予算概要37ページの中山間地域等直接支払交付金、4億2,600万円についてお伺いしたいと思います。本県の農業地域の大半は中山間地域に位置しており、不利な生産条件を先人たちの努力により克服し、高品質な農作物を生産しております。

本交付金は、耕作放棄地の発生を防止し、農地の多面的機能の維持をする観点から、持続的に農業生産活動等を行う農業者に対して直接支払うと承知しておりますが、この交付金の基本的な考え方、あるいは仕組みについて伺います。

坂内農政部長 中山間地域等直接支払交付金制度は、傾斜がきつく、農業の生産条件が不利な地域におきまして、農業生産活動を継続するための支援制度として平成12年度から実施されまして、5年ごとに制度の見直しを実施しております。

仕組みといたしましては、集落を単位とする協定を締結し、農業者等が荒廃農地の発生防止活動や水路、農道の管理などの農業生産活動を行う場合に、国が2分の1、県が4分の1、市町村が4分の1を負担し、面積に応じた一定額を交付する制度となっております。

古屋委員 私の地元、山梨市においても、各地域で協定を締結して、法面管理や水路の維持管理など活動を行っておりますが、県全体の令和3年度の交付金の実施についてお伺いします。

坂内農政部長 令和3年度は山梨市の28協定を含めまして、県下13市5町4村の335の集落協定等によりまして、合計で3,745ヘクタールの農地において、農業生産や維持管理等の活動を実施する見込みとなっております。

また、これらの活動を行っている集落協定に参加する農業者等に対しまして、県全体で5億4,985万6,000円を交付する予定でございます。

古屋委員 最後に、本交付金は中山間地域の農業を維持するために非常に有効であると

考えますが、今後どのように推進していくのかお伺いします。

坂内農政部長 現在、令和6年度までの第5期対策として実施されている本交付金によりまして、農産物の作付による農業生産の継続、水路、法面の管理などの取り組みを通じまして、農村地域が持つ多面的機能の発揮を図る活動を支援していくこととしております。

また、農業者等による高齢者の見守り、宅地の雪かきなど集落機能の強化への加算措置や、ほかの集落を含めて協定を締結することによりまして人材の確保を図る広域加算措置の積極的な活用を促し、協定参加者の減少や高齢化による担い手不足などの課題の解決につなげてまいります。

今後も市町村や関係団体と連携し、本交付金制度の活用による中山間地域の集落機能の維持や地域の活性化を推進してまいります。

古屋委員 実は私も本当に中山間地域よりももっとさらに厳しいところで生まれ育った人間でありまして、そういった意味では今ICTを使ったいろんな農業を合理的にやろうということをございますけど、まずは基盤整備をしっかりとやらないと、そういったこともなかなか前に進みませんから、山梨県の特徴としてこの事業をさらに推進していただきたい、このように思います。

（やまなし未来農業応援事業費補助金について）

次に、当初予算37ページ、やまなし未来農業の応援事業補助金について伺います。本県は大消費地に隣接する有利な立地条件や、先人たちの御努力により果樹を中心とした特色ある農業が展開され、市場からも高い評価を得ております。

本事業は本県農業のさらなる発展のため、スマート農業や環境に配慮した農業等の取り組みに対し助成することとしておりますが、事業を創設した背景についてまずはお伺いしたいと思っております。

坂内農政部長 本県農業をさらに発展させていくには、担い手不足の解消や高品質果実等のブランド化に向けたIoTやAI技術の活用、二酸化炭素の排出量削減等の環境に配慮した農業の推進が必要であります。また、長雨や猛暑など近年頻発する気候変動に伴うブドウの晩腐病などの発生やハウス内の高温化等に対して適切に対応していくことが求められております。

そこで、これらの喫緊の課題に対応するため、スマート農業や環境に配慮した農業等の取り組みに対しまして必要な経費を助成するため、本事業を創設したところであります。

古屋委員 それでは、具体的にどのような助成が対象となるのかお伺いします。

坂内農政部長 具体的には二酸化炭素の排出削減に向けた4パーミル・イニシアチブへの取り組みに必要な無煙炭化器や長雨等の気候変動に対処するブドウの雨よけ施設の設置等に対して支援するものです。

また、担い手不足の解消や作業環境の改善に資するIoT技術等を活用した栽培管理システムやラジコン草刈り機、農薬散布用ドローンなど、スマート農業の導入に向けた取り組みに対しても支援してまいります。

古屋委員 現在進行している高齢化や担い手不足、さらには大雨や高温などの異常気象の発生を踏まえると、本事業の効果は大きく期待をされるようですが、最後に本事業によってどのような効果が得られるのか伺います。

坂内農政部長 本事業の実施により、農作業の効率化や作業環境の改善が図られ、担い手不足解消に資するほか、地球温暖化の抑制に貢献するという新たな付加価値を有する農産物のブランド化にもつながるものと考えています。

また、農業者等が本事業の活用によりモデル的な取り組みにチャレンジすることで、その技術がほかの農家へ波及し、引いては県下全域に広がることが期待されるということです。

これらの取り組みを通じまして、農業の稼ぐ力を最大限に発揮させ、農家所得の向上や新たな担い手の確保を図り、農業の成長産業化につなげてまいり所存でございます。

（少人数教育推進事業費について）

古屋委員 ぜひ期待をしたい、このように思っております。

最後に、当初予算概要51ページの少人数教育推進事業について伺います。いよいよ4月から小学校1年生に25人を基本とする少人数学級が始まります。今議会においても令和4年度には小学校1年生に続いて小学校2年生への導入が表明されましたが、令和3年度から小学校1年生への導入することについて、1年前から県の方針となっていました。

そこで改めてお聞きしますが、25人学級を低学年から導入することについて、どのように考えているのかまずはお聞きします。

斉木教育長 小学校低学年は、学校生活に必要な学習習慣、あるいは生活習慣を身につけるために手厚い指導が必要な時期であると考えております。

また、幼児期との接続を円滑にするという観点からも、まずは小学校1年生に25人学級編制を導入することとしたところであります。

これによって現行の30人学級編制よりも児童一人一人に対するきめ細かな指導が可能となるなど、さまざまな面での効果が期待されているところであります。

古屋委員 現時点での県の少人数学級教育の施策の基本は、小学校1、2年生が30人、小学校3年生から中学3年生までが35人であり、国の基準よりも少人数学級となっていますが、山梨県の制度も小学校1年生から導入されるのでしょうか。また、その理由は先ほど教育長がおっしゃった答弁の内容でよろしいのか確認の意味で伺います。

斉木教育長 現行の制度であります小学校1、2年生への30人学級編制でございますが、平成16年度から導入いたしまして、翌年度に小学校2年生まで拡大した制度でございます。

当時、小学校1年生から導入した理由でございますが、今般と同様、低学年にはよりきめ細かな指導が必要であると判断したからであります。

古屋委員 これから少人数学級を導入するに当たっては、成果の検証が重要であると思えます。学力を重視した検証はわかりやすいかもしれませんが、例えば学習習慣や意欲の向上など、目に見えないことも評価することも大切ではないかと思っております。

そこで県では少人数学級の検証をどのように行うのか最後に伺います。

斉木教育長 今回、少人数教育を進めるに当たりましては、児童への影響や学校関係者の評

価などを整理して、検証していくことが必要であると考えております。その検証につきましては、委員御指摘のとおり、学力面だけではなく、やり抜く力、あるいは自己肯定感などのいわゆる非認知能力の側面に着目していくことも必要であると考えております。

実施に当たりますには、検証の狙いや目的を明確にした上で、教員や児童の負担を考慮しながら実施していきたいと考えております。

以 上

予算特別委員長 白壁 賢一